

城。或即歸耶。安羅人伐兵被。新羅城。口口口口。倭漢とあり。この倭も羅津彦等か率つたる將士ならん。これ
も政友いへり。此歳の事に於たれども。更に思ひよるべきことなし。但し東國通鑑によれば。この事羅中天皇元年なり。

十三年壬寅

十二年春二月。天皇遣專使。以徵髮長媛。秋九月中。髮長媛至。自日向。便安置於桑津邑。爰皇子大鷦鷯尊。及見髮長媛。感其形之美麗。常有戀情。於是天皇知大鷦鷯尊感髮長媛而欲配。是以天皇宴于後宮之日。始喚髮長媛。因以上坐於宴席。時搗大鷦鷯尊。以指髮長媛。乃歌之曰。伊裝阿藝。怒珥比蘆菟彌珥。比蘆菟彌珥。和餓喻區彌智珥。伽愚破志。波那多智麼那。辭豆曳羅波。比等未那等利。保菟曳波。等利委餓羅辭。彌菟愚利能。那伽菟曳能。府保語茂利。阿伽例蘆鳩等咩。伊裝佐伽麼曳那。

九月中。中は中旬なり。これを集解に行りなりとして削り去りたるは私なり。神功紀にも甲子年七月ナカノツキ中。と書る例もあるをや。其處にては何とも註す。○便下。永享本使字あり。○桑津邑。和名抄攝津國豐島郡桑

津久波津。また今河邊郡に桑津東西二村あり。攝津志云。住吉郡桑津村八幡神祠。土人云使髮長媛居此。後人立祠。などあり。○及見。信友校本及字なし。○宴于後宮之日。記に聞看豐明之日といひ。令握大御酒柏。とあるに依れば。其年の新嘗の月。辰の日に在し事なるへし。然るに今は月日を脱したるなり。この事は仁德紀四十年の下に云るを合せ考へし。○因以。因字釋紀に同に作る。○指。通證に佐之久之多麻布。釋亦同。是以義訓之。蓋指櫛賜之謂也。催馬樂云。指櫛波。多字波利七津。有志加登。新勅撰集云。且見禮登。猶曾戀之伎。稚妹子我。湯津爪櫛。如何指末之。蓋指櫛以定主。古之婚儀也。と云へり。されど指は指なるを。舊讀ナシクシとよみて。指櫛として。古の婚儀にときなせるは非なり。○歌之日。記云。太子大雀命。見其孀子泊于難波津。而感其姿容之端正。即詔告建内宿禰。是日日向。喚之髮長比賣者。請白天皇之大御所。而令賜於吾。爾建内宿禰大臣。請大命者。天皇即以髮長比賣。賜其御子。所賜狀者。天皇聞看豐明之日。於髮長比賣。令握大御酒柏。賜其太子。爾御歌曰。とあり。○伊裝阿藝。率吾君なり。既に出。此句記には伊邪古杼母とあり。○怒珥比蘆菟彌珥。于野苜摘に也。記には上の珥の字なし。さては野苜摘になり。今もヌルと云るところあり。和名抄攝津國桑津邑。此山。比流とあり。是以漢名を關慈と云。形。蘆の如きものなり。記にヌルとある。即野苜にて。これを山苜と云。培養してヌルと云れば。原は同種なり。○和餓喻區彌智珥。於吾行道也。記には珥を能とあり。○伽愚破志。契冲香細なりと云へり。紀中微妙。萬葉麗などあり。守部云。愚破志は物の至り盡せるをいふ。細は。こまかに行届たる意にて。宜云り。又香ならても。萬葉十八香具波之君。十九香。吉於夜能御言。二十可具波

志伎都久波之夜麻。などもみゆ。是は後世のかんばしきと云ふと同しく。たゞ美稱言に云へるなり。
 凡て通は。目にみれども。手に取られず。鼻にかけども。目に
 みえぬやうの氣をいひて。本は香芬のみには局らざりしなり。○波那多智摩那。花橘なり。萬葉十にも。香細寸花
 橘。九に花橘乃香吉とあり。記には句末に波とあり。○辭豆曳羅波。下枝等者なり。或人云。下は垂
 の意。上枝に對へ。
 おのつから下たる枝を云。是を下枝なりと云。或は
 わろし。助辭の津には。濁音の例なきをよと云へり。○比等未那等利は。人皆採なり。記には。比登々理加良斯とあ
 り。守部云。これは對句なれば。然もて離れかたし。此記は後に歌ひひかめたるにこそとあり。○保
 菟曳波。最末枝者なり。保は秀と同じ。最上の處を云ふ。○等利委餓羅斯。鳥居枯なり。萬葉九橘之
 花。居令散。○彌菟愚利能。三粟之なり。粟には一穗に三子のものあり。故に三粟は。中と言ひとす
 るの發語なり。萬葉集にも。三粟乃。中爾向有。曝井之。とあり。○那伽菟曳能。中枝之なり。○府保
 語茂利。契冲云含隱なり。神代紀に含をフ。ムと訓り。フとホと通音なり。或人云。萬葉廿に。古乃
 互加之波之。保々麻例等云々。新撰字鏡に。菟花初將開保々卒と注し。飛廉草を。和名抄に布保々天
 久佐と注し。即鬼薊の事にて。花形蕾たる狀にみゆ。是らを併て義を得へし。と云り。記には此句本都
 毛理とあり。記傳に。布本美都煩麻理の約とせり。守部云。含隱とは。花の中に含み隠れる橘の實を
 いふ。抄に。花のいまだつぼめるほとを云なりといひ。解に。此句にては。含める意として。女の未深
 窓に籠りて。男せぬほどの譬とし。又次句にては。其實の既に熟して。赤らめる意也と云る。ひか事
 なり。上よりのつとけ。今まのあたり。其實の含み隠れるを見そなはして。詔ふか
 りりにこうあれ。冬になりて後の事を。然かさし越え云て。此に叶はんや。此は續紀十二に。橘者菓子之長上。人

所好。柯凌霜雪。而繁茂。葉經寒暑。而不凋。與珠玉共競光。交金銀以逾美。とある。此交金銀
 と云へるは。枕冊子に。橘の事を。花の中より實のこかねの玉かと思えて。いみじくきはやかに見え
 たる云々。といへる是にて。含隱る實の黄はめるを金といひ。花の白を銀とは云へるなり。されは今
 此句は。其花葉の内に隠れる實を。また世こもれる娘子に比喻へ。次のつゞきは。彼金玉とみゆはか
 り。黄はみ赤はめる色に付て。阿迦良の序とはし玉へるなり。信に橘子は。守部も年來庭にうゑて見
 わたりこしに。花葉の中に隠るほとより。大豆の大して。其黄はみ赤はめる色。冬になりて赤める色
 よりも。美しくしきものにそある。さて花ちりはて後。やうく青くはなり行なり。萬葉十八あから
 橘。十九あかる橘などあるは。實の熟て赤らめるを云て今と異なり。と云り。○阿伽例盧鳩等咩。守部
 云。所赤娘女也。記に阿迦良遠登賣とあるは。赤娘子にて。艶やかににはる顔をいふ。他國書に
 も紅顔など云か如し。とあり。○伊奘佐伽摩曳那。誘令榮なり。那は助語なり。釋云。佐伽摩曳榮。
 言以髮長媛配大鶴鷄尊而可榮也。とあり。或人云。萬葉十八伊夜佐伽波延爾とあるもおなじ。那は
 令する詞にて。常に云那と異なり。佛足石歌に。毛呂々々須久比。和多志多麻波奈。とある奈もおな
 じ。扱榮とは吉事の本なれば。男女の相昵るより萬事に涉り。祝言に云れば。髮長媛に睦玉へと詔
 へるなり。と云り。記には伊邪佐々婆余良斯那とあり。守部云率爲者なり。此も既に傳云。人を誘ひ
 起るをイザサスと云ふとあり。此説宜し。紀に伊奘佐伽摩曳那とあるを。解に率將咲耀と注せるも

よからず。此は伽は佐を誤りたるにて。是も率爲者の意なり。曳那は此記の余良斯と同くて。將吉といひて。將吉の意になれり。と云れたれど心得にくし。記傳云。萬葉十八種歌。其葉毛可謂受。常盤を令榮と謂ふにや。然れど此歌。凡て古事記と全ら同しきまなるに。此句の意のみ。いたく異ならんこと疑はしければ。一篇の意は。いさかほも。いさかはまの意にて。曳吉からむの意か。されど是は萬葉歌に云ると合はず。なほ考へし。と云へり。一箭の意は。穉の花葉の中に合隠れる實の如く。世こもりて美麗しき。此紅顔嬢子を。太子欲して請玉ふが。似合相應してたぐひよろしく見えたり。いさく相昵ひて。嬢子をして榮えしめよとなり。

於是大鶴鶴尊。蒙御歌。便知得賜。髮長媛。而大悅之。報歌曰。彌豆多摩蘆。豫佐彌能伊戒珥。奴那破區利。破陪鷄區辭羅珥。委愚比菟區。伽破摩多曳能。比辭餓羅能。佐辭雞區辭羅珥。阿餓許居呂辭。伊夜于古珥辭氏。

於是大鶴鶴尊云々報歌曰。記には上の歌に次て。又御歌曰とあり。記傳云。紀は傳の誤なるへし。大鶴鶴尊の御歌としては。凡て此時の事に不叶なり。と云へり。さることなり。○彌豆多摩蘆。水淳なり。萬葉十六。水淳。池田乃阿曾我。○豫佐彌能伊戒珥。於依網池なり。河内國なり。崇神紀に出。抄には此池を津國として。此池今もあり。住吉社より二十町あまり巽方なりと云へと。もとは河内な

ると一ならんと。記傳に云はれたり。崇神紀に云へり。○奴那破區利。守部云。尊疑なり。疑は其根を云なるへし。名義も繩の如き物にもあらず。又縱依せて採物にも非ず。其葉にぬるくする物の著る故に。滑葉の意なること。五味葛をさねかつらと云ふに合せて知るへし。是もぬるくする汁の出るもの故云。さねかつらと云も。眞滑葛の意にて。眞の發語を置るのみの違ひなり。又三稜草の久理と同じと云へれど。莎草はたゞ美とはかりにては語をなさず。今此ぬなはくりは。菱殼と對したれば。久理と云ふ者別になくは叶ひかたし。故右の殼と合せて。根のことを云ふ古語ならんかと思しき事は。江戸の俚言に。木根をチッコと云めるを。山里人はチコリと云へり。根疑の義なるへし。記に以海草之柄一作燈杵とあるは。是は海草とあれば。物は別なるへけれど。其根の張る准ふへし。殊に是は破陪鷄區の序なりければ。草には用なくて。其根に用のあるるを。池の物以て草とは詔ふなるそかし。と云へり。○破陪鷄區辭羅珥。延不知なり。鷄區は辭なり。守部云。那久は恒に憂けくつらくなと云類とは別にして。那牟を延て那麻久と云ふ中の麻を畧ける辭なり。堰杵を衝者の。うへは然りけなき草の底の根に煩ふ由にて。譬玉へる意は。太子の豫てより下延玉ひつるを。知ろし召玉はさりしよしなり。破陪とは女に思係るを云て。其中に既に娉たる。たゞ思係てあるとあるへし。と云へり。通證に興帝寄心於我之久と説れたり。此は太子の報歌としたるものなれど。しかにはあらし。記に天皇の御歌となしたる。よく其義に叶へり。○委愚比菟區。通證云。堰杵衝也。倭名

抄。唐韻云。堰埭壅水。和名井世木。蓋採木塞水。故云爲世伎。又略云爲。今農民說爲云。由。堰手云。由豆。とあり。字體に杖并久比。又堰井世久。委。謂用水在處。田水及井水皆是也。 衝は衝き並ふるなり。楯を衝などの衝と同じ。成人云。葛區は築を築固むるなれば。次に係る枕詞なり。 記にはこの句章具比字知とあり。堰杙打なり。守部云。昔も今も田里に池を堀置は。田に水の利用ある時に引かけん料なり。其水を此方彼方へ頼ち遣るに。樋門などを建て。其岸を崩れさらしめんために。竹柴などをからみて堅むるを。章世伎といひ。其を支持しむる料に打木を章具比とは云。常にたゞ杙を伊具比と云とは別なり。假字も又同じからず。と云り。○伽破摩多曳能。河派江之なり。杙を採ち水を塞きて。東西に分流し遣る河派なり。河内國若江郡川俣郷をいへるにはあらす。 守部云。此江は軽く見るへし。古く池渚池磯など云る類にて。分るゝ水の渡る處を江とは云なり。と云り。此句記にはなし。脱たるなるへし。○比辭餓羅能。菱殼之なり。○佐辭鷄區辭羅珥。刺不知なり。堰杙を衝くもの。菱殼の水底にあるを知らずして。降立て其足を刺をしらぬなり。譬意は前に同じ。然るに通證に。刺與レ指通。寓レ指レ媛賜レ我之意。恐非レ謂レ太子嘗係レ思於娘子。宜爲レ天皇御歌。看と云はれたるは。却てわろし。記に佐斯那流斯良運とあり。對句に破陪難區とあれば。此記の方まされり。○阿餓許居呂辭。吾心也。辭は助語なり。○伊夜于古珥辭。彌可笑而なり。記に伊夜袁許邇斯豆とあり。記傳云。伊夜は最なり。袁許は中古の書等に。袁許賀末志。袁許の者。などの同語あり。三代實錄二十八。右近衛内藏富繼。長尾末繼。伎善散樂。令人大笑。所謂嗚呼人近之矣。とあり。此は可笑伎を爲す

ものを云。といへり。守部云。袁許は可笑と同語ながら。自他の違ひありて。此は可笑。ことごとたりと。戯れさせ給ふなり。かゝればをかじきも。をこじきにて。其中に自と他とに云なせるかはりのあるのみなり。中古後の言に。袁許なりとも袁許かまじとも云へる。其用さま少異なるやうなれど。本皆同語なり。と云へり。さて記には。此下に伊麻叙久夜斯肢今そ悔しの一句あり。一篇の大意は。まつ本文のまゝに。太子の報歌として釋かんに。天皇の娘子を指て。我に賜はんとする御意の。久しく係おはしを知奉らす。反りてこれを請奉りしは。實に痴なりと謂へし。と解くへけれど。記に因て釋かは。皇子の久しく此娘子に。心さしを下はへおはしをしらすして。吾か通さんせしは。まことに痴にありき。今は已に悔て。太子に賜ふとなり。記の方まれり。川派江にある。菱殼の足を刺すをも知らず。事根の長く延へたるも知らずして。降立つるに。其菱殼の刺すか如く。事根の延へたるか如くに。既に云々と云義は。何れに見てもたかはす。 さて記なるは。此とは句々聊か換あり。又脱したるもあり。この紀の全きにはしかす。

大鷓鴣尊與髮長媛。既得交慇懃。獨對髮長媛。歌之曰。彌知能之利。古破儂塢等綿塢。伽未能語等。枳虛曳之介。阿比麻區羅麻區。又歌之曰。彌知能之利。古波儂塢等綿。阿羅素破儒。泥辭區塢之叙。于蘆波辭彌茂布。

得交。本に交を夫に誤れり。今應永本考本集解に據て正せり。訓マクハリテと云ふ言見あたらす。か
 も活きものなるへし。○慇懃。本に殷勤とあり。今は永享本信友校本に因る。○彌知能之利。道
 之後なり。道前道後の事は既に云へり。記傳云。此の道の後は日向國を指て詔へるなり。其は京より
 下る道の次第に因て。筑紫國々は北なるを前とし。南なるを後として。日向は筑紫の南極なる
 か故なり。伊勢國にて。度會多氣野三郡を。神三郡といひ。又云。道後。と神宮雜例
 集に云へる。是も彼三郡は。彼國の南極にて。京より下る道後なればなり。萬葉十一に。路後。深津島山とある
 は。備後を云り。又十七に美知乃奈加とあるも越中
 なり。他にもかゝる例あり。○古破儂塙等綿塙。延佳曰。古破儂疑日向地名。古破儂
 孃子塙也。猶言三初瀬孃子可刀利乎登女。塙助辭也。と云り。或人云。日向國那珂郡に巨田村あり。即諸縣郡の界
 なれば。コハタフトメ是なりと云り。よく尋ねへし。○
 伽未能語等。如神なり。神は雷なり。○枳虛曳之介。雖所聞なり。記には岐許延斯迦母母とあ
 り。信友校本にも母字あり。日向國なるか故に。只遙に聞給ひしなり。○阿比摩區羅摩區。契冲云。
 相枕纏なりと云り。相は互になり。枕と云名は。もと纏より出たる名なり。纏とは袖を纏て枕とすれ
 は云ふ。さて其を本にて。必しも袖を纏てせねとも。枕にすることを。凡て纏くと云ふ。手を巻とも。
 手枕纏とも云か如し。繼體紀歌に。伊慕我提鳴。倭例備魔柯純每。倭我提鳴磨。伊慕備魔柯純每とある意
 よく叶へり。一首の意。守部云。日向なる諸縣の木幡孃子を。鳴神の音きく如く。たゞ遙によそなる物
 に。聞き居りしかとも。えにしあれば。かやうに側近く率て。相寐するかよろこはしとなり。と云へ

り。○阿羅素破儂。不爭なり。我に不聽み背かすしてなり。○泥辭區塙之叙。寢塙叙なり。辭區は助
 辭なり。萬葉七。吾背子乎。何處行目跡。辟竹之。背向爾宿之久。今思悔裳。十四。可奈思伊毛乎。伊都知
 由可米等。夜麻須氣乃。會我比爾宿思久。伊麻之。久夜思毛。此と同じ。斯久は助辭ながら。強め勸み云辭
 にして。泥斯久と云時は。いとひたふるに打臥寐たる意になれるなりと。守部云へり。さる言なり。
 下の之も其物を強くさして云辭なり。記には泥斯久遠斯叙母とあり。母は助辭ながら歎く意なり。○
 于蘆波辭瀾茂布。信友校本に茂上意字あり。愛思なり。神代紀に愛之妹。又愛也吾夫君。又友
 善などあり。一首の意は。此木幡孃子は。遠く天皇に召されて來にたれば。他し人には見えしと。い
 ひもすへくやと思ひしに。少しもいなふ心なく。ひたふるに打ふし願ふか。いとあはれに愛しく思ふ
 となり。

一日。日向諸縣君牛。仕于朝庭。年既老耆之。不能仕。仍致仕退於本
 土。則貢上己女髮長媛。始至播磨時。天皇幸淡路島。而遊獵之。於是
 天皇西望之。數十麋鹿浮海來之。便入于播磨鹿子水門。天皇謂左右
 曰。其何麋鹿也。泛巨海多來。爰左右共視而奇。則遣使令察。使者至

見皆人也。唯以著角鹿皮爲衣服耳。問曰。誰人也。對曰。諸縣君牛。是年耆之。雖致仕不得忘朝。故以己女髮長媛而貢上矣。天皇悅之。即喚令從御船。是以時人號其著岸之處曰鹿子水門也。凡水手曰鹿子。蓋始起于是時也。

一曰。永享本には一書曰とあり。○老者。耆を考本信友校本には耆とあり。次にも年耆とあれば。耆の方なるへし。○麋鹿。倭名抄にも麋於保之可。似鹿而大。毛不斑。以冬至解角者也。とあれども。こゝは二字にてカと訓へし。同抄鹿和名賀とあり。これを志加と云は牡鹿の事なり。○播磨鹿子。倭名抄播磨國賀古郡。○謂左右。本に右字脱せり。今熱田本永享本薩摩本等に因て補ふ。○至見の下。考本に時字あるよろし。○著角鹿皮。本に角を争に誤れり。今正せり。萬葉十六。伊夜彦乃。神乃布本。今日良毛加鹿乃伏。良武。皮服著而。角附奈我良。和名抄。裘皮衣也。和名加波古路毛。俗云加波岐沼。筆の御靈に。皮衣は萬葉。とこしへに夏冬ゆけや皮衣。扇はなたぬ山に住人。續後紀仁和元年詔裘。代三實錄に。延喜彈正式にもゆみ。竹取物語にひねすみの皮きぬあり。日本紀略寛弘二年五月のところに。修行聖人行圓著鹿皮。號皮聖人。といふ事もあり。古事談にウサキノ皮衣も見えたり。永享本に著上割

字あり。○爲衣服。通證に。今按古者本邦亦用裘。而中世有貂裘。未聞狐貉羔羊之類とあり。○其着岸之處。應永本其字なし。○曰鹿子水門。播磨風土記賀古郡條。望竈四方云。此立丘原野甚廣大。而見此丘如鹿兒。故名曰賀古郡とあるによれば。名義異なり。○凡水手曰鹿子。かくあれども。水手を加古と云へるは。櫛子の義なるへし。櫛を加とのみ云へる。此十三字。永享本に一本此行无とあり。また本高校本にもなし。されは此はいと後世人の挿入なること明かなり。然るに通證に。鹿子水門今猶多舟子。など云れしは信ひかたし。

十四年癸卯

十四年春二月。百濟王貢縫衣工女。曰眞毛津。是今來目衣縫之始祖也。是歲。弓月君自百濟來歸。因以奏之曰。臣領己國之人夫百二十七縣。而歸化。然因新羅人之拒。皆留加羅國。爰遣葛城襲津彦。而召弓月君之人夫於加羅。然經二年。而襲津彦不來焉。

百濟王。此時の王は前紀よりの次序によれば。彼國十六代阿華王か十二年なり。東國通鑑によれば。彼國七代古爾王か世なり。古爾王は曾古王の孫。仇首王か子なり。阿華王の世の事としてみれば。履中天皇の御代の始にあたり。されど姓氏錄三代實錄等に。弓月王か來朝を。應神十四年と書たれば。この年の事はたやすく

動かしかたかるへし。○縫衣工女。本に工を二に誤れり。今は熱田本活字本永享本薩摩本等に因て正せり。さて今工女を貢せるは。彼國の縫衣のさまを聞きしめし奇らしみて。貢らしめたること本よりなり。然るを通證に引る日本決釋曰。始習縫補事。君臣之間纒着韓衣。庶人皆裸形。但依百濟人貢。雖有韓衣並桑帛之類。時收禁中府庫。纒着中衣蔽其前後。今按。歌人所詠韓衣者蓋是也。海東諸國記曰。十四年癸卯始制衣服。などあるは。いかなる押當の説をや。神代以來衣服の制の嚴に備りたるを。いかに見過して。かゝる釋をば作り出けん。但しこの時のを。韓衣の出來し始とは云もすへし。○眞毛津。永享本津の下女字あり。○來目衣縫。雄略紀に。漢衣縫部。飛鳥衣縫部。伊勢衣縫部あり。姓氏錄和泉諸蕃に。衣縫百濟國神靈命之後也とあるによらは。此眞毛津は其族なるへし。また飛鳥衣縫部の先は。雄略紀に漢衣縫とあれば漢人なり。それとは異なるへし。さて來目衣縫氏ものに見えす。大和國高市郡久米の地に住める衣縫なるへし。猶續紀三續後紀十等に見えたり。○弓月君は。姓氏錄左京諸蕃。太秦公宿禰。秦始皇帝十三世孫。孝武王之後也。男功滿王。足仲彥天皇八年來朝。男融通王一曰弓月君。譽田天皇十四年來朝。率二百二十七縣百姓歸化。獻金銀玉帛等物。大鷦鷯天皇以百廿七縣秦民。分置諸郡。即使養蠶織絹貢之。天皇詔曰。秦王所獻。絲綿絹帛。朕服用柔軟。溫煖肌膚。賜姓波多公云々。又山城諸蕃。秦忌寸。太秦公宿禰同祖。秦始皇帝之後也。物智王弓月王。譽田天皇十四年來朝上表。更歸國。率百廿七縣百姓歸化。並獻金銀玉帛種々寶物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地一居之焉。

男眞德王。次普洞王云々。按に孝武王子功滿王。仲哀帝八年來朝とあれば。始皇世を距ること四百餘年なり。然るに姓氏錄に三世孫と云へり。これらによらは三世とあるは疑はし。三代實錄光孝帝時に。時原春風自言。出自始皇十一世孫功滿王。また秦永原も十補つ。また物智王とあるは。疑くは功滿王の誤なるへし。物一功に作るも本居翁の説なり。また三代實錄。元慶七年十一月二十五日。左京人從五位下行下野權介秦宿禰永原。秦公眞宗。秦忌寸永宗等。男女十九人賜姓惟宗朝臣。永原等自云。秦始皇十二世孫功滿王之子。融通王之苗裔也。功滿占星之意。深向聖朝。化風之志。遠企日域。而新羅遼路。隔我來王。遂使假風之草空々無仰陽之心。天誅伐罪。官軍拂塵。遂率二百二十七縣人民。譽田天皇十四年歲次癸卯。是焉內屬也。とあり。通證に。荒井氏謂。孝武王蓋太子扶蘇之男。避亂于韓地。而爲秦韓也。秦韓即辰韓。本是秦亡人。其地與濊貊接。見漢人說。姓氏錄書曰。二百二十七縣貊姓是也。疑百貊二字互誤。其曰。二韓蓋爲百濟新羅所吞併。曰。晉大康後辰韓朝貢絶者。正當此時也。今按仲哀紀不載功滿王事。而伐新羅之神託。實在此歲。則二書所述。或不謬矣。但秦始皇當我孝靈御宇。至仲哀時。歷年五百矣。然則三代實錄所記十二世孫。蓋得實也。と云へり。菅政友云。此百二十七縣の本土は何處ならん。記し傳へしものなけれども。太秦秦二譜に。何れも貊姓とあり。よりにて百濟記百濟本紀に。高麗を貊と書けるに思ひ合はすれば。蓋高麗の地に住しものならん。魏志東夷傳に。濊南與辰韓。北與高句麗沃沮接。東窮大海。今朝鮮之東。皆其地也。戶二萬云々。其耆老舊自謂。與句麗同種云々。漢末更屬句麗云々。有麻布蠶桑作縣。曉候星宿。豫知年歲豐約。と見えたる。此有麻布蠶桑作縣は。使養蠶織絹貢之。とあるにかなひ。曉候星宿。豫知年歲豐約は。

功滿占星之意。深向_三聖朝。の語に由ありて聞ゆ。又辰韓在_三馬韓之東。其耆老傳世自言。古之亡人避_三秦役。來適_三韓國。馬韓割_三其東界地。與_レ之。とかけるは。秦始皇之後也といひしにも思合はざるは。百二十七縣は。若くは濊或は辰韓近くに住みつきたる。秦の亡人の後なるか。當時打つゝきての兵役にたへかね。遂に歸化せしものにてあらんか。と云へり。さる言と通えたれはこゝに載す。さて池邊眞棟云。融通王本名融通。弓月と稱するは。融通君といへる君字を加へたるなり。阿直岐を記に阿知と書し。蓋幽王をまた加須利君と書する類にて。岐と稱するは。君また王字義を加へて言へるなりと云り。なほ阿直岐の名下に詳にいふへし。○臣領。本に臣を目誤る。今集解に从る。○百二十七縣。本に七字脱せり。今考本及三代實錄姓氏錄の文に因て補へり。○之拒。本高校本集解に。拒之に作れり。○弓月君之人夫。本に弓月下君字なし。今考本にあるに据る。

日本書紀通釋卷之三十八

飯田武郷謹撰

十五年秋八月壬戌朔丁卯。百濟王遣_三阿直岐。貢_三良馬二匹。即養_三之於輕坂上厩。因以_三阿直岐。令_三掌飼。故號_三其養馬之處。曰_三厩坂也。

應神天皇十五年甲辰

百濟王遣阿直岐。この事記には。百濟國主照古王。以_三牡馬壹疋牝馬壹疋。付_三阿知吉師。以貢上。とあり。此紀にては。彼國の阿花王と云か世なれば。記に照古王とあると合はす。故熟考るに。照古王とあるも阿花王とあるも。共にあやまりにて。上にも既に云へる如く。此時はなほ彼國にては。古爾王が_{古爾王の孫}五十二年と云にあたり。さて肖古王と云へるか二人ありて。後なるは近肖古王と云へる。此は仁徳天皇二十四年に立る王なれば。其王の事にて。此御世の事にはあらず。次の御世の事ならむかとも思はるれど。太子菟道稚郎子か。この阿直岐を師として。物學ひしたまひし事は。世に名高き事實なれば。なほ此御世の事なる事は強かたし。さらば此の百濟王の名は。二記ともに傳のまきれにて。東國通鑑を以定むべきかこし。なほ此等の事は。上下にをりく云へる事とも考合すへし。さて又

彼高麗王が碑銘に。十四年甲辰。而倭不軌。侵入帶方界云々。王頓憂截邊刺。倭寇潰敗。斬煞無數。云云。
世政友云。此時の御軍は明文なれども。隱紀十六年(即この翌年也)八月。遣平群木苑宿禰。的戶田宿禰於加羅。仍授精兵。曰。爾津彦久之不。還。必由新羅人拒。而滯之。故急往之。新羅一披。其道路。於是木苑宿禰等進。精兵。在。新羅之境。新羅王傳之。其罪。乃。弓月人夫與。共來焉。とあるに當れり。此十六年は。是にも雄略紀の例と同しく。一年を誤れるものにて。實は十五年(甲辰)の事なるべし。高麗の新羅を援たるによりて。戰ひ心のまゝならず。今年迄も猶加羅に留りたりしかば。さてこそ木苑宿禰をば。加羅に遣はされしならめ。されど附宿禰は。新羅の叛は。も高麗の援けにより。高麗をうちて其本源を懲し。併せて百濟をも救は。高麗は援けずとも。自ら還る事を得んなど。私に相謀りて。遂に遠き北方なる帶方にうち入りけん。是も亦其父宿禰命の。思兼なりしも知るべからず。次率。弓月人夫云々は。其後事。これは通鑑によれば。履中天皇五年なるを。合せて是に記したるものにて。是年歸りしと云るにはあるべからず。と云へり。これは通鑑によれば。履中天皇五年甲辰の事なり。これは序に云おくなり。○阿直岐は。上に引る記に。阿知吉師の事にて。即上の續きに。此阿知吉師者。阿直史等之祖。亦貢。横刀及大鏡。とあり。記傳云。阿知岐は子孫の姓を。阿直史と云などに依るに。正しくは阿知吉師なるを。同音の重なる故に一省きて云ならへるなるべし。吉師は和邇吉師も同じ。書紀に吉士某。また某吉士某など云へる名多し。是なり。此はもと新羅國の官十七等の中の。第十四を吉士と云よし。漢籍北史に見えたれば。皇國にても其を取て。蕃人の品に用られたりと見えて。繼體卷に吉士老。敏達卷に吉士金子。吉士木連子。吉士譯語查。また安康卷に難波吉士日香蚊。雄略卷に日鷹吉士堅磐。固安錢。難波吉士赤目子など。猶卷々に多く見えたり。其居地を以。某吉士と云るなり。さて後には。やかて姓けとされり。さて此吉士と云者の事を記せるを考ふるに。或は韓國に遣はす使。或は韓人の朝れるを接待ふ事など。凡て蕃國の事に仕奉れり。是を以て思ふに。もと韓國より歸化居る者を。此品になしたまひて。子孫も其職を繼りとみゆ。此阿知吉師。和邇吉師も其類なり。但し此人々。書紀には吉士と見えざるを思ふに。此御世には。いまた

吉師と云稱は無りけんを。や。後にかの吉士と云ものにならひて。此人々を。おして吉師と語り傳へたるにやあらん。此と云り。さ時は。いまた。新羅の官名を取り用ゐらるることなど。あるまじければなり。されどこれはいかゞありけむ。決めたし。
 て此阿直岐を。本訓にアトキとあるに就て。八年の下なる直支と。一に心得たる説は誤れり。直支は後に彼國の王となりたる人にて。もとより別なり。記傳にもこの事詳に辨られたり。○養之。本に之字なし。今永享本に依て補ふ。○厩。倭名抄四聲字苑云。厩牛馬舍也。和名無萬夜。○因以。本に以字二あるは衍なり。永享本考本に无きに因て削る。○厩坂を。ウマサカと訓るは非なり。馬坂は葛下郡にもありて。別地なるをやと。ある人云へり。

阿直岐亦能讀。經典。即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰。如勝汝博士亦有耶。對曰。有王仁者。是秀也。時遣上毛野君祖荒田別。巫別於百濟。仍徵王仁也。其阿直岐者。阿直岐史之始祖也。

亦能は。馬を飼事をよく知れるか上に。亦能經典をも讀となり。○經典を。布美と云る名義は。さましくにいへれと詳ならず。文音之轉也と云へる説は叶はず。文は音フヌフニにて。吾音なれば。マ行に活かす。セニを錢の音なりと云とは。一に例すべからず。さて通證に。宋史曰。應神天皇甲辰歲。始於百濟得中國文字。今按文字之來本邦。蓋久矣。特讀而傳之。此歲爲始。宋學士日東曲曰。中土圖書

盡購刊。一時文物故^ウ班々^マ。祇因^ニ讀者多^ニ顛倒^ス。莫^ク使^テ遺文在^ニ不刪^ス。中山紀略曰。得^ニ中國書^ヲ。多用^ニ鈎挑傍
 記^ヲ。逐^レ句倒讀^ス。實字居^レ上^ニ。虛字倒下逆讀^ス。今按此皆言^ニ今時讀法^ノ者也。阿直岐所^レ傳^ル。乃順^レ文音讀者也。
 寺島氏曰。東國通鑿曰。百濟肖古王二十九年。武備云。此肖古王は近肖古王を云なり。以^ニ高興^ニ爲^ス博士。百濟自^ニ開國^ニ未^レ有^ニ文
 字^ニ。至^レ是始有^ニ書記^ヲ。此當^ニ仁德天皇六十二年^ニ。儒士文字來^レ自^ニ百濟^ニ。而先^ニ於百濟^ニ。蓋阿直岐王仁未^レ傳^ニ
 之^ヲ。國俗^ニ也。と云る論ともあり。彼國文字のことは。既に總論に云へり。○太子苑道稚郎子。按に四十
 年^ノ下^ニ。有^ニ立^ニ苑道稚郎子^ニ爲^ス太子^ニ之情^トあり。こゝに太子と書るは。上へ通して書るなり。次の
 十六年の文にも見えたり。非事にはあらず。○師^ノ訓^ハ。讀書の一事に附て云るなり。記傳に。モ
 ノマナヒタマフ。と訓るなどやあたるべき。○博士。この訓も右に同じ。倭名抄博士波加世は。字音
 をやかて訓にしたるにて。蘭をラニ錢をセニといふ類也。前漢百官公卿表曰。博士。官掌^レ通^ニ古今^ノ事^トあり。○王仁の訓。薩摩本に
 ワウニンと訓り。されど記に和邇吉師と書たれば。なほワニと訓へし。此人の事は。續紀四十。延暦十
 一年四月。文忌寸最弟。武生連眞象等言云々。有^レ勅責^ニ其本系^ヲ。最弟等云。漢高帝之後曰^レ鸞。鸞之後王狗
 轉至^ニ百濟^ニ。百濟久素王時。聖朝遣^レ使^ニ徵^ニ召文人^ヲ。久素王即以^ニ狗孫王仁^ニ貢焉。是文武生等之祖也云々。と
 あり。久素王は貴須王と同じ。さてこの貴須王も。所謂近仇首王なり。次に云。拾遺云。至^ニ於輕島豐
 明朝^ニ。百濟王貢^ニ博士王仁^ニ云々。さて王仁の王は姓也。王辰爾なども同姓なり。さればワウニンとも當音云しこと明けし。○荒田別巫別。荒田
 別は既出。巫別は前紀の鹿我別なるへし。訓はカムナキワケと訓めれど。カムコワケと訓へきか。巫

によれる名義なるへし。○徵王仁。續紀四十延暦九年七月。津連眞道上表言。眞道等本系。出^レ自^ニ百濟
 貴須王。貴須王者。百濟始興第十六世王也。及^ニ近肖古王^ニ。遂慕^ニ聖化^ヲ。始聘^ニ貴國^ニ。是即神功皇后攝政之年
 也。其後輕島豐明朝御宇應神天皇。命^ニ上毛野延祖荒田別^ニ。使^ニ於百濟^ニ。搜^ニ聘有職者^ヲ。國主貴須王。恭奉^ニ使
 旨^ヲ。擇^ニ採宗族^ヲ。遣^ニ其孫辰孫王^ニ。一名智宗王。隨^ニ使入朝^ス。天皇嘉^レ焉。殊加^ニ寵命^ヲ。以爲^ニ皇太子之師^ト矣。於是始傳^ニ
 書籍^ヲ。大開^ニ儒風^ヲ。文教之興在^ニ於此^ニとあり。右の貴須王はこゝに十六世也とあれど。東國通鑑によれ
 は六世王なり。十字衍なるか如し。さて近仇首王は十三世なり。しか見れば韓史の世次はよく合へれ
 ど。近仇首王元年は。仁德天皇六十三年なれば。こゝに應神天皇御世としては叶はず。かにかくに今
 にしては定めかたし。これに據れば辰孫王も。また王仁と同時に參來けるなりけり。然るに記紀とも
 に其傳を洩らせるなり。○阿直岐史。阿直岐は祖名に據れる氏なり。史は尸にて書人の義なり。船史。
 壹岐史。楊侯史等の類なり。姓氏錄諸蕃氏々に。史の姓多くあり。みな物書く事を以。朝廷に仕奉る氏
 の尸なり。天武紀十二年十月。阿直史賜^ニ姓曰^レ連。姓氏錄右京諸蕃に。安敎連。百濟國魯王之後也。族氏
 志云。紀記也。阿直岐阿直史祖。此安敎氏蓋阿直岐之後。唯魯王與阿直岐。世次不可考とあり。氏人は。續後紀三。阿直史福吉。同姓核公等。三人賜^ニ姓清根宿
 禰^ト。核公之先百濟國人也。とあり。清根忌す。日本後紀にあり。また東大寺正倉院文書に。廢帝時佛工安敎島足と云ふ人
 あり。

巳十六年乙

十六年春二月。王仁來之。則太子菟道稚郎子師之。習諸典籍於王仁。莫不通達。故所謂王仁者。是書首等之始祖也。

王仁來。記云。受命以貢上人。名和邇吉師。即論語十卷千字文一卷。并十一卷。付是人。即貢進。此和邇吉師者。文首等祖。とあり。通證に。今按此歲當晉武帝太康六年。則疑論語是何晏集解。千字文是魏鍾繇原本也。と云れたるは。まことにさることなり。然るに。此原本の千字文を。かの梁武帝世に出来たる。周興嗣の次韻の千字文なりと思ひ誤りて。此御世より。二百年も後のものなりと云へる説とも往々起りて。年代をも疑ふに至れり。木村正幹云。二百年も後に出来しと云は。周興嗣の次韻したものとおもひ誤りたるよりの説なり。神代天皇の御時。百濟より買りしは。鐘繇の原本にして。周興嗣の次韻のものなること疑なし。鐘繇は魏志の本傳に。大和四年薨とありて。魏文帝の時の人なり。魏の大和四年は。神功皇后の三十年に當れり。其薨年は。百濟より千字文を買ひし年よりは。五十六年前なり。又鐘繇は八十歳にて薨と云へば。年五十の時に作れるものとすれば。其買りし年よりは。八十六年前に作れるなり。記傳及其他の諸説。みな此年代の調和にして誤れり。と云はれたる。○書首。記に文首とあり。拾遺に博士王仁。是河内文首始祖也。とあり。天武紀十二年九月。文首賜姓曰連。十四年六月。書連賜姓曰忌寸。續紀文忌寸最弟等上表に。文忌寸等元有ニ家。東文稱直。西文號首。相比行事。其來遠焉。今東文學家。既登宿禰。西文漏恩猶沈忌寸云々。於是。是最弟及眞象等八人。賜姓宿禰。姓氏錄左京諸蕃。文宿禰出漢高皇帝之後。鸞王也。又文忌寸。文宿禰同祖。字通古首之後也。神祇令六月十二月晦日大祓。東西文部上祓刀。義解。東漢文直。西漢文首。祝詞式なる大祓詞の終。東文忌寸部。獻橫刀。時咒。西文部准之也。などあり。さて姓

氏錄諸蕃に。武生宿禰。王仁孫河浪古首之後也。櫻野首同上。栗栖首。文宿禰同祖。王仁之後也。古志連。文宿禰同祖。王仁之後也。など。みな此裔なり。さてこの王仁墓は。河内志。王仁墓。在交野郡藤坂村東北御墓谷。今稱於爾墓。とあり。オニ墓はワニ墓なるべし。

是歲。百濟阿花王薨。天皇召直支王。謂之曰。汝返於國。以嗣位。仍且賜東韓之地。而遣之。
東韓者。甘羅城。高難城。爾林城。是也。

阿花王薨。東國通鑑に。百濟阿莘王秋九月王薨。太子腆支質倭不還。太子仲弟訓解攝國政。以待太子之還。季弟磔殺訓解。自立爲王。とあり。莘は華の誤にて阿花なり。通鑑は花を華と書しより。畫の錯て莘となれるなり。さて阿華の死かられしも。通鑑によれば。晉の安帝が義熙元年にて。屢中送腆支。また腆支元年。腆支以倭兵自衛。依海島備之。國人殺磔。迎立爲王。などみえたり。さて韓史に據に。阿花は第十六世王。腆支は第十七世王なり。○賜東韓之地而遣之。上に阿花王か立て無禮かりしかは。睨南支侵。谷那。東韓之地を取り上げ賜ふ。よりに王子直支を上りたることあり。それは八年のことなり。それより今年まで。直支は本朝に居たりしなり。今直支の歸るに附て。それ

らの地を再び與へ賜ふなり。注。甘羅高難は未詳。高難は今全羅道昌平縣の東方に。高山と云る山名あり。もしくは此か。爾林も詳ならず。馬韓五十四國の内に爾林國あり。欽明紀に爾林あれども。其とは異なり。

八月遣平群木菟宿禰。的戶田宿禰於加羅。仍授精兵。詔之曰。襲津彦久之不還。必由新羅人拒而滯之。汝等急往之。擊新羅。披其道路。於是木菟宿禰等進精兵。莅于新羅之境。新羅王愕之。服其罪。乃率弓月之人夫與襲津彦共來焉。

的戶田宿禰。的の事仁德紀にみゆ。こゝは追稱なり。戶田は地名か未考へす。仁德紀十二年。的臣祖盾人宿禰。射高麗所獻鐵的通。明日美盾人宿禰。而賜名曰的戶田宿禰。とあり。姓氏錄山城皇別。的臣。石川朝臣同祖。查太忍信命三世孫。葛城襲津彦命之後也。河内に。的臣。道守朝臣同祖。武内宿禰男。葛城曾都比古之後也。又和泉とあり。姓氏錄には後なりとあれど。大日本史に。按本書的臣祖盾人宿禰。不載父名。據姓氏錄推其時世。疑襲津彦之子也。と云へるはさもあるへし。氏人は。仁賢紀に的臣蚊島。崇峻紀に的臣眞噉。とある外は紀に見えず。外記日記に。朱雀帝時。右衛門番長的德則

あり。○率弓月之人夫。弓月の下考本に君字あり。十四年の下にも引る姓氏錄に。物智王弓月王。譽田天皇十四年來朝上表。更歸國率二百二十七縣狛姓歸化。并獻金銀玉帛種々寶物等。天皇嘉之。賜大和朝津間腋上地一居之焉。とあり。さはかり多かりし狛姓の民ともにて。姓氏錄にも。雄略御世鳩集。得秦氏九十二部。一萬八千六百七人。など見えたり。池邊眞棟云。此群部を秦公酒に賜へるを。戶籍に貫られたるは。欽明天皇元年八月にて。秦人戶數惣七千五十三戶。以大藏椽爲伴造。とありて。纔六十九年かほごに。皇十五年より。いみじう蕃茂たり。今一戶五人にして。三萬五千二百六十五人となる。古語拾遺に以萬計といはれたる。よくあたれりと云り。さて又こゝに。弓月君是秦造之始祖也。と云事あるへきを漏されたり。此氏後には。本宗支別ともいと多く。世々の史其他の古書にも見えて。一々。○永樂王碑銘によるに。十七年丁未。敎遣步騎五萬云々。合戰斬敵盡盡。とあるは。此豐年のことなれども。まことには反正天皇二年丁未年にあたるへし。なほ上の十五の下に云ること

十九年冬十月戊戌朔。幸吉野宮。時國樞人來朝之。因以醴酒獻于天皇。而歌之曰。伽辭能輔珥。豫區周塢菟區利。豫區周珥。伽綿蘆淤朋瀾枳。宇摩羅珥。枳虛之茂知塢勢。磨呂俄智。歌之既訖。則打口以仰咲。今國樞

十九年戊申

獻^ニ土毛^ノ之日。歌訖即擊^レ口仰^テ咲^フ者。蓋^シ上古^ノ之遺^レ則^也也。

吉野宮の事。始て史にみゆ。按にこの行宮。此御世に營り坐るか。又前代に已く造り玉へるものか知
かたし。大和志に。吉野郡行宮古蹟五所。一池田莊麻志口村。雄略天皇二年幸吉野御馬瀬。即此。一大
瀧村。一宮瀧村。一下市村。平城七世天子。屢幸于此。又御吉野村。有大井川嵐山等名。相傳後村上帝之
行宮云。とあり。此時のは。何處なりしか。詳ならず。○國樞人のことは。既に神武紀に出つ。○醴
酒。倭名抄飲食部。醴四聲字苑云。醴古佐計。一日一宿酒也。箋注云。應神紀同訓。蓋濃酒之義。古本新撰字
鏡。醴訓古佐介。醴訓阿萬佐介。按造酒司式云。醴酒者。米四升。麩二升。酒三升。和合釀造。得醴九升。
以^レ此爲^レ率。日造一度。起^ニ六月一日。盡^ニ七月三十日。供日六升。與^ニ今俗呼^ニ阿萬左計^ニ不^レ同。とあり。
公事根源六月供醴酒に。一夜酒と云る是なり。記云。於^ニ吉野之白橋上^ニ作^ニ橫白^一而。於^ニ其橫白^一醴^ニ大御
酒。獻^ニ其大御酒之時。擊^ニ口鼓。爲^レ伎而歌曰。とあり。記傳云。訶志比宮段歌に。許能美岐袁。迦美計
牟比登波。曾能都々美。宇須邇多豆々。宇多比都々。迦美那禮加母。麻比都々。迦美那禮加母云々。なども
ありて。酒は上代には。飯を水に漬したるを。白に入れて舂たうらして釀しなり。萬葉十六に。味飯乎。
水に釀成とあり。さて右に引る歌に。歌ひつゝ儻つゝとあるは。白にて舂たうらす時のしわざなり。

大神宮儀式帳。清酒作物忌職掌に。陶内人作進^レ瓊^ニ三口仁。確^ニ春白御酒^一。備儲供奉。とあるにても。春
しこと知へし。さて思ふに。此時に飲りし御酒は。書紀に醴酒とありて。一夜酒なる故に。白には舂しか。儀式帳なるも白御酒とあり。
然らば上代にも。醴酒をこそは白に舂けぬ。なへて然るにはあらざるか。かの訶志比宮段なるも。醴酒にやありけむ。
と云へり。○伽辭能輔珥。於^ニ白橋之生^一也。式吉野郡川上鹿鹽神社あり。今大藏明神。今も榎尾村と云
あり。國樞と相近し。守部云。鹿鹽と云に依りて思ふに。本は白橋樹の生植るより。名に負て加志布
と云けんを。布と富とは通言。此は歌なれば。調のために之を添て云へるなるへし。又はも加志能布なりけん
を。やう後に之を省て。加志富となれるか。其間は今定めかたし。さて白橋の樹の下にしも酒を釀め
るは。かの朝倉宮段なる。百枝槻下に就て宴したまふ類にて。大樹下は。日影なども覆ひて。閉しめ
すに便もよく。又自然と清淨なる由ある故とそおほしき。凡て古旅などにて飲食するにも。樹の陰に
おりひてものせる事。物に多く見えたり。此白橋生の榎も。此御時などは。さそ大樹にてありけんか
し。と云へり。○豫區周塙苑區利。作^ニ橫白^一なり。通證に。政事要略作^ニ與古羽須遠惠利天^一。橫白盃對^ニ
豎白^一之稱。とあり。守部云。作とは白を居る處を設なふを云。今俗言に寢所を作ると云類なり。と云
へり。○豫區周珥。於^ニ橫白^一なり。○伽綿蘆淤朋瀾枳。所^レ釀大御酒なり。記には迦美斯意富美岐とあ
り。○宇摩羅珥。美味爾なり。顯宗紀云。於^ニ淺甕^一釀酒。美飲喫哉。美飲喫哉。此云^ニ于魔羅備鳥野羅
甫屬柯佞^一とあり。○枳許志母知袁勢。所^レ聞持飲なり。持は手に執持なり。記傳には。以は添た
る言なりと云へり。大祓詞に。
持可々吞とあり。袁須は神功御歌に云へり。○磨呂俄智。我之尊なり。磨呂は我^ニ己^一と云かこし。

守部云。唇呂は字麻禮の字の略なる言なるか。即生麻禮男。智は男の尊稱なり。此は吾君と云意にて。天皇を指て申せ
 子の自稱となりしなるへし。と云へるはいかもあらむ。父と云詞も。摩利より起れるなれども。こゝは直に父と心得ては。言意の本末たかへり。一首の意は。檀生の大樹下蔭に。横白を立設て。口鼓をう
 ち。伎しつゝ醸したる此大御酒を。吾大君よ。美味にきこしめしませ。となり。○打口以仰咲。記云。
 献三大御酒之時。擊口鼓。爲伎而歌曰。とあり。記傳云。擊口鼓は。今世に舌鼓を打と云しわさか。
 又上下の唇を彈て。音をなすを云か。又擊と云によらは。口を開て喉より聲を出し。掌を以てこれを打を云。いかによれ
 然する意は。酒を飲て甘美き貌をなすなるへし。紀に仰咲とあるも。酒を飲て心樂く。咲榮えたるさ
 まをなすなり。記に爲伎とある。即打口仰咲とある是なり。仰て咲ふは。實に可笑くて。然るには
 非す。ことさらに其態を爲るなる故に。爲伎とは云るなり。と云り。○献土毛之日歌訖云々。土毛は
 令義解に。謂土地之所生爲毛也。とあり。左傳注。延喜太政官式に。大嘗祭吉野國栖奏古風。宮内式
 に。凡諸節會。吉野國栖。献御贊。奏歌曲。每節以二十七人爲定。民部式に。吉野國栖。永勿課役
 者。不忘舊功也。政事要畧に。豐明節會。吉野國栖。於承明門外。奏歌曲。進御贊。姓氏錄に。攝津
 神別國栖條に。允恭天皇御世。乙未年中。七節進御贊。仕奉。神態至今不絶。七節は七月七日の高と云ことな
かゝあらん。此事更にもに見えず。何の神態にか考ふへし。

夫國樸者。其爲人甚淳朴也。每取山菓食。亦煮蝦蟆爲上味。名曰毛
 瀾。其土自京東南之。隔山而居于吉野河上。峯嶮谷深。道路狹嶮。故雖
 不遠於京。本希朝來。然自此之後。屢參赴以獻土毛。其土毛者。栗菌
 及年魚之類焉。

蝦蟆。倭名抄。蝦蟆。唐韻云。古文作。加閉流。箋注云。本草和名。龜和名加倍留。新撰字鏡。蟬訓。加比
 留。按蛙今俗呼阿乎加閉留。又足長龜者是也。加閉流。蛙。蝦蟆之總稱耳。谷川氏曰。蝦蟆雖遐棄。遠所。
 暮還。本所。故名。加閉流。倭名抄。又有青蝦蟆。阿乎加閉流。黑蝦蟆。都知加倍流。蛙。阿末加倍流等之名。
 とあり。本朝食鑑に。山東人捕生蛙。投熱湯。剝皮。和芥醋。以食之。稱眼摩臚云。など見ゆ。○
 毛瀾。或人云。畿内の方言に。下味の物をモミナイと云り。無毛瀾の謂也と云り。○栗菌。倭名抄。栗
 部。栗兼名苑云。栗久利。箋注云。新撰字鏡同訓。按久利以栗子色黒名之。飲食部。菌茸。崔禹食經云。
 菌茸爾雅注云。菌有木菌土菌。皆多介。箋注云。應神紀皇極紀天武紀。菌竝同訓。本草和名。木菌和名岐乃
 多介。地菌和名都知多介。按多介與丈竹嶽同訓。謂直立也。今俗或呼岐乃古。とあり。菌を今俗又クサヒ
 と倭名抄に。栗菌和名久佐非良とあれ
 は。もとば菌の名にはあらざるへし。

二十年秋九月。倭漢直祖阿知使主。其子都加使主。並率己之黨類十七縣。而來歸焉。

倭漢直。倭は河内漢直に對して云るなり。漢をアヤと訓むよしは。池邊真棟説に。漢人は布帛織文紋の勝れたるを以て。負へる名なり。其國人の織れるを文服織といひ。其部屬を漢部と云ひ。其司を漢直と謂しより。轉じて漢字の訓となしとなりと云り。雄略紀十六年十月。詔聚漢部。定其伴造者。賜姓曰直。一本云。賜漢使主等。賜姓曰直。天武紀十一年五月。倭漢直等賜姓曰直。十四年六月。倭漢直。河内漢直。賜姓曰直。とあり。河内漢直は系異なり。推古紀十八年に。天武天皇御世には。兩氏共に連とあり。又かく忌寸となれり。いとまさらはし。序に云。これとは異なれど。當昔倭漢直は大和に住て。東文。直と稱し。王仁の裔なる河内文首は河内に住て。西文。直と稱して。紛れなかりしを。それをまた河内方を漢文。直と稱す。倭方を漢文。直と稱す。(神祇令義解)云りしより。まことに紛らばしく。そのうへ文をもアヤと訓讀りて。いよく混し易くなれり。後にはたゞ東西を以辨ふる外なし。此事記傳に詳に辨へられたり。これには用なき事なれども。因に云なり。 ○阿知使主。阿知は名なり。使主は於美と訓む。此氏の職なり。後には姓の如くになりぬれども。まことの姓にはあらず。使主は専らと外國の使の事を主る職名なり。阿知使主父子。高麗に吳に使ひし。工女を將て筑紫に至り。胸形大神に奉る。其工女の後を。是則筑紫國に在る御使君祖

也。とあるなどをも。思合せて知るへし。續紀三十八。坂上大忌寸。苅田麻呂上表言。臣等本是後漢靈帝之曾孫。阿智王之後。漢祚遷魏。阿智王因神牛救。出行帶方。忽得寶帶瑞。其像似宮城。受建國邑。育其人庶。後召父兄。告曰。吾聞東國有聖主。何不歸從乎。若久居此處。恐取覆滅。即携女弟迂與梅。及七姓氏。歸化來朝。是則譽田天皇治天下之御世也。於是阿智王奏請曰。臣舊居於帶方。人民男女皆有三才藝。近者寓於百濟高麗之間。心懷猶豫。未知去就。伏願天恩遣使追召之。乃勅遣臣八腹氏。分頭發遣。其人男女擧落。隨使盡來。永為公民。積年累代。以至于今。今在諸國。漢人。亦是其後也。臣苅田麻呂等。失先祖之王族。蒙下人之卑姓。望請改忌寸。蒙賜宿禰姓云々。詔許之。賜姓宿禰。とあり。按に續後紀一に。右の文と同じく。阿知使主を後漢靈帝曾孫とあり。三代實錄には四代孫とあり。姓氏錄には。三世孫とも。或は四世孫ともしたり。また後漢靈帝之男。延王之後ともあり。 數へかたにて。三世とも四世ともなれるなれど。曾孫と云へるか正しかるへし。さて此人の子孫。後に數氏に分れたるを。采拾ひていはゞ。續紀に。倭漢忌寸。木津忌寸。續後紀に。山田造。大藏忌寸。内藏忌寸。三代實錄に。坂上伊美吉。姓氏錄に。木津忌寸。池邊直。栗栖直。火撫直。石占忌寸。藏人。檜前忌寸。葦屋漢人。高安忌寸。坂上大宿禰。櫻井宿禰。平田宿禰。内藏宿禰。路宿禰。佐太宿禰。谷宿禰。畝火宿禰など。みな此裔なり。さてまた大日本史なる氏族志に云。坂上系圖引姓氏錄。曰。初漢人從阿智。歸化者。凡七姓。曰般姓。一曰。爲高向史。及高向村主。高向調使。評首。民使主首等祖。曰李姓。爲刑部調使祖。曰皂郭姓。爲坂合部首。佐

太首等祖。曰朱姓。爲小市佐奈宜等祖。曰多姓。爲檜前調使等祖。曰皂姓。爲大和宇太郡佐波多村主。長
幡部等祖。曰高姓。爲檜前村主祖。按上文所_レ言。有_レ與_レ姓氏錄_レ不_レ合者。雖_レ可_レ疑。今姓氏錄係_レ鈔本。其
詳不_レ可_レ知。姑附以待_レ後考。とあり。後に醫を以て著名なる丹波氏も。又坂上氏なり。○都加使主。
雄畧紀に東漢直掬_レあり。尊卑分服に。高貴王號_レ都賀使主。とあり。丹波氏系圖 ○率己之黨類十七縣。按
に十七縣の下に。人夫二字脱たるへし。上文また次に引_レ續紀の文に據て考ふへし。續紀三十二。坂上
苅田麻呂等言。以_レ檜前忌寸。任_レ大和國高市郡司。元由者。先祖阿智使主。輕島豐明宮取字天皇御宇。率_レ
十七縣人夫。歸化。詔賜_レ高市郡檜前村。而居焉。凡高市郡內者。檜前忌寸及十七縣人夫。滿_レ地而居。他生
者十而一二焉云々。

二十二年 辛亥

二十二年春三月甲申朔戊子。天皇幸_レ難波。居於大隅宮。丁酉登_レ高臺。
而遠望。時妃兄媛侍之。望_レ西以大歎。兄媛者。吉備臣。於是天皇問_レ兄媛曰。
何爾歎之甚也。對曰。近日妾有_レ戀_レ父母之情。便因_レ西望而自歎矣。冀
暫還之得_レ省_レ親歎。爰天皇愛_レ兄媛篤_レ溫清之情。則謂之曰。爾不_レ視

二親既經_レ多年。還欲_レ定省。於_レ理灼然。則聽之。仍喚_レ淡路御原之海人
八十人。爲_レ水手。送_レ于吉備。

戊子は五日。○大隅宮。攝津志云。西成郡大隅宮。古蹟在_レ西大道村。とあり。或書に大隅島は。今上中島
之地也といへり。安閑紀に難波大隅島。○丁酉。十四日。○注兄媛者云々十三字。集解云。古本無。蓋
私記攙入。按御友別。吉備武彥之第二子。爲_レ其妹。則年紀不_レ合。疑御友別之季女也。と云へり。本文に父
母のことあれば。父名を出すへきに。いかにも疑はし。下文にて見れば。御友別の子共へ。封地をみ
なみな賜はれば。親は御友別ならむ。末女也とありしを。妹也と書ひかめたるなるべし。神代紀一書
に。女子と書へきを。汝の一字に書きたる例も。いにしへあればなり。さて御友別は三代實錄に。元
慶三年十月。印南野臣宗雄自言。吉備武彥命第二男御友別命。姓氏錄右京に。吉備臣。稚武彥命孫御友別
命之後也。とあり。但し年紀はいかにも疑はし。○省親。繼體紀歸寧_レの訓同し。○溫清。本に清を清
に誤れり。今集解本。本高校本に據て改め正せり。曲禮に。爲_レ人子_レ之_レ禮。冬溫而夏清。とあり。○御原。倭名抄三原郡美波良。
○吉備の下。信友校本國字あり。

夏四月。兄媛自_ニ大津_一發船而往之。天皇居_ニ高臺_一。望_ニ兄媛之船_一。以歌之曰。阿波旒辭摩。異柳敷多那羅弭。阿豆枳辭摩。異柳敷多那羅弭。豫呂辭枳辭摩之魔。儂伽多佐例。阿羅智之。吉備那流伊慕塢。阿比瀾菟流莫能。

大津は。浪速上古圖説に。大津即難波御津なり。御津また敷津といひ。又高津といひ。また大津と云ふ。難波津の泛稱なりと云へり。詳に仁徳紀十一年。又三十年に云。これを和泉國和泉郡に在と云る説はよしなし。○歌之曰。本に之字なし。今釋紀に據て補ふ。○阿波旒辭摩。異柳敷多那羅弭。弭本に耳に誤れり。今永享本類史等に據る。下同。淡路島彌二並なり。淡路島と次なる小豆島と。彌二並へるなり。彌とは物の二重なれるを云るまてなり。守部は。淡路と磯取盧島と。小豆島と兒島と。各二並なり。記の高津宮段。天皇淡路島に幸行せる時の御歌に。四島淡路。おのころしま。あちま。ささの島。さけつ島を云ふ。各互に二並ひたるさまを。よみ給ひしに證すへし。と云はれたるは非なり。おのころしまはこゝに用なし。○阿豆枳辭摩。異柳敷多那羅弭。小豆島彌二並なり。小豆島は記に。生_ニ吉備小島_一。次生_ニ小豆島_一。亦名謂_ニ大野手比賣_一とありて。六島の其一なり。備前讃岐の海中にあり。續紀延暦三年勅に。備前國小豆島郡小豆島とあり。今は讃岐國寒川郡に屬けりと云へり。は音に呼○豫呂辭枳辭摩之魔。宜島々なり。守部云。此は歸依_ニ島々_一にて。豫呂辭とは。親く依傍_ニを_一云。

此は右の島等は。各互に相並てあるを指玉ふなり。さてかくしも詔ふ意は。心なき海上の島々たに。然か相並ひてあるものを。今吾御身の兄媛に別れて。獨あるはと歎き玉ひて。下へつづけさせ玉ふなり。然るに諸抄に。此眼目の意も解す。よろしとは。物のよくとこのひ満て。不足と云なきを云など云て止めるは。いかにそや。さては此に更に用なき言なるをや。猶此よろしと云言を。誰も然のみ心得たれば。試に一わたり辨つへし。萬葉一。そどもの大御門に。宜名信神さひ立り。とあるは。耳無山の。其御門に親しく依り傍へるを云。二に立者玉もの如く。ころふせば川瀧の如く。離かひし宜君か云々。これ玉瀧の如く。川瀧の如くに。離相し。其親しく睦しく。依副ひ玉ひし君か云々と。下へ連くなり。宜の上_ニ其と加へて心得へし。若是をかの満足へる意の美言辭とせば。いとことさらひて。をり付ぬ詞となりぬへし。また三に。宜奈倍音背乃君云々。などもあり。たゞ宜しとのみよみたるも。其意は同じ事なるを。元來親しく依付意なる故に。奈倍とも添へて云へるにそある。即地付意にて。登二並とよみまじりも又同じ。斯て惡きに對へ云宜きも。なつかしおむかしなど云語と同じく。本源は吾に親く歸り隣きて。編の宜きより。つひに凡ての吉言にも。移し云こととなりしなるへし。と云り。○儂伽多佐例。誰令_ニ片去_一なり。言と見て。次の妹にかけて見るへし。助辭こゝに栗田寛云。播磨風土記袁奚天皇詠云。多良知之。吉備使_ニ鐵持_一云々。と云事あり。此の多良知之は。吉備の冠辭ならんと云へり。今此説によりて考ふるに。萬葉に多良知補能波々と云枕詞。あまたある中に。五に多羅知斯夜。波々何手波奈例。十六に垂乳爲_ニ母_一所懷_ニとも_一ある。此多羅知斯も。またおなじく母と云ひ。さては吉備と云んとての枕詞と聞えたり。さらは此の句も。阿は恐らくは陀の誤寫にて。陀羅智之吉備と。つづけたる句なるへきか。但し陀羅智之は。多羅知補に同じく。其義は萬葉古義に。帶乳根足常など書たるは借字にして。多良

知は志に通ひて。足の意にて賛辭なり。かこければ。足日子足比賣などの足の如し。根も尊稱なり。古事記に垂根王。また建忍山垂根。島垂根など云人名も見えたり。この垂も足にて。即足根と云に同じ意の稱なり。母はことに親く尊きものなる故に。足根之母とは稱へしなりけり。と云れたるはさる事なり。さるを今吉備に冠らせ玉へるは。いかなる由にかあらんと云に。こゝは猶親しむかたより。妹につけ玉へりとも見るへけれども。かの風土記なるを。解へきよしなきをおもへは。たしかに定めかたし。なほ本のまゝにて解へきか如し。○吉備那流伊慕嶋。在吉備妹をなり。○阿比瀧苑流莫能。相見つる者をなり。莫一作慕。永平本薩摩本にも。さて此句の下に。しか見つゝ在しものを。誰かは片去らしめつる。さる人に取放たれて。令荒られし吉備なる妹と。この島々の如く。相並びてありに。しものをと。くちをしみ給ふこと。言外にこめたり。かくときもてゆけは。まつはきこゆるか如くなれど。こゝに守部云。この兄媛父母戀じとは聞え奉りつれど。實は太后の嫉妬をうれひて罷れるなれば。天皇もえ留めさせ給はす。其別をあかすおもほすあまりに。舟の行へを見さけつゝ。よみ坐るなり。と云へり。この説たしかなる證はあらねど。御歌のさまを思ふに。さることもありけんともおもはれたり。

秋九月辛巳朔丙戌。天皇狩于淡路島。是島者横海在難波之西。峯巖

紛錯。陵谷相續。芳草薈蔚。長瀾潺湲。亦麋鹿鳧鴈。多在_ニ其島。故乘輿屢遊之。天皇便自淡路轉以幸吉備。遊于小豆島。

丙戌は六日なり。○在難波之西。高葉に。住吉之崖爾向有淡路島などあり。○薈蔚。薩摩本に蒼を蒼とあり。神代紀に扶疏をシキモシと訓り。詩書風にも音分。顯宗紀に厥功茂焉とあるも同じ。この辭神代紀にいへり。○遊于小豆島。かの御歌によろしき島々。詠こことしたまひしより。ことさらに此島に御舟をよせて。遊ひ玉ひしなるへし。

庚寅亦移居於葉田。葦守宮。時御友別參赴之。則以其兄弟子孫爲膳夫而奉饗焉。天皇於是看御友別謹惶侍奉之狀。而有悅情。因以割吉備國封其子等也。則分川島縣封長子稻速別。是下道臣之始祖也。次以上道縣封中子仲彦。是上道臣。香屋臣之始祖也。

庚寅は十一日なり。○葉田は。和名抄備前上道郡備多あれども。其とも定かたし。次に云。○葦守宮。詳ならず。和名抄に備中賀夜郡足守あり。或云。今足守を距ること一里許に。土田と云處あり。按土田舊土田と云か。さらば葉田は備中にあるへしと云り。類聚解にも。郡界は古今變あり。此行宮處は岡山板倉邊に當ることあり。また或説には。宮趾備後國鞆田郡に在ともあり。みな一定しかたし。なほよく考ふへし。○膳夫は。いにしへはいと重きものにて。天皇の御僕には。皇子のみつから御前に。仕奉りしことなとも往々見えたり。されは今御友別の子孫か。みつから此役に仕奉りしなりけり。○川島縣。仁德紀に。於吉備中國川島河派。有大虬。令苦人云々。笠臣祖縣守。爲人勇悍而強力云々。悉斬之。河水變血。故號其水曰縣守淵とあり。或書に。縣守淵。備中窪屋郡酒屋村に在と云へは。川島縣は窪屋郡なるへし。又倭名抄備中國下道郡河邊加波郷あり。今黒邊川の川邊宿存すと。類聚解に云り。さらば下道郡にやあらむ。○稻速別。國造本紀に。下道國造。輕島豐明宮朝御世。元封兄彥命。亦名稻建別。定賜國造とあり。稻建別は稻速別の誤なるべし。兄彥は仲弟に對たる名なり。さて國造に定賜は此後の事なり。○下道臣。和名抄備中國下道郡之毛豆美知。天武紀十三年十一月。下道臣賜姓吉備朝臣。姓氏錄左京皇別。吉備朝臣。大日本根子彥太瓊天皇々子。稚武彥命之後也。下道朝臣。吉備朝臣同祖。稚武彥命之孫。吉備武彥命之後也。眞髮部下には。孫を男に作る。氏人は。雄略紀下道臣前津屋。孝謙紀下道臣色夫多。備中風土記下道朝臣人主あり。聖武帝時人なり。さて記云。大吉備津日子命者。吉備

上道臣之祖也。次若日子建吉備津日子命者。吉備下道臣。笠臣祖。とあるは誤なること。孝靈紀吉備臣の下に云り。○上道縣。和名抄備前國上道郡加無豆美知とあり。今二にわけて。奥上道。口上道といふ。○仲彥。國造本紀に。上道國造。輕島豐明宮御世。元封中彥命兒多佐臣。始國造とあり。多佐。雄略紀に田狹とあり。○上道臣は。清寧紀に。上道臣。連坐星川皇子謀叛。奪其所領山部とありて。それよりこの氏微弱となりしにやあらむ。姓氏錄に載せず。續紀天平寶字元年七月。備前國造上道正道。及上道臣斐太都賜姓朝臣。閏八月。以上道朝臣斐太都。爲吉備國造とあり。外記日記。左近衛將監上道守代あり。朱雀帝時の人なり。記の傳と異なること。右に見えたるか如し。○香屋臣。和名抄備中國賀夜郡。舒明紀に蚊屋とあり。式同郡吉備津彥神社。名神國造本紀に。加夜國造。輕島豐明朝御世。上道國造同祖。元封中彥命。次定賜國造とあり。氏人は。今吉備津宮神主賀陽氏なり。また同郡古郡神社。中彥命を祭るとも云へり。續紀天平神護元年六月。備中國賀陽郡人。外從五位下賀陽臣小玉女等十一人。賜姓朝臣。清和紀。賀夜郡人。左大史賀陽朝臣宗成。同姓備中權博士眞宗等。改隸左京職。扶桑略記。宇多帝時。賀陽郡大領賀陽豐仲。弟統領。豐蔭。吉備津宮禰宜豐恒。東鑑七に。周防國在廳官云々。散位賀陽宿禰弘方。散位賀陽宿禰重俊。など見えたり。

次以三野縣。封弟彥。是三野臣之始祖也。復以波區藝縣。封御友別弟

鴨別。是笠臣之始祖也。即以苑縣封兄浦疑別。是苑臣之始祖也。即以織部縣賜兄媛。是以其子孫於今在于吉備國。是其緣也。

三野縣。倭名抄。備前國御野郡御野美乃。○封弟彥。弟彥は仲彥の弟なり。國造本紀に。三野國造。輕島豐明朝御世。元封弟彥命。次定賜國造。とあり。按に。弟彥を國造に定賜ふも。またこの後のことなり。○三野臣。姓氏錄に見えず。桓武紀。三野臣廣主。三野臣淨日女など見えたるは。此氏人なり。

○波區藝縣。詳ならず。國造本紀に。大島と周防との間に。波久岐國造あり。大島は周防國の郡名なれば。波區藝は周防の地名なるか如し。されどなほ。吉備國のうちにあるべき也。小寺清之云。區藝は恐らくは也。藝の誤か。倭名抄備中國淺口郡林。小田郡拜慈波也之。などありと云へるは。いかゞあらむ。新纂解に。今はクキの縣なし。按見島の入海の嶋門に當。倭名抄備前國邑久(於保)久(郡)邑久(郡)是は大嶋の意なり。波區藝は嶋嶋といへり。是もいかゞあらむ。なほよく考ふへし。○鴨別。この人神功紀に見えたり。三代實錄。元慶三年十月。印南臣宗雄自言。吉備武彥命第三男鴨別神。命式備前國赤坂郡津高郡兒島郡に鴨神社あり。○笠臣。本に臣を田に誤れり。今熱田本信友校本。及國造本紀等に據て正せり。國造本紀に。笠臣國造。輕島豐明朝御世。元封鴨別命八世孫笠三枚臣。定賜國造。○笠臣

臣。姓氏錄左京。笠朝臣。孝靈天皇々子稚武彥命之後也。應神天皇巡幸吉備國。登加佐米山之時。颯風吹御笠。天皇恠之。鴨別命言。神祇欲奉天皇。故其狀爾。天皇欲知其真偽。令獵其山。所得甚多。天皇大悅。賜名賀佐。笠臣笠朝臣同祖。稚武彥命孫。鴨別命之後也。とあり。氏は。元明紀。笠朝臣麻呂。稱德紀。笠臣氣多麻呂。賜朝臣。備前人三財部毗登等。改賜姓笠臣。仁明紀。三尾臣永主等。賜笠朝臣。清和紀。安藝采女凡直貞刀自。賜姓名笠朝臣宮子。陽成紀。左大史印南野臣宗雄等。賜姓笠朝臣。などあり。但し此印南野氏は。吉備武彥二子御友別の孫なり。外記日記。一條帝時。笠吉仲。笠爲政。後冷泉帝時。笠教良。近衛帝時。笠國政等あり。類聚符宣抄。村上帝時。笠治道。笠宿禰大丸あり。宿禰も同族か。範圍記。笠清武あり。○苑縣。倭名抄備中國下道郡會能鄉あり。永享本に苑部縣とあり。部は衍なるへし。○苑臣。本臣を丘に作る。鴨祐之說に。丘當作直と云り。さる一本もあるよしなれど。なほ信友校本に因て臣に改む。苑臣は萬葉集國臣生羽あり。持統帝時人なり。備前風土記。備中國賀夜郡少領齒臣五百國あり。聖武帝時人なり。類聚符宣抄。除目大成鈔。宮内少錄齒臣五種あり。村上帝時人なり。苑直は他に見あたらず。丘は決く誤なるべし。○織部縣。倭名抄備前國邑久郡服部。岡山地誌に。邑久郡行幸村の内。大字服部村あり。備中國賀夜郡服部波止利。地誌に。服部山城。賀夜郡服部村長良なる服部山上にあり。延元二年。備後國邑治郡服部鄉あり。これらの中なるへし。○賜兄媛。賜を永享本水戸本に封とあり。なほ本のまゝにて宜し。○於今在于吉備國。姓氏錄に。此氏の裔なほあまた見えたと。吉備國なるは見えず。さて大日本史に。按姓

○日本書紀通釋卷之三十八

氏錄載。帝欲定國界。車駕巡幸到播磨。蓋在是歲乎。附以備考。とあり。

二十五年
甲寅

二十五年。百濟直支王薨。即子久爾辛立爲王。王年幼。大倭木滿致執國政。與王母相姪。多行無禮。天皇聞而召之。百濟記云。木滿致者。是木羅斤資討新羅時。娶其國婦而所生也。以其父功。專於任那。來入我國。往還貴國。承天朝。執我國政。權重當世。然天皇聞其暴。召之。

直支王薨。東國通鑑に據に。宋永初元年。腆支王十六年春三月。王薨。とあり。我か允恭天皇九年庚申に當れり。其方正しかるへし。但し干支異なるは。彼にも誤あるか。○久爾辛立。通鑑云。長子久爾辛立。

二十八年
丁巳

二十八年秋九月。高麗王遣使朝貢。因以上表。其表曰。高麗王教曰。日本國也。時太子菟道稚郎子。讀其表。怒之。責高麗之使。以表狀無禮。則破其表。

高麗王。此時の王は。彼國の書に因に。相夫王又倭上王。五年にあたり。相夫王は始祖朱蒙より十四

代の王なり。永樂王碑銘に依に。高麗は新羅百濟よりも。甚く強さまされりければ。皇朝に對し奉りても。かゝるおほけなき心をつかひたりけむ。○教日本國。釋名に。下言於上曰表。紀原。表蓋漢制也。また典籍便覽に。以言廻下曰教。梁簡帝有移市教。正字通。諭告之詞。其義與合同。と通證に見ゆ。永樂王碑銘に。八年戊戌。教遣偏師。觀鳥嶺土谷云々。十年庚子。教遣步騎五萬。往救新羅云々。十七年丁未。教遣步騎五萬云々。好太王存時教言。祖王先王。但教取遠近舊民。守墓洒掃云々。などあるを引て。或說に云。教は教令なり。彼邦今日の官語仍同じ。此等の字東國通鑑等の史乘には存せずして。此碑文には見ゆ。亦以て碑文の史乘に優れるを見るへし。と云へり。右の説に據て考ふるに。教日本國と云へる數字も。右の意にて書るなるへし。さて數字は本の訓ヲシフとあれど。古訓にノルとある方よろし。

三十一年
庚申

三十一年秋八月。詔群卿曰。官船名枯野者。伊豆國所貢之船也。是朽之不堪用。然久爲官用。功不可忘。何其船名勿絕。而得傳後葉焉。群卿便被詔。以令有司。取其船材。爲薪而燒鹽。於是得五百籠鹽。則施之周賜諸國。因令造船。是以諸國一時貢上五百船。悉集於武

庫水門。當是時。新羅調使共宿武庫。爰於新羅。停忽失火。即引之及于聚船。而多船見焚。由是責新羅人。新羅王聞之。訾然大驚。乃貢能匠者。是猪名部等之始祖也。

枯野。五年紀に出つ。○不可忘。本に忘を忌に誤る。今正せり。○得五百籠鹽。按に食鹽の事。仲哀紀に鹽地シホトコロの名見えたれども。其を養造りし事の。ものに見えたるは此をはしめとす。されど通證に。本邦諸國多沿海。故莫有乏海鹽。今據此文及後撰集無鹽年之語。則昔時未得其法歟。或官責之。而禁民私煮。有如西土推法者歟。亦可察古今之變耳。と云れたることあり。猶よく考ふへし。○集於武庫水門。天野信景か鹽尻云。攝州兔原魚崎の里は。住吉明神の鎮坐まします。御影の森の東南に當れり。むかしは五百崎と書けるを。いつの比よりか魚崎と書けるは。五百と魚との訓。相似たれば。横なまりて云傳へたるなるへし。應神天皇御宇。國々より五百船を作りて。帝に奉りし其船を。武庫の水門へ浮へつとへたるよし。日本紀に見えたり。其船のつとひし所なれば。五百崎といへるとかや。古は雀松原といひて。里と松原と一所なりしを。大水出て松原の松は皆流れうせ。魚崎の里も押流され。東の方へ移りしかは。松原とは聊程隔りぬ。松原も跡のみ残り。今は小松ちりち

りに生立はかりなり。されは魚崎と松原とは。異所のやうに人おもへり。國華萬葉。舞陽群談など。御影村の西にありとかけるは誤なり。松原と五傳と云里の東にて。住吉川の西にあり。と云り。○新羅調使。東國通鑑に。晋永康元年。新羅基臨王三年。新羅與倭國交聘。即當此年。と通證に云れたれど。この頃はなほ。彼西國の片はとりなる。倭國と呼しものごと。彼か通し居しかは。朝廷にての事とも定めかたし。○停。集解には亭に作り。通證に。停蓋與亭通用。通鑑注。亭停留。行旅宿食之處。猶今之館驛也。とあり。○匠者。倭名抄。四聲字苑云。工和名太久美。匠也。匠巧人也。とあり。箋注に。掩俱彌。見雄略紀秦酒公歌。應神紀匠者。孝德紀工人。天武紀工匠皆同。訓蓋手組之義。謂巧意者又手思惟也。とあり。太久美は萬に云名にて。金工を神代紀にカナタクミとも云へり。されどまづは木匠を云へる名と。はやくなりしなり。源氏物語には。木の道のたくみと云へり。○猪名部。和名抄。攝津國河邊郡爲奈。集解云。按使其匠居于爲奈。故子孫在于其地。稱猪名部也。雄略天皇十三年紀所謂。木工猪名部具根。蓋此裔也。姓氏錄攝津國諸蕃。百濟爲奈部首。百濟國人中津波手之後也。此係百濟。蓋別姓也。とあり。さて又通證に。舊事紀。饒速日命天降供奉。有爲奈部等祖天津赤占。與笠縫部相並。則此亦疑木匠也。と云へり。考ふへし。

初枯野船爲鹽薪燒之日。有餘燼。則奇其不燒。而獻之。天皇異以令

作琴。其音鏗鏘而遠聆。是時天皇歌之曰。訶羅怒鳥。之褒珥椰枳。之餓阿摩離。虛等珥菟句離。訶枳譬句椰。由羅能斗能。斗那訶能。異句離珥。敷例多菟。那豆能紀能。佐椰佐椰。

不燒。本に燒を爐に作る。今類史及竟宴歌集本集解に據て改む。○其音鏗鏘云々。記仁德段云。此之御世。兔寸河之西。兔寸河未詳。播磨風土記にも見えたり。當國入中山某の意且爾語に。兔寸はトノキと訓へし。和名抄大鳥郡常陸。今爲深井。不如井。とある是なり。式に等乃伎神社。姓氏錄和泉神別殿來連と云もあり。今も富木村と云を當昔伐て鹽を燒けるも著く。其處に御羅橋千貫樹と云地名。今ものこれり。凡て年久しく經たる。有ニ一高樹。其樹之影。當ニ旦日。木は。名香の薫りあるものなれば。さる事の故にこそは。右の橋名とばなりたりけむとあり。者。越淡道島。當ニ夕日。者。越高安山。故切ニ是樹。以作レ船。其捷行之船也。時號ニ其船。謂ニ枯野。故以ニ是船。旦夕酌ニ淡路島之寒泉。獻ニ大御水。玆船破壞。以燒鹽。取ニ其燒。遺木。作レ琴。其音響ニ七里。爾歌曰云々。とありて。次の御歌を時人の歌としたり。此と異なり。記傳云。體源抄に。箏のここの木は。舊記云。鹽風に吹れたる日あたりの孫枝を用るべきなりと云へり。然れば船の材も。久しく潮になれたれば。殊に琴甲によきなるへし。又燒遺も。琴甲にほきにやあらん。漢國に魚尾琴と云ひしなど。其由あるに似。とあり。たれど。彼は燒たるによりて。よかりしにあらす。本より其材なりしなり。延喜六年竟宴歌に。渡之幣多流。不留幾字喜破遠。須豆年波會。散邪計起毗比喜。登保久喜許遊流。○訶邏怒鳥。枯野をなり。解云。萬葉十四相摸國歌に。百つしま。あしから小舟。あるき多み。めこそか

るらめ。心はもへど。とある義にて。枯野も輕乘なるへしと云て。此は神代紀に。天鳥船また鳩船なと云名見えて。船は只輕く泛へて。疾行を主とする故に。かゝる御名の多きなりと云り。其に就て心得あるへし。今按に。太古の船は。一幹材を彫穿て造りけん故に。其材の重き輕さにもより。穿狀反法にも隨ひて。疾運きかありしから。然る稱名のありしにこそは有けめ。若今世の船の如く。板以て合せ造れらんには。さはかり運速の差めあらめや。上に引る記の傳に。其樹之影。當ニ旦日。者。越淡道島。當ニ夕日。者。越高安山。故切ニ是樹。以作レ船。其捷行之船也。とあるか如き。大樹を用ゐたるをみれば。此船も穿抜船なり。薪に碎れたるも。専ら全材の貌にして。板とはみえず。また仁德紀六十二年六月。遠江國司に造らしめたる船。播磨風土記なる。速鳥と號けし船を始め。御代々々船を作るには。必大樹を用ゐらるゝ例なるを以て知るへし。近來天保六年尾張國に。土中より掘出たる船も。穿抜にて。長十三間ありといへは。此枯野の十丈は。當昔の尋常なるへけれど。外に所由ありて。靈たまなともありしにや。式に伊豆國田方郡輕野神社あるは。極めて其靈を祠られしなるへし。續紀などにも。遣唐使船に。從五位下を授けられたる事もみゆ。其功に仍てなり。さて板を合せて造るやうになりつるは。いつの頃よりとは定かに知かたけれど。異國の船を見習ひて。後の事なるへし。其より以來。彼速鳥等の稱號は絶しにこそ。と云へり。これは上に云へき事なるを。序に此に引り。○之褒珥椰枳は。於レ鹽燒なり。鹽を燒新と爲て燒くなり。○之餓阿摩離。其之餘なり。餘爐をいふ。○虛等珥菟句

離。琴に造なり。繼體紀に。歌開能。以矩美娜開余養開。漢等陸鳴磨。莒等備都久利。○訶枳譬句都。播彈なり。都は助辭。○由羅能斗能。斗は門なり。此門は式に淡路國津名郡由良湊神社とある地なり。今も隠れなき湊にて。淡路島の東面にあり。行囊抄云。和田の御崎と。淡路の松帆浦の間は。海上程近し。僅に三里許と云。此間を淡路の迫門と云とある。此迫門即由良湊なるにやあらむ。記傳云。此の由良を紀國なりと云ふは非なり。紀國なるは。萬葉七。木國之。湯等乃三崎。九に湯羅乃前。などある是なりとあり。借天皇さきに淡路に幸行しし時。此水門を遊覽しよかは。今かく御詠坐るなり。○斗那阿能。門中之なり。海上を云ふなり。○異句離珥。敷例多苑。於海岩一被振立なり。異句離は。萬葉二に。辛乃崎有。伊久里爾會。六。海底。奧津伊久利二。みな海中の巖を云なり。記傳云。此は海上に出たる大なる岩なるへし。解云。越後國高田にて。沖に大なる岩の二あるを。沖のふたつぐりと云と云へり。名義イクリは岩疑にや。故に斗那阿能異句離。沖津伊久利。又辛乃崎有伊久里と。其處をさして云るなるへし。守部は。沖疑にて。本は疑々し岩の稱なりけらしと云へり。さて敷例多苑は。記傳に。被振立なり。布禮は振られを切めたる言にて。被折を平禮といひ。被知を志禮と云ふたぐひ。同格なり。振られとは。浪に蕩揺るゝを云なり。浪の立をも。風の吹をも振と云へは。其振る浪に搖されて。海中なる岩に生立るなりといへり。○那豆能紀能。本に能の下に。紀字あるは行なり。今熱田本永享本墨本木蘭本類史。其餘の本とも元きによりて別。記傳云。浸漬之木之なり。記倭建命段歌に。宇美賀由氣婆。許斯那豆牟。仁德紀歌に。許斯那豆彌。曾能赴尼苦羅齊。これらの許折

那豆牟は。腰まで海水に浸漬ることなり。又萬葉に。水底に在ことをも。水に浮ふことをも。水を渡ることをも。凡て水に着ことを那豆佐布と云へり。されは海水に浸漬りて所殖る木を。那豆之樹とは云へるなり。さて此木は。萩葭などの類を云なるへし。木と云ふは。本植物の總名とおほしくて。古は草の屬をも。木といへることあり。萩。萩。薄。蓬。欸冬。宇波疑など。草名にも紀と云か多きも此故なり。さて由良能斗能より。此まで五句は。結の佐夜佐夜を云はむための序にて。海水に浸りて。岩に生立る葦萩などの。打寄る浪にゆられて。其葉のさや〜と。動き鳴る音を以てつづけたるなり。と云へり。守部云。此木の事。年來考わたりけるに。文政のはじめつかた。公の御船手小野嘉吉と云もの。流人を率ゐて。伊豆の八丈島より歸來て云。彼島の海の巖に。海松といふ木生たるか。浪に觸て鳴ること。信に絃を搔か如し。其小きを持來れりと云を。請て見し。其枝を組たる狀。佛像の船御光と云ふ物の如し。後に思へは。其小枝を拂ひて磨きなしたるは。江戸にても時々に見る物なりけるか。只其全體をまさめに見て。浪に觸れて鳴所以を知るをよろこほしき。葉もなく松にも似ざるものを。いかにして海松とはいふぞと問ふに。彼浪にふれて鳴音の。松風に似たるより。云そめしなるらんどいひき。其みかきたるをみれば。黒珊瑚の種類也。西海にもありと云。土佐日記に。おほつかな。けふは子日か。あまならば。うみ松をたに。引ましものを。源氏に。うみ松や。時そともなき。かけにゐて。何のあやめも。いかにわくらむ。また其浪に觸る形貌をよみたるは夫木集二十なたの浦の潮

になつさふ海松を。汀の浪を年は越ける。などよみたる。此等を合せて思ふに。彼由良の門中の巖に生たる海松の。潮に觸て鳴さまを。淡路行幸の御ついでに。現前みそなはし閉しめして。其寥亮さの御耳にのこりけんまゝに。比喩させ玉ひしなるへし。實に海水に漬りて生植る木なりければ。浸漬木と云へきものにそある。これその古名なるへし。といへり。此説の方然るへし。○佐郡佐郡は。亮々にて。此琴の音の鏗鏘なるを云へるなり。上句よりつゞける意は。浸漬木の潮に觸れてさわく音なり。歌の意は亮々にて。かき弾くや亮々どつゞくなり。記明宮段歌に。布由紀能須。加良賀志多紀能。佐夜佐夜。とあるも。冬樹の喧擾を以て。刀身の亮々に譬へたるさま。こととおなじ。さて一篇の意は。守都云。枯野船木を。鹽屋の薪として焼きたる。其か残りを琴に作り。掻弾や驚く音せり。其音は由良の門の門中に。巖の浪にゆたぶる浸漬木の。潮に觸れて。喧擾く如く。亮々と鳴響くはかりなり。是を思へば。琴になりて。此音を發せし。と云へり。さて記に此歌の下に。此者志都歌之返歌也。とあり。

三十七年
丙寅

三十七年春二月戊午朔。遣阿知使主。都加使主於吳。令求縫工女。爰阿知使主等。渡高麗國。欲達于吳。則至高麗。更不知道路。乞知道者於高麗。高麗王乃副久禮波。久禮志二人爲導者。由是得通吳。吳王

於是與工女兒媛。弟媛。吳織。穴織。四婦女。

遣阿知使主都加使主。この二人を吳に遣はし玉ひしことは。雄略御世にありしことの。まされたる傳なるべし。但し高麗に遣はし玉ひしことは。此御世にありしなるへし。なほ此事次に云ふ ○吳。集解云。潛確居類書區宇部曰。吳都初居鎮江。後遷建康。注曰。今南京應天府也。又曰東晉都建康。宋齊梁陳四朝。俱都建康。并吳晉曰三六朝也。按紀中稱吳。皆指三六朝。是年當西晉惠帝光熙元年。とあり。信友云。按に國名の吳をクレと唱は。この紀に。久禮波久禮志の二人。吳國の嚮導をして。初て至りたる故に。かの人を取て。久禮國と云へるならむ。さてくれはとりと云は吳機織にて。波は人の名の久禮波の波にはあらて。波多の波なり。あやはとりの阿也は。今の世にも綾とてある類の織かたにて。其は既に吳國にても。漢國より傳はれる方にて。それをもそへて買れるならむ。其は漢織とかきて。あやはとりとよめるにても考ふべきなり。といへり。さて吳にしも使を遣はし給へるは。正統記に。吳は東方に倚るか故に。日本先使を通するなりとあるか如し。○吳王。通證に。今按吳太祖孫權曾孫爲孫皓。皓降晉而吳亡。在三十二年庚子。距三十七年丙寅。二十六年。則所謂吳王蓋非孫氏。或使人往來經多年。其在孫皓世亦未可知也。とあり。されど大日本史に。按是吳亡入晉。蓋沿稱舊號。下倣之。

とあるかごとくなるへし。なほ記傳の○兄媛弟媛吳織穴織。この四女。また雄略紀十四年に見えたり。別人にはあらて。一傳の錯たるものなるへきこと。記傳の説を引て下に云へし。さて雄略紀の文に。吳所_レ献手末才伎。漢織吳織。及衣縫兄媛弟媛等あり。兄媛弟媛は姉妹の名にて。此二人裁縫を善くする者。吳織は記に吳服とあり。波登理は服織ハミオリの約。穴織の穴は漢と音通へり。さて吳織は吳服織。漢織は漢服織にて。漢國より傳へ來りて。吳國に住める者の稱なるへし。さて其は織様の異なる製ありしなるへけれど。今知りかたし。但し後撰集に。くれはとりと云ふ綾を。二疋裏ムラサキて遣しける。くれはとりあやにこひしくありしかは。二むら山もこえすなりにき。吳服綾また延喜式にも見えたり。其頃はさる一種の服。世に在りしなるへし。今人絹繩を吳服ウソクと音に呼へる稱あるも。此稱の殘れるなり。さて記には此御世に。貢_二上手人韓鍛名卓素。亦吳服西素二人。とあり。據_レ此は。この御時に貢りしは吳服一人なり。四女にあらす。さて猶此は雄略天皇の御世の事なるか。混ひたるものなりとして。記傳に其をわきまへられたるやう。雄略卷に。十二年夏四月。身狭村主青。與_二檜隈民使博德。出使_二于吳。十四年春正月。身狭村主青等。共_二吳國使。將_二吳所_レ献手末才伎。漢織吳織。及衣縫兄媛弟媛等。泊_二於住吉津。云々。以_二衣縫兄媛。奉_二大三輪神。以_二弟媛。爲_二漢衣縫部。也。漢織吳織衣縫。是飛鳥衣縫部。伊勢衣縫之先也。とあると。事のさま痛く似たるを思ふへし。將來つる四人の名稱。全同じく。兄媛を神に奉れる事も同じきをや。されは吳國に行て。此_レ手人等を將て來つるは。右の雄略天皇の御世の事な

りしを。此應神天皇の御世に。百濟より貢りし服部の事に。傳誤りたるなり。されはかの久禮波久禮志か導せしとあるも。雄略の御世の時のことなるへし。凡て吳國と通ひ初めしは。彼の御世とこそおほゆれ。仁徳天皇の五十八年に。吳國朝貢とあるもおほつかなし。そもく雄略天皇のころは。吳は既に滅ひし後なれども。三韓などにては。云なれたるまゝに。なほ其地を吳といへりしなり。さて又書紀に吳服漢織とて。此を二人にせられたるも誤なり。實は一人にて。漢織と云ふも。即吳織のことなり。其故はまつ漢と吳と分て云ときは。漢とは彼三國の時。魏のありてし地を云ひ。吳とは江南の地を云へり。然れども皇國などにては。吳をも合せて。一に漢と云へること多し。書紀に吳國人の後をも。漢某と云。姓氏錄諸蕃にも。漢の内に吳をはこめたり。されば吳織を或は漢織とも云しを。二と心得て別に擧られたるなり。かの雄略卷に。以_二弟媛。爲_二漢衣縫部。とあるにても心得へし。弟媛は吳より來つるを漢といへり。かゝれば是も記に漢服と云は無きを正しかりける。と云れたり。なほ雄略紀十四年下考へ合すへし。

三十九年春二月。百濟直支王。遣其妹新齊都媛。以令仕。爰新齊都媛率七婦女。而來歸焉。

三十九年
戊辰

百濟直支王。通證云。今按二十五年紀既曰薨。與此文。麒麟。或直支王世固有此舉。而今年奉遺命來歸歟。又二十年下所引桓武紀。其事相類皆可疑。と云へり。菅政友云。これは通鑑に據るに。久爾辛王子毗有王の立し明年なれば。王女を質に召されしなるへし。されは原は毗有王とありけん。と云れり。さることなり。されと年紀には違あり。前後に云るか如し。集解には直支二字を削りて云。王。上原有直支二字。古本無。按是年當是聖德太子。永壽二年。百濟比流王五年。とあり。比流王は百濟第十代の王にて。直支よりは七代の祖なり。蓋し誤なり。 かにかくに。直支王は此御世の人にはあらず。

巳四十年己

四十年春正月辛丑朔戊申。天皇召大山守命。大鶴鵄尊。問之曰。汝等者愛子耶。對言甚愛也。亦問之。長與少孰尤焉。大山守命對言。不逮于長子。於是天皇有不悅之色。時大鶴鵄尊預察天皇之色。以對言。長者多經寒暑。既爲成人。更無怙。唯少子者未知其成。不是以少子甚憐之。天皇帝大悅。曰。汝言寔合朕之心。是時天皇常有立菟道稚郎子爲太子之情。然欲和二皇子之意。故發是問。是以不悅大山守命之對言也。甲子。立菟道稚郎子爲嗣。即日任大山守命。

令掌山川林野。以大鶴鵄尊爲太子輔之。令知國事。

四十年。信友校本に引く異本には。此一章十四年二月の上在り。干支は合へり。○戊申は八日なり。○長者。日本靈異記に。天骨を比止々那利と注し。神代紀に質性。安康紀に情性。鹿添瑤囊抄に成長をよみ。萬葉五に。何時可毛比等等奈理伊互天。是は人並の身となる意なり。元服より後を。ヒト、ナルといへるも。此意の轉れるなり。其は三代實錄八に。御冠加賜比。人止成賜努とあるこれなり。また長はオトナ、ルとも訓へし。源氏桐葉卷に。おとなになり玉ひて云々。今も云詞也。但し成人はヒト、ナリと訓へし。 ○色を。オモヘリと訓るは。允恭紀同。雄略紀にオモヘラヒとも訓り。續紀詔詞に。無禮岐。面弊利無久。などあり。言義は神代下卷の注に云へり。○和は。令甘和の義なるへし。源氏に。思し棄ましきをたのみにて。あまえて侍るなるへし。榮花に。あまえてにけにけり。源氏には多くあり。其餘の物語にも多く見たり。 これらは意の轉せしにて。俗にあまえたること云やうなる義なり。また耻る意にも云り。竹川卷の注にみゆ。榮花浦々の別に。あまえて逃にけりなども。耻る意なり。 通證にも。俗謂兒女和悅媚人。爲阿麻邊留。亦此意。と云り。○甲子。二十四日也。○爲嗣。記云。宇運能和紀郎子。所知天津日繼也。○令掌山川林野。又云。大山守命。爲山海之政。とあり。此には海の政は任し玉はぬにやあらむと。記傳に云へり。○令知國事。又云。大雀命執食國之政。以白賜。とあり。記云。於是天皇問大山守命與

○日本書紀通釋卷之三十八

大雀命詔。汝等孰愛兄子與弟。子。天皇所以發此問者。宇遲能紀郎子。有令治天下之心也。爾大山守命白。愛兄子。次大雀命。知天皇所問。賜之大御情而白。兄子者。既成人。是無愧。弟子者。未成人。是愛。爾天皇詔。佐邪岐阿藝之言。如我所思。即詔別者。大山守命。為山海之政。大雀命。執食國之政。以白賜。宇遲能紀郎子。所知天津日繼也。故大雀命者。勿違天皇之命也。

四十一
庚午年

四十一年春二月甲午朔戊申。天皇崩于明宮。時年一百一十歲。一云崩于大隅宮。是月阿知使主等。自吳至筑紫。時。胃形大神乞工女等。故以兄媛奉於胸形大神。是則今在筑紫國。御使君之祖也。既而率其二婦女。以至津國。及于武庫。而天皇崩之不及。即獻于大鶴鶴尊。是女人等之後。今吳衣縫。蚊屋衣縫是也。

四十一年。通證云。東國通鑑。晉永嘉六年。新羅訖解王三年。倭遣使請婚於新羅。以阿准急利女送之。此當四十二年。乃空位時。其非天皇。可見。と云へり。されと韓史の年代に合すれば。此訖解王三年は。履中帝の崩年にて。反正帝の元年にあたり。此天皇にあらざる事は。もとよりなれど。

異天皇と見奉らむにも。上古に大御統を重みし玉ふ御世に。鄙しき韓國などに。婚を求め玉ふ事あるへくもあらず。此はかの雄略紀二年に見えたる。百濟國の采女を貢らしめたる類にてありけるを。こよく婚を求むなどは。記したるなりけり。ゆめ思ひまこと事勿れ。○戊申。十五日。○明宮。永享本に明上豐字あり。集解本にも。舊事紀及拾遺に據て補たり。續紀攝津國風土記等にもあれば。さることなれども。記に輕島之明宮既書式同とのみあれば。なくてもあじからず。さて此宮に遷坐しし事を。上に記されざるは。御代々々の例にたかへり。必漏したるなり。輕島は大和國高市郡大歌留の地なり。舊都趾要覽云。高市郡白樺村。大字大輕。春日神社の邊字宮東。字宮西。字宮之垣内。この地皇居の一局部なり。と云り。また明字訓。本にアキラとも。アカリともあれど。攝津國風土記に。輕島豐阿岐羅宮とあれば。アカリと訓むは非なるへし。○崩は。記云。甲午年九月九日崩。とあり。甲午は天皇五年。また仁德二十二年にあたり。月日もまたこと合はず。○一百一十歲。この天皇仲哀帝九年庚辰に生れ給ひて。此年に至て百一十歲となり給へり。一年の差あり。永享本には十一歳とあり。恐くは十一は十一の誤置せるものなるへし。記に。大日本史注云。一百一十歳。與立爲皇太子。下注年三歳文不合。然本書明書。御年壹佰參拾歳とあり。大に異なり。以仲哀帝九年庚辰。生。則至庚午。實一百一十歳也。故從永德皇年代。則記帝王編年記。と。さてまた本紀及仁德紀に。山陵を載ざるは闕文なり。記云。御陵在三川内。惠賀之裳伏。岡也。とあり。式惠我藻伏崗陵。輕島明宮御宇應神天皇。在河内國志紀郡。兆城東西五町南北五町。陵戸二烟。守戸三烟。河内志云。在古市郡譽田村。式屬志紀郡。陵畔有家七。曰馬家。曰鞍家。曰圓家。曰登久利家。曰

久豆家。陵東有馬鬣封。俗傳武内宿禰墓。前皇廟陵記云。譽田八幡宮緣起曰。奉葬于古市郡長野山藻
 伏崗陵。是也。欽明天皇二十年二月十五日。勅陵前立社。譽田八幡宮是也。今按云々。蓋古市郡志紀郡相
 鄰。陵接二郡界。故爲在志紀郡。爲在古市郡而已。とあり。雄略紀九年處に。この陵の事を。蓬
 巖丘譽田陵とあり。裳伏岡を。また蓬巖岡とも云しなるへし。○大隅宮。上に出。難波にあり。○
 何形大神は。式筑前國宗像郡宗像神社是なり。神代紀に出。また織幡神社もあり。こゝによしあるへ
 し。○乞工女等。乞の上に。熱田本並河本中臣本兼永本薩摩本類史等に有字あり。○以兄媛奉。雄略
 紀に。以衣縫兄媛奉大三輪神。以弟媛爲漢衣縫部。とあるは。この時のまされて傳はりたるか。
 ○御使君。諸書に載せず。詳ならず。續紀十二に。御使連淳足。文德實錄六に。御使朝臣福子など見ゆれど。上代諸番人に。朝
 臣の戸を玉へること甚稀なれば。是は別姓なり。舊事記又姓兵録に據るに。景行皇子
 の御使 ○至津國及于武庫は。攝津國武庫郡なり。西宮人吉井良秀云。武庫郡松原神社は。北横道町の
 東にて。津戸村接近の地に在り。上古此邊を津努松原と稱して。萬葉集に。海未通女。伊射里多久火
 乃。於煩保之久。都努乃松原。於母保由流加聞。また吾妹兒二。猪名野者令見津。名次山角。松原。何時可將
 示。とある地にて。古昔著名の勝區とみゆ。關村津戸村に。松原山品林寺と云へる。淨土宗の寺あり。此社より三四丁距離
 古松株ありて。此地古く松樹の夥多なりしなるへし。境内に五六株の老松を存す。又境内の南端に。吳織
 漢織松と云る最古松樹。及傍に染殿池あり。昔應神天皇の御宇。吳織漢織といへる工女。皇都に上る
 途次。此所に着船し。此松原に憩ひて。風景を鐘愛爲しと云ふ。此時の事を云ふ歟。と云り。さるこ

となるへし。○吳衣縫。集解云。按吳地名。在大和國高市郡。使吳人處之。故有吳名。雄略天皇十一
 年紀。盤余吳琴彈。又十四年紀。迎吳使。置吳人於檜隈野。因名吳原。檢大和志。高市郡吳津孫神社。
 在粟原村。粟原吳原語通。蓋在吳原衣縫者。とあり。○蚊屋衣縫は。舒明紀。吉備國蚊屋。上文に香
 屋臣あり。倭名抄備中國賀夜郡服部郷あり。また備中國下道
 郡に吳使郷あり。 さて右の御使君は兄媛の裔。此二氏は上に
 出たる弟媛吳織穴織三女のうちの裔なるへけれど。女に裔あらんこといかゞに聞ゆ。按に此女人等か
 男夫に嫁して。生る其子等に。工女の職を繼かしたるを云か。または記には上にも云る如く。吳服
 西素とありて。男と通えられたは。其人の裔をかくまかへて云傳へたるか。かにかくに疑はし。なほ能
 く考ふべきことなり。さてまた雄略紀に。漢織吳織衣縫。是飛鳥衣縫部。伊勢衣縫之先也。とあるは。此
 の一の傳なるへし。なほ其紀の下に云ふへし。

日本書紀卷第十終

薩摩本終字なし

日本書紀通釋卷之三十九

飯田武郷謹撰

日本書紀卷第十二

大鷦鷯天皇

仁德天皇

新序雜事曰。天道無親。惟德是輔。君有仁德。天之所奉也。とあり。

大鷦鷯天皇。譽田天皇之第四子也。母曰仲姬命。五百城入彥皇子之孫也。天皇幼而聰明。智貌容美麗。及壯。仁寬慈惠。四十一年春二月。譽田天皇崩。

仲姬は。記に品陀真若王之女とあり。既に云。○五百城入彥皇子は。景行皇子。記云。品陀真若王者。五百木之入日子命。娶尾張連之祖。建伊那陀宿禰之女。志理都紀斗賣。生子者也。とあり。舊事紀に。建

伊那陀宿禰を。建稻種命に作る。志理都紀斗賣を。尻調眞若乃傳命に作れり。神名式に。備前國御野郡尾治針名眞若比賣神社あり。神祇志料云。舊四日市村花園にあり。後今の御崎宮に遷祭る。尾張針田明神といふ。按今之を酒折宮と云と云り。○貌容。本高校本集解舊專紀に。容貌とあるは宜しきか如くなれど。常陸風土記香島郡條に。貌容端正ともあれば。本の儘にてもあるへし。○仁寛。集解に寛仁に作る。

時太子菟道稚郎子讓位于大鷦鷯尊。未即帝位。仍諮大鷦鷯尊。夫君天下以治萬民者。蓋之如天。容之如地。上有驩心。以使百姓。百姓欣然。天下安矣。今我也弟之。且文獻不足。何敢繼嗣位。登天業乎。大王者風姿岐嶷。仁孝遠聆。以齒且長。足爲天下之君。其先帝立我爲太子。豈有能才乎。唯愛之者也。亦奉宗廟社稷重事也。僕之不佞。不足以稱夫昆上而季下。聖君而愚臣。古今之常典焉。願王勿疑。須即帝位。我則爲臣之助耳。大鷦鷯尊對言。先皇謂。

皇位者。一日之不可空。故預選明德立王爲貳。祚之以嗣。授之以民。崇其寵章。令聞於國。我雖不賢。豈棄先帝之命。輒從弟王之願乎。固辭不承。各相讓之。

夫君天下より以下。天下安矣まで。史記呂后本紀の文を取。○文献。論語注。文典籍也。獻賢也。とあり。○齒。通證に。與波比。世間也。人生一世間之義。とあり。○能才。才をカドと云は。角また廉の義なるへし。○不佞。顯宗紀不才訓同じ。義詳ならず。正韻。佞才也。故稱不才。曰不佞。とあり。○奉宗廟社稷より以下。不足以稱まで。漢書文帝紀の文を取る。○先皇謂。本に謂。訓ノタウヒシクとあるは。ノタマヒシクなり。續紀に奏之久とあり。ある解に。之は過し事を云之なり。シクは古言を失はぬ訓なり。萬葉四に。吾妹子之念有久四。七に玉拾之久。また脊向爾宿之久。八に來之久毛知久。應神記泥斯久袁斯叙母。これら志久と云へる例にて。志は皆過し方をいへりとあり。○預選明德より以下。令聞於國まで。冊魏公九錫文の語を取る。當時此御言は漢めきてありけむを。後にいよ／＼潤飾の辭を加へて。かふるさまとはなしたりけむ。元年の詔などもすへて同じさまなり。○爲貳。晉語。太子君之貳也。とあり。マウケノキミは儲君なり。

是時額田大中彥皇子。將_レ掌_レ倭屯田及屯倉。而謂_レ其屯田司出雲臣之祖
淤宇宿禰曰。是屯田者自_レ本山守地。是以今吾將_レ治矣。爾之不可_レ掌。時
淤宇宿禰啓_レ于皇太子。皇太子謂_レ之曰。汝便啓_レ大鶴鷄尊。於是淤宇宿禰
啓_レ大鶴鷄尊曰。臣所任屯田者。大中彥皇子距_レ不_レ令_レ治。大鶴鷄尊問_レ倭
直祖麻呂曰。倭屯田者元謂_レ山守地。是如何。對言。臣之不知。唯臣弟吾
子籠知也。

額田大中彥皇子。本に中を仲に作る。中臣本及集解に據て改む。さて集解云。按是_レ大山守皇子。誤_レ額田皇子。下同。檢_レ下文曰。是屯田者自_レ本山守地。是以今吾將_レ治矣。又曰。大山守皇子。每恨_レ先帝廢之。非_レ立。而重有_レ是怨。由_レ是則非_レ額田皇子。明矣。又檢_レ六十二年紀。額田皇子有_レ獻_レ氷之事。未_レ見_レ反悖之事。とあり。また通證云。考_レ應神紀。任_レ大山守命。令_レ掌_レ山川林野。大中彥與_レ大山守。同母兄弟。故有_レ此言。とあり。二説のうち集解の方云れたるか如し。されとたやすく改めかたし。○屯田屯倉は。御田御倉の義なり。此事既に云り。字典に兵耕曰_レ屯田。と云る義は更になし。まかふへからず。○屯

田司。既に云り。天武紀に屯田司舍人土師連馬手みゆ。○出雲臣の事は。既に神代紀に云り。臣をヤツコラマと訓るは非なり。オミと訓へし。○淤宇宿禰。本に淤を游に作るは誤なり。今訂せり。通證云。出雲氏系譜。作_レ意字足奴。三島足奴之子也。倭名抄出雲國意字郡。○山守地。山守部を定められたる事。應神紀五年に見えたり。また四十年下に。任_レ大山守命。令_レ掌_レ山川林野。こゝは倭屯田も。亦山守部の掌とる地なりと。申し立たるなり。○今吾將治。按に屯田は本山川林野の預る所にあらざるを。かゝる漫言を申し給へるは。淤宇宿禰を恐迫したるなるへし。これ大山守皇子を扶け。屯田を山守地と偽り奪はむと謀りしなり。○皇太子。類史皇字なし。○問倭直祖麻呂。倭直祖。椎根津彥。神武天皇の御世に。倭國造となりしより。子孫世々。倭國の事を知れるか故に。今大鶴鷄尊。其氏人に故實を問給ふなり。○臣之不知云々。上古の世に文字あらず。口々に相傳ふるか故に。同じ氏人にて。聞たもてるもあり。またしらざるもありしこと。この詞にてたしかに知られたり。この事首卷に委しく云り。○吾子籠。名義未詳。此人の事下にみゆ。

適_レ是時。吾子籠遣_レ於_レ韓國。而未_レ還。爰大鶴鷄尊謂_レ淤宇曰。爾躬往_レ於_レ韓國。以喚_レ吾子籠。其兼_レ日夜。而急往。乃差_レ淡路之海人八十人。爲_レ水

手。爰於宇往于韓國。即率吾子籠而來之。因問倭屯田。對曰。傳聞之。於纏向玉城宮。御宇。天皇之世。科太子大足彥尊。定倭屯田也。是時勅旨。凡倭屯田者。每御宇。帝皇之屯田也。其雖帝皇之子。非御宇者。不得掌矣。是謂山守地。非之也。時大鷦鷯尊。遣吾子籠於額田大彥皇子。而令知狀。大中彥皇子更無如何焉。大鷦鷯尊乃知其惡。而赦之勿罪。

謂淡字。舊事紀に字下宿禰二字あり。○淡路之海人八十人は。應神紀に據るに。淡路御原の海人なるへし。さて八十人の人字本になし。今は本高校本信友校本にあるに據て補へり。○是時勅旨凡倭屯田云々。垂仁紀に。二十七年。是歲與屯倉于來目邑。とある。此時の事か詳ならず。又記の景行段に。此之御世。定田部。又定倭屯家。とありて。此紀同御世に。五十七年十月。令諸國與田部屯倉。と云事あり。これら聊か傳の異なるか。または別事か。今知かたし。○非之也。政事要略に引けるには之字なし。○大鷦鷯尊乃。本には大鷦鷯尊の四字なし。今集解に據る古本補とあるによれり。○知其惡而赦

之。天皇の仁寬慈惠を以教し給ふにも。大山守皇子のなほ懲すまに。またしも惡意を起し給へるか。また此を本のまゝに。額田大中彥命の御事と見たらんには。天皇の六十二年。此皇子獵して氷室を見つけて。献し給ふ事あり。さらば此時の御恩恵に感け給ふ御態ならむか。

然後大山守皇子。每恨先帝廢之非。立而重有是怨。則謀之曰。我殺太子。遂登帝位。爰大鷦鷯尊。預聞其謀。密告太子。備兵令守。時太子設兵待之。大山守皇子不知其備。兵獨領數百兵士。夜半發而行之。會明詣菟道。將渡河。時太子服布袍。取檣櫓。密接度子。以載大山守皇子。而濟。至于河中。詭度子。蹈船而傾。於是大山守皇子墮河而沒。更浮流之。歌曰。知破椰臂。于旄能和多利珥。佐烏刀利珥。破椰鷄務臂。若辭和餓毛胡珥。虛務。

我殺太子遂登帝位云々。記云。故天皇崩之後。大雀命者。從天皇之命。以天下讓字遲能利紀郎子。於是大山守命者。違天皇之命。猶欲獲天下。有殺其弟王子之情。竊設兵將攻。爾大雀命聞其兄備

兵。即遣使者令告宇遲能紀郎子。○服布袍取櫂槽云々。記云。故聞驚。以兵伏河邊。亦其山之上張繩垣立帷幕。詐以舍人為王。露坐吳床。百官恭敬往來之狀。既如王子之坐所。而更為其兄王渡河之時。具飭船楫者。春佐那葛之根。取其汁滑而塗其船中之質。設踏應仆而。其王子者。服布衣。既為賤人之形。執櫂立船云々。○度子。舊事紀度之渡に作れり。孝德紀大化二年に。渡子之調賦とあり。倭名抄人倫部。渡子。日本紀私記云。渡子和太利毛利。今案。俗云和太之毛利。箋注云。渡子出釋氏稽古略。按說文渡濟也。度法制也。二字不同。作渡正字。作度假借。廣本作和太之毛利。一云和太利毛利。按和多之毛利。見古今集伊勢物語空物語。和多理母理見萬葉集。則二語雖兩通。然本書居處部。濟和多利。則和多利毛利為古。廣本互誤。今本仁德紀無傍訓。孝德紀傍訓和多之毛利亦非。當據此所引私記改正とあり。さる言なり。○踏船而傾。記云。於是其兄王。隱伏兵士。衣中服鏡。到於河邊云々。渡到河中之時。令傾其船。隨入水中。爾今乃浮出。隨水流下云々。○知破椰臂苦。嚴速人の伊を省るにて。宇遲と係る枕詞なり。記には知波夜夫流とあり。次歌にも知波夜比等宇遲とあれば。宇治の枕詞にチハヤフルとあるは。誤ならむと云説あれど。萬葉十三にも。血速齋于遲乃渡。また千速振氏渡乃。古今集にも。ちはやふるうちの橋守。などみえたれば。誤とは云ひかたし。さて宇遲と係るつゞきは。冠辭考に。稜威の義なりと云れたるは。清濁たかへるか如くなれど。相通はしても云しなるへし。倭姬命世記に。伊豆速布留神とある。豆字も濁音なれど。また清音にも通

はし云る例なり。さて其稜威は嚴にて。宇遲は嚴と云に同じく。神代紀に嚴勅。萬葉に皇神の嚴くしき國。などの嚴に同じく。おごそかなる義より。轉じて烈しき意のある言なる故に。ちはやふるに宇治とつゞけたり。さて其宇治といふ言は。續紀天平神護元年正月詔に。平伎時仁。奉仕已止方。誰人可不奉侍。在牟。如此宇治方夜伎時仁。身命乎不借之天。貞久淨心乎以。朝廷乎護奉侍流人等云々。○見え。又鎮火祭祝詞に。御心一速比。又伊勢物語に。むかし人はかくいちはやきみやひをなんしける。蜻蛉日記に。うちねたるほどに。門をいちはやくたよく。などあるも。みな本同言の轉れるにて。物のおたやかならぬをいふ言なり。又大殿祭詞に。夜女乃伊須。伊豆支伎事無久云とある。伊豆も同言まかふへ。○于旋能和多利珥。苑道濟になり。珥を本に珥に作る。今釋紀信友校本に依て正せり。下みな同じ。○佐烏刀利珥。掉取になり。記傳に。此句は結の虛務と云へ係れりと云れたり。守部云。傳云。吾をと云んか如し。解云。神を取に早き人は。疾船を進め來て。我を扶よとなり。今按に此段共の如くならんには。さを行りに。行を濁るへまものなるに。清音字のみ書れたるは然かにあらし。下に合せて云へしと云り。○破椰鷄務臂苦辭。將速人なり。辭は助語なり。○和餓毛胡珥虛務。記傳云。吾許所に來むなり。紀中左右床側などを。モトコと訓り。許所の義なり。又垂仁卷に。左右を毛登古毘登とも訓るは。許所人なり。かくて此は其登を省きて。毛古と云り。さて此句契沖か。御方に速き者あらは。吾許に助けに來るへしと詔へるかと云る。其意なるへし。と云り。守部云。三句佐食斗理。佐食は彼船の傾きたる時。流れたる神の事。斗理は其神を取にの意なり。又此結句の毛古は。萬葉集に。其か如くと云事を。毛古とよめるあり。其毛古と聞ゆ。されはここの和韻毛胡珥虛務も。吾か如くと詔ふなり。實は志あらむものは。共に入水せよと。比喩たまふなり。神功紀なる冠王御歌と合せ考ふへし。四句の辭の助辭。結句の半の實も。皆其意のてにをばなるずかしかくて。こころは。しき王の心なれ

岸には敵方の兵士あまたたらんにかゝる時女々しく心きたなくわれを助けに來ねなど。詔ふへきにあらず。一首の意は。われは河に落たるにはあらず。覆りたる船を起し立むとて。これこの神を取に下たるなり。(王此時神に取付て。遊きおほしとなり。さなくて。かゝる歌のうたはるへきにあらねばなり。)御方の内。健速く大夫たらむ者來よ。と云までもなく。己か心から。吾か如く遊き來むものそとなり。と云れたり。おもしろさか如くなれど。むつかしき解なり。

然伏兵多起。不得著岸。遂沈而死焉。令求其屍。泛於考羅濟。時太子視其屍。歌之曰。智破椰臂等。于泥能和多利珥。和多利涅珥。多氏屢。阿豆瑳由瀾。摩由彌。伊枳羅牟苔。虛々呂破望閉耐。伊斗羅牟苔。虛々呂破望閉耐。望苔弊破。枳瀾烏於望臂泥。須惠弊破。伊暮烏於望比泥。伊羅那鷄區。曾虛珥於望比。伽那志鷄區。虛々珥於望臂。伊枳羅儒層區屢。阿豆瑳由瀾。摩由瀾。乃葬于那羅山。

伏兵多起。記云。於是伏隱河邊之兵。彼廂此廂一時共興。矢刺而流。故到訶和羅之前而沈入。故時人號其脫甲處。曰伽和羅。○考羅濟は。崇神紀に出たる伽和羅と一所なり。山城國綴喜郡。今河原村あり。記云。故以鈎探其沈處者。繫其衣中甲而訶和羅鳴。故號其地謂訶和羅前也。とあり。名

の由縁は傳への異なるなり。記傳云。此地の在所は。宇治川の末の。此河は。宇治郡と綴喜郡との堺を流れ。それより宇治郡と久世郡との堺を流れ。紀伊國喜郡と乙訓郡との堺を流れて。河内國に至る也。綴喜郡と乙訓郡との堺を流るゝあたりの川邊にて。綴喜郡の方にあるなるへし。かの崇神卷なる趣も。然て地理よく叶へり。と云り。○和多利涅珥多氏屢。渡出所植なり。涅は萬葉に走出之堤。また出立之宜山。などよめる出にて。渡出る前の堤を指給へるなり。按。夫木抄源仲正朝臣。かまともるみつわのをみないはりより。はひいでの小田に早苗とるみよ。是は匍匐出る屋前の田を云べければ。ことの出に同じかるへし。記には和多利是とあり。渡る瀬に。さる木どもの植てあるへきならぬか如くなれど。其岸際などを然云へければ。何にてもあるへし。○阿豆瑳由瀾摩由彌。倭名抄。孫愼切韻云。梓木名。楸之屬也。和名阿豆佐。或人云。此木高一丈餘に過ず。新葉紅紫なるゆゑ。赤芽柏と云。桐葉に似たりと云り。守部云。曾繁國史草木攷云。順抄に梓を注したり。繁按に。醫家に云梓と。經に云梓は必異なり。書には既に梓材をもて篇の名となし。禮に梓人を以て匠の名となし。昔人言。室有梓木。則餘材不復震。とみえたり。晋崔貌か。生莢者爲梓とあれば。この俗に云木角豆なり。一名雷サ、ゲとも云り。檀は紫檀旃檀の良木の稱にて。檀を弓材に充しは。既に禮にみえたり。ことに此檀あることを知らず。但し彼にも後には。黃檀白檀など准へたるもあれば。ことに弓に造りて。良木をは檀と云しなるへし。其木今定かならず。順抄に。唐韻云。檀木名也。萬由三。と云も。今云まゆみにはあるへからず。六帖に。貫之。引ふせてみれどあかぬは紅にぬれるまゆみのもみちなりけり。これは今も云まゆみなるへし。などみえて。今紅葉によむ

檀は。弓に堪へべき木には非ず。と云めれど。既に云し如く。古製の弓は。木を割て造るならねは。今云檀も。苗より數十年級付て後は。思の外弓に宜しきかも知るへからず。然までも其名失ふへくもあるへからねはなり。武卿云。或人云。此木は本草に香木に入れ。樹體細長。作斧柯。注せり。啓蒙に葉。亦樹體に似て短く。俗に高丈許。秋に至り紅葉するゆゑ。ニシキ木とも云り。右二種のうち。何れにも弓に造るに良材なるを以て。眞弓の木と弓に作りしは何れなりけむ。是を眞と云るは弓を美たるなりと云り。何れにも弓に造るに良材なるを以て。眞弓の木とは名に負たるなり。さて然か名に負たるうへは。梓弓楓弓などに對へては。其も檀弓と云へきことわりなりけれど。同言の重なる故に。麻由美と云語に弓を兼せて。是のみ弓名の時も。畧來しにそのある。かくて此御句。上の植ると詔ふ間は。其邊に生てある木なり。下の伊枳羅牟と詔ふつときは。御手に持せる御弓なり。されは此句までは。御手なる弓を呼出給ふ序の如し。故是より次々の句は。宇治川の堤の上に。弓をつがひ向ひおはす事を詔ふなり。諸注皆解あへず。と云り。○伊枳羅牟。將射切ことなり。切に殺すことをも兼てみるへし。守部云。將射發ことなり。枳羅牟と云て。弓につがひたる箭を放つことなり。放つことをキルと云る傍例の見えぬは。適々漏たるなり。後物には。平家物語に。つかひたる矢を切て放つに。太平記に。引しをりたる矢をへうと切て放たれば。今世言にも。弓には專然か云習へり。又常に思ひきる。言ひきるなど云も。思ひ放つ言ひ放つの意にそある。今此御句も。次と合するに。放と取と反對の對語なるにて思ひ定むへし。と云り。されど猶按に。保元本半井本に。源爲朝の弓射たるさまを記せる文に。景義の膝節を。片手切に射切。鎧の力革みづを皮。馬の折骨二

を射切。馬のあなたへ徹りて。門柱にそ立たりける。此事を京師本杉原本には。景義か手の膝節。片手切にふつと射切て。鎧の力革みづをかね。馬のをりほね五枚さつときれて。矢は後へ洞りて大地に立と記せり。此等の文に依れば。射切の方なるへし。なほ後人よく考へ定めよ。○虚々呂破望閉耐。心者雖念なり。○伊斗羅牟。守部云。將射捕ことなり。斗流とは殺す事をも兼たれど。生捕も取にて。取靡け取從へともいひ。又鷹か鳥を取り。猫か鼠を取なども云如く。凡ては其物を我手に納るを云ふ。日代宮段に。倭建命云々。取其人等而遣。また取伊服岐能山神。萬葉六。千萬の軍なりとも言舉せず。取て來ぬへきをのこを思ふ。とある類もみな此なり。と云り。○望若弊破。本方者なり。通證云。本邊末邊弓之縁語。繼體紀。春日皇女歌。亦有此辭。萬葉云。三諸者。人之守山。本邊者。馬醉木花開。末邊方。梅花開。○枳羅鳥於望臂泥。又云。君思出也。君謂應神也。とあり。守部云。大御父在は。假令吾等に叛き給ふとも。殺せとまでは所念まじきと云。云はこの事を。おもほし出て。たゆたひ玉ふなり。○須惠弊破。末方者なり。○伊暮鳥於望比泥。妹思出なり。抄云。大山守皇子同母妹に。大原皇女滂來田皇女あり。此皇女等を勞り給へるか。若は此二人皇女の内を。太子の妃とし給へるか。と云る。信に然聞えたり。さらは其女王の御嘆を思し出て。御心を痛め給ふさま。次々の句に見れたり。○伊羅那鷄區。守部云。苛痛と云言にて。苛東と心肝を刺か如く。痛々しくおもほしめすを云。伊良とは和名抄に。苛和名伊良。小草生刺也。字鏡に。東木芒。木乃伊良々。など見えたる是なり。又是

に據に。栗子苛と云も。久利乃伊良を詠れるなり。此等の苛束を心に移して。今俗の言にも。いらいらと心を刺るゝやうなりとも。いら／＼刺るゝやうに苦し。とも云めると同じことなり。武尊云。新撰字に類伊良加奈思。此も同じ。又落窪二に。鼻をいら／＼かし。つれ／＼草に。甲こそく／＼むすひいてなとして。いらなくふるまひて。十訓抄に。また來たらざらん。鼻を。いら／＼く／＼願ひ。運歩色葉抄に。早意イラ／＼シキ。長林本節用集。利鬼をイラ／＼と注せるなど。これらにみよ轉れる意なり。其を那那久と云ふは。寒く暑くを寒那久暑那久と云と同く。久を延て那久と云なれば。那那久は那久なり。其那久は多久にて。痛の伊の略れるにそある。那と多とは甚た親しき音にて。常に多く通はし云り。されは此痛の意を那久と云るは。此苛なくのみならず。おきろなく。心もどなく。かたしけなく。荒けなく。しとけなく。ゆくりなくの類。凡て無の意として解かたき那久は。悉く其那を多に轉じて心得へし。と云り。さることなり。萬葉十七。可奈之家口。許己爾思出。伊良奈家久。曾許爾念出。奈氣久蘇良。夜須家久奈久爾云々。此は此御歌に依てよめるなるへし。と云り。大和物語に。わかさまのいらに。いとはしたなくて。とあるは。容貌のいみしく哀へやつれたるを云るなれば。此の意もや。近く聞ゆと。記傳に云はれたり。○曾虛珥於望比。其に思ひなり。記には於母比傳とあり。○伽那志鷄區。悲けくなり。○虛々珥於望臂。此に思なり。記には此にも傳字あり。記傳云。古は曾禮を曾許。許禮を許々と云ること多し。曾禮故に曾許故にと云ひ。此を思へばを。許思へ。さて此は曾許も許々も意は同じことなるを。伊良那久と加那志久とを分て。二に詔はむとて。言を替て曾許許々と詔へるのみにて。曾許も許々も同じく。共に上の本方末方を合せて。一に指て詔ふなり。爾てふ辭は。本方末方に就てと云意なり。と云れたるか如し。○伊枳羅備層區屢。不射切そ歸るにて。射切

の方をのみ云ひて。射捕をは略きて云はぬが歌なり。一を云て。傍をば自らさかしたるなり。○阿豆瑤由瀨摩由瀨。守部云。一首の總ての意は。此宇治川の渡出に。梓も生檀も植るか。其名に負る弓を手握持て。すはやと出立ぬ。われから悪き心を持て。流れたまへる兄王なれば。此矢刺て立向ふ吾の手の弓を。射放て取らんとは。心には思へとも。上は大御父の御魂をおもひ出。下は其弟なる妹命か愁傷をおもひ出。痛ましく悲しかれば。目のまへにくしとは見る／＼。射んとしてはそれを思ひ出。又射んとしてはこれを思ひ出て。つひにえ射放たずを歸る。人はめくしと見なんかとなり。と云り。○那羅山の事は既に云り。さて葬りし處は。何處はかりなりけん。詳ならず。記傳云。大和志に。添上那羅墳一在。南部池澤池東苑園山。相傳大山守皇子墓。又名鬼塚。と云れど。若其處ならむには。那

既而興宮室於菟道而居之。猶由讓位於大鷦鷯尊。以久不即皇位。爰皇位空之。既經三載。時有海人。貢鮮魚之苞苴。獻于菟道宮也。太子令海人曰。我非天皇。乃返之。令進難波。大鷦鷯尊亦返。以令獻菟道。於是海人之苞苴。餒於往還。更返之。取他鮮魚而獻焉。讓如前日。

鮮魚亦鯪。海人苦於屢還。乃棄鮮魚而哭。故諺曰。有海人耶。因已物以泣。其是之緣也。

與宮室於苑道。山城風土記曰。謂宇治者。輕島明宮御宇天皇之子若郎子。造桐原日術宮。以為宮室。因御名號宇治。本名曰許之國。通説に。今按宇治元屬紀伊郡。故云。記傳云。此說本末たかへり。皇子此地に住給へるなり。と云れたるか如し。御舊趾は。或人の著せる苑道離宮記略に。宇治郡宇治の郷にして。現今山城國久世郡宇治郷宇山田に鎮座の。上下離宮社は。延喜式内宇治神社にて。苑道稚郎子なるに。應神天皇仁德天皇を併せ祭り。右神社のある所は。全く皇太子の御宮趾なるを以て。往古より離宮と唱へ。之を崇敬し奉り。歴々傳り來りしに相違なしと云り。さて萬葉九挽歌に。宇治若郎子宮所歌。妹等許。今木之嶺。茂立。孀待木者。古人見那牟。山城志。今木嶺在宇治遠方町東南。今日離宮山。とあり。記傳に。今木嶺疑ふへし。或は宇治宮外に。大和國今來に離宮あるか。そも宇治王の宇治に居座しは。本よりの事なりけるを。これに今始めての如く。既而云々と記されたるは心得す。若もとより宇治に居坐さすは。大山守命の宇治に攻來坐しは。何の由とかせん。又居座しは本よりなれども。今は其宮室を造改め玉ふなりとも云はむか。されど大雀命に譲り賜ひて。御位には即給

はぬ御心ならむに。此時しも宮室を造改賜ふことは。あるへくもあらず。と云れたり。○經三載。應神帝庚午年二月崩してより。辛未壬申と三年になれるなり。さて其翌年。仁德帝即位したまへるなり。○鮮魚。鮮をアサラケキと訓むは。和訓栞あさやかの條に。遊仙窟に驚新。常に鮮をよめり。明さやかアサの義にや。源氏にあさやくとも見ゆ。中古の物に。あさやかさなともあり。又あさらけじともよめり。新撰字鏡に。璫をあさやかにとよめり。とあり。按に明新けきなるへし。今も新しきをさらと云る言あり。京師などは。土佐日記二月八日條に。ある人あさらかなるものもて來り。とあるも鮮魚の事なり。其は下文にけふせちみすれば魚もちるす。とあるにて知られたり。○苞苴。記に海人貢大贄とあり。倭名抄に。唐韻云。苞苴。魚肉也。日本紀私記云。於保運倍。俗云阿良高岐。とあり。大贄とは貢進る饋物の惣稱なり。故吉野國權か所献大贄。栗菌年魚の類。また猪名縣佐伯部の所献苞苴牡鹿などあり。さて言本は。大嘗を訓るに同くて。事は異なりと記傳に云り。本の訓は。○鯪。倭名抄鱗介部に。鯪音乃。和語云阿佐留。魚肉爛也。とあり。字鏡。鯪魚乃曾己禰太々禮留。字鏡集に鯪アサルと訓り。雙聲通はし書ること。さて又人の戯むるをもアザルと云り。土佐日記に。かみなかしもるひあきて。いとあやし。志ほうみのほとりにてあざれあへり。とあるは。戯れに鯪をかけたなり。春海云。戯れは肉のあされたと云と同じことはにて。人の上にいふは。みたれたるさまを云ふなるへし。こゝに潮海のほとりと故にかけけるは。鹽のあるうみへにても。人はあされあへり

と。たはふれ書けるなり。其は魚の肉は。鹽を加ふれば。あされぬものなればなり。と云り。○有海人耶因己物以泣。海人ナレヤは。海人にあれやの切れる詞なる故に。有字を添られたるなり。オノカモノカラは。記傳云。此母能加良は。常に云辭のものからとは異にして。物は己か物にて。非加良は字の如く。因ての意なり。さて此諺は。まつ尋常には。己か無き物の欲くて得かたきにそ泣ならひなるに。此海人は己か有物を。人に献ることの得かたきを愁泣は。常のならひとは反さまなる事なる故に。其意を以て。世中に己か物を人に與へむと欲ふに。與へかたきことありて。愁ふる者の譬へに云たるなり。と云れたるか如し。記云。於是大雀命。與宇遲能和紀郎子二柱。各讓天下之間。海人買大贊。爾兄辭令買弟。弟辭令買兄。相讓之間。既經多日。如此相讓非一二時。故海人既疲往還而泣。故該曰。海人乎因己物而泣也。然宇遲能和紀郎子者早崩。

太子曰。我知不可奪兄王之志。豈久生之煩天下乎。乃自死焉。時大鷓鴣尊聞太子薨。以驚之從難波馳之。到菟道宮。爰太子薨之經三日。時大鷓鴣尊擗擗叫哭。不知所如。乃解髮跨屍。以三呼曰。我弟皇子。乃應時而活。自起以居。爰大鷓鴣尊語太子曰。悲兮惜兮。何所以

歟。自逝之。若死者有知。先帝何謂我乎。乃太子啓兄王曰。天命也。誰能留焉。若有向天皇之御所。具奏兄王聖之且有讓矣。然聖王聞我死。以急馳遠路。豈得無勞乎。乃進同母妹八田皇女曰。雖不足納綵。僅宛掖庭之數。乃且伏棺而薨。於是大鷓鴣尊素服。爲之發哀。哭之甚慟。仍葬於菟道山上。

從難波馳之。此天皇此時既に難波に在しなり。記にも然見えたり。元年に都難波とあれど。當時移り坐にはあらず。○太子薨之經三日。下に且伏棺而薨とあるに據に。此時已に棺に收め。殯宮に安置奉りて在しなり。○擗擗。集解に擗擗に改めたるはさる事なれども。さる本なければ。なほ本のまゝにてあるへし。○解髮跨屍以三呼曰云々。これ古代招魂の法の傳はりしものなるへし。○應時而活自起。通證に。後世陰陽師。教人爲此術。見今昔談。楚辭注。古者人死。則使人以其上服。升屋履危。北面而號。曰。某某復。遂以其衣三招之。乃下以履尸。此禮所謂復。而說者以爲招魂。曲禮曰復。曰天子復矣。註招呼死者之魂。令還復體魄。冀其再生也。故謂之復とあり。野府記萬壽二年八

月七日條。昨夜風雨間。陰陽師恒盛。右衛門尉雅孝。昇東對上。尙待魂呼。ハヤコトヘヒス近代不聞事也。これいにし
 五日に。尙侍孀子のかくれられし時の事なり。對上の間に。屋宇落す。善本を考へし。○若死者有知。此頃は既に漢籍意人
 心に染入て。かゝる生さかしき語など。世に云ものも出來にけん。さてこそ此天皇も。かくさまには
 詔はしけめ。次に太子の語に。天命也など詔はする。これはた同じ。○八田皇女。應神紀に入を矢に
 作る。○納綵。履仲紀に納采とありて。アトフルコトと訓り。訓の義はそこ。通證に。出禮昏義。鄭註將
レ爲レ婚。必先媒通。其言。乃後使。人納。其采。擇之。采女或作。綵女。采綵蓋通用とあり。
紀には采。さて訓にメシル、と付たるは。古き本に據れるなるへし。○素服。薩摩本にアサノミモダテ
マツリテと訓り。天智紀には。アサノミモは麻之御裳。アサノミモは。麻喪
之御衣と云義なるべし。同じ物なから。また允恭紀に。喪服と訓たるは。天皇に限奉りて訓奉る習俗
なりしなるへし。と重胤云り。喪葬令に。凡爲天皇。爲本服二等以上親喪。服錫紵。と有る義解に。
錫紵者。細布。即用淺墨濃。とあるを。類史桓武天皇延曆八年に。皇太后崩。天皇服錫紵。同二十五年
天皇崩。上着服。服用遠江貫布。頭巾用皂厚絹。とあるか如く。素服は。細布。又名貫布を用る事
なり。和名抄に。紵布。唐式云。紵布三端。今案。紵者麻紵之紵。俗用。麻布二字。云。阿佐沼乃。是乎。又貫布。唐韻云。帶。貫同。布名也。唐
式云。帝布。今案。貫布宜。作。帝布。一乎。とある是なり。萬葉二。高市皇子尊城上殯宮之時歌に。遣使。御門
之人毛。白妙之麻衣。著云々。即上代素服の制是なり。
備名抄。紵布。義注に。按紵布。紵。以爲。布者。不與。麻布之。續。麻。者。同。麻。訓。阿。佐。紵。訓。加。良。元。之。見。續。機。具。毛。詩。通。

紵。麻。並。言。六典。戶部。職。貢。賦。注。亦。紵。布。麻。布。並。載。非。一。物。可。證。也。又。麻。布。見。六。典。則。非。皇。國。俗。用。字。此。所。云。恐。非。是。又。按。後。所。
 出。有。呼。知。々。美。布。以。紵。絲。織。者。也。と云れたる如く。紵と麻とは。もより別なるものなるへけれど。上古には通はせて。共に阿佐沼能
 と云しなるへし。また通證に。阿佐毛乃美會は。所謂葛衣也。古今集云。藤衣はつるも糸は他人の。涙の玉の緒とそ成ける。備名抄。藤衣和名
 不知古路毛。源氏談に。藤の御衣にやつれ給へる。明皇抄曰。本義波藤皮留。織流布也。御衣服。爾布乎用留此義也。と云る葛衣も。上代には
 麻布に通はせて云しものと見えて。萬葉にも。喪服には。みな麻衣と云ふのみ讀みて。葛衣とよみしは。な
 し。これにて麻衣は。なほ麻をもとにて。紵をも葛をもこめて。ともに云し名なることを知るへし。○哭之甚働。これは上代の
 禮にて。神代天稚彥の喪に。以。鶴。鶴。爲。哭。者。と見え。記に雉爲哭女と有る。また一書に弔喪大臨
 とある事の遺制なるか。人情の忍はせ玉ひかたき處より。眞に哭泣し玉へるにてあるを。後の紀とも
 に。舉哀又奉哀又發哀又哀哭など有て。ミ子奉流と訓るは。多くは其擬ひを爲る事となれり。一に思
 ふへからす。猶これら。の事。神代紀に云ひ置けり。○葬。於。菟。道。山。上。諸。陵。式。宇。治。墓。菟。道。稚。郎。皇。子。在。山。城。國。宇。治。郡。兆。域。
 東西十二町。南北十二町。守戸三烟。山城志。在。朝。日。山。云々。墓。畔。有。寺。曰。興。聖。寺。近。年。永。井。心。齋。
 者。削。平。兆。堂。所。建。舊。名。神。明。山。と云り。菟道離宮記略に。菟道陵今其所を失ふ。恐くは今の宇治
 神社の後山。及東南の山脈朝日山の中に在ならん。朝日は原宇治神社の後山の總稱なり。然るに後世之を部分し。離宮。山。佛。德。山。朝。日。山。大。幣。山。紅。齊。山。等。の。數。名。と。なる。現。今。興。聖。寺。境。内。の。一。小。峰。を。朝。日。山。と。指。定。す。る。は。後。人。の。名。く。る。所。なり。享。保。十。七。年。豐。河。五。市。郡。幕。府。命。を。奉。し。社。寺。を。調。査。す。此。時。彼。方。神。社。の。碑。を。建。つ。十。八。年。興。聖。寺。中。觀。音。山。に。石。碑。を。建。つ。銘。曰。菟。道。稚。郎。子。墓。也。然。れ。と。も。果。して。據。ある。か。未。詳。或。は。謂。ふ。皇。太。子。所。誌。今。來。據。是。ならん。此。山。嶺。より。近。比。管。玉。を。發。見。せ。り。里。人。是。を。茶。香。石。と。云。ふ。舊。來。墓。心。院。の。門。前。より。出。つ。と。云。り。さ。て。通。證。に。類。聚。國。史。仁。明。天。皇。承。和。七。年。中。納。言。藤。原。朝。臣。吉。野。奏。言。昔。宇。治。稚。彥。皇。子。者。我。朝。之。賢。明。也。此。皇。子。遺。教。自。使。散。骨。後。世。倣。之。今。按。此。本。史。所。不。言。未。可。輒。信。也。蓋。散。骨。則。出。佛。老。薄。葬。之。意。矣。豈。古。昔。賢。明。之。遺。教。哉。と。あり。記。傳。

にも此事を云れたり。

元年癸酉

元年春正月丁丑朔己卯。大鷦鷯尊即天皇位。尊皇后曰皇太后。都難波。是謂高津宮。即宮垣室屋弗聖色也。桷梁柱楹弗藻飭也。茅茨之蓋弗剖齊也。此不以私曲之故留耕績之時者也。

己卯は三日なり。○即天皇位。大日本史云。水鏡皇年代略記。並爲三時年二十四。與三本書不_レ合。とあり。不_レ合と云るは。應神紀十三年に。大鷦鷯尊の髮長髪を見て。天皇に乞ひし事あり。其時を。○都難波。此年始て難波に移り。姑く大鷦鷯尊十五歳位と定めても。當年より四十餘年になれり。いたく年月たがへり。○都難波。此年始て難波に移り坐にあらざる事は。既に云り。記に大雀命。見_ニ其嬪子泊_ニ于難波津_一とあるは。應神紀にては十三年の事にて。右の細注にも引るか如し。古今集序に。難波津の歌はみかどのおほんはじめなり。なにはつにさくやこの花云々の注に。大さよきの御かこの。難波津にて皇子と聞えける時。東宮を互に譲りて位に即給はで。三年に成ければ云々とあるなど。後のものなから猶證とすへし。○高津宮。萬葉集三。久方乃。天乃探女乃。石船乃。泊師高津者。淺爾家留香裳。とあり。この事は已に神代紀に云り。難波の地形を按するに。北大阪より。南方住吉地方に至る迄。長き岸あり。其岸下は即海にて難波津なり。岸上にあるか故に高津とは云ふなり。浪速上古圖説に。高津今東西高津村といふ。此地最高きか故に

名く。宮は東高津村にあり。十四年。是歲作_ニ大道_一。置_ニ於京中_一。自_ニ南門_一直指至_ニ丹比邑_一と。之に據るに。南門より直に指して丹比に至る道は。今の_{上本町}に當れり。産土神は古へより天皇を祭祀る。今に高津郷名を失はず。西高津村にも亦天皇を祭祀る。此地は古の海岸にして。高津宮の地と接るか故に。後に分て東西高津と云るなりと云り。舊郡社要覽云。東高津の仁德天皇神社(ナンバ寺の近邊)所在地。これ皇居社の一なるへければ。今の東高津の邊に皇居のありしことと覺ゆ。し。今の高津神社は。仁德天皇の皇居の御跡にはあらざるなり。金葉集。古の難波の事を思出て。高津の宮に月の住らむ。○宮垣室屋云々以下。耕績之時者也に至るまで。六稻の文を取て形容せり。一々に今注せず。傍訓なども大凡によりてありぬへし。○弗聖色。倭名抄に。聖和名之良豆知。唐韻云白土也。釋名曰聖者亞也。先泥_レ之_レ以_レ灰飾_レ之也。とあれど。薩摩本傍訓に。この三字ウハヌリセスと訓り。聖字に就てよめるにはまさりつへし。○桷梁柱楹。倭名抄居處部。桷和名須美木。屋四阿大椽也。梁和名字都波利。棟梁也。柱和名波之良。楹也。唐韻楹柱也。爾雅。梁上柱謂_ニ之_一。椽和名字太知。孫炎曰。梁上柱侏儒也。文永遷宮記。酒殿立_ニ字立_一懸_ニ角木_一などあり。舊注。棟須美木。隅木也。在_ニ屋椽之上_一也。梁。字都波利。爾雅。梁上柱謂_ニ之_一。椽和名字太知。孫炎曰。梁上柱侏儒也。文永遷宮記。酒殿立_ニ字立_一懸_ニ角木_一などあり。○弗藻飭。薩摩本にミカキカサラスと訓めり。○茅茨之蓋。同本にカヤフクトキと訓み。又タルキと訓る字なり。漢籍にも此字古くタルキと訓り。楹をウタテとも訓り。されどみな字に附てよみしものにて。古言のさまにはかなはず。○弗剖齊。同本にキリト、ノヘスと訓り。集解に剖を改めて剪と爲り。其説に。剪原作_レ剖。檢_ニ字書_一。剖折也。判也。破也。義不通。而諸本作_レ剖。按蓋有_ニ或寫作_レ崩者_一。遂誤耳。六稻墨子韓非子

史記漢書等。皆有_二茅茨不_レ剪文。是證也。とあれど。たやすく改め難し。なほ考へし。○耕績。薩摩本に。タカヤシヲウムども。ナリハヒともよめり。

初天皇生日。木菟入_二于_レ産殿。明旦譽田天皇喚_レ大臣武内宿禰。語之曰。是何瑞也。大臣對言。吉祥也。復當_二昨日_レ臣妻産時。鶴鷄入_二于_レ産屋。是亦異焉。爰天皇曰。今朕之子與_二大臣之子。同日共産。兼有_レ瑞。是天之表焉。以爲_二取_レ其鳥名。各相易名_レ子。爲_二後葉之契_レ也。則取_二鶴鷄名_レ。以名_二太子_レ。曰_二大鶴鷄皇子_レ。取_二木菟名_レ。號_二大臣之子_レ。曰_二木菟宿禰_レ。是平群臣之始祖也。是年也大歲癸酉。

木菟。和名抄羽族部。木菟。爾雅注云。木菟豆久。似_レ鷄而小。兔頭羽角。箋注云。新撰字鏡同訓。木菟見_二仁德元年紀_レ。廣本有_二或云美々都久六字_レ。按伊呂波字類抄亦有_二是訓_レ。又見_二新撰六帖光俊歌_レ。夫木集土御門御製歌_レとあり。○産殿。記傳に。天皇の御を産殿。臣のを産屋と別て書れたれど。其はたゞ文字の上の差別にこそあれ。當時の言には。共にウフヤとこそ云つらめと云り。されど薩摩本に。此を

はウフトノと訓めれば。なほ古くも崇めては。ウフトノと云ひけらし。かの神代紀なる葦不合尊の産屋をも。産殿と云しものならんと思はるゝよしは。鶴鷄窟と後までも其處を云しにて。二方に昔より云ふ稱ありしなるへし。なほたつぬへし。○何瑞也。何を本に阿に誤まれり。今正せり。○復當。薩摩本中臣本當字なし。○兼有。中臣本及類史また本傍書に。兼を並に作る。○天之表。上に何瑞也とも。吉祥也ともありて。こゝに又天之表ともある。かれこれを見るに。此頃已に世に祥瑞の事。言はやしたらんとおほしければ。こゝも祥瑞の事に取て。かくは宜は志しなるへし。この事五十年の下に委く云ふ。○太子。釋紀に。大鶴鷄尊。舊無_二太子之號_レ。可_レ謂_二史之誤_レ也。とあるはさることなれども。姓氏錄にも太子と書る處あれば。古くはさも云ひけらし。應神紀には皇子大鶴鷄尊とあり。考本に改めたるは。さる本ありてか。又は私に改めたるか詳ならず。○平群臣は。應神紀三年木菟宿禰下に已に云り。

二年甲戌
二年春二月辛未朔戊寅。立_二磐之媛命_レ爲_二皇后_レ。皇后生_二大兄去來穗別天皇_レ。住吉仲皇子。瑞齒別天皇。雄朝津間稚子宿禰天皇。又妃日向髮長媛。生_二大草香皇子_レ。幡校皇女。

戊寅。八日なり。○立磐之姬命爲皇后。葛城襲津彦命の女なり。この命の皇后に立ち給ふこと。後世論あり。茲に云ふへし。續紀十に。立藤原夫人爲皇后。宣詔に。此皇后位乎。授賜。然毛朕時乃未爾。波不有。難波高津宮御宇大鷦鷯天皇。萬城曾豆比古女子。伊波乃比賣命。皇后止御相坐而。食國天下之政。治賜行賜家利。今米豆良可爾。新伎政者不有。本由理行來迹事曾止詔。とあり。按るに。襲津彦當時いまた臣列にあらず。孝元天皇の曾孫に坐して。其女を以。皇后と立給ふことは。猶開化天皇の曾孫とます。氣長宿禰王の女神功皇后の。仲哀帝に配坐ると同じ事なり。藤原夫人光明人臣の女として。始て皇后に立給はむには。世の嫌ひあらむことをおもひて。強て襲津彦を臣の列なりとし。其女を以。皇后に立ち給ひし例なりとせしは。藤原氏の當時の史臣等と相謀りて。其説を作爲りしものなり。なほ上古に臣の女を以。皇后と爲しは。みな後の史筆になれりしものなる事のよし。既に前紀に悉せり。記傳また詔詞解に云れたる説も。この事に於ては從ひ難き説多かり。○皇后生。本に皇字脱たり。今薩摩本に據て補へり。○大兄去來穗別天皇。大兄をオヒ子と訓るよしは既に云り。但しこは必オホエと訓へし。其は記に大江之伊邪本和氣命とあるにて明らけし。さて其大江は地名なり。信友云。和名抄山城國乙訓郡大江。於保諸陵式に大枝陵とあり。此地名に據れるかと云り。今按に。上古難波海岸に大江岬あり。今上町骨屋町海邊に。大江岬の跡なほ存せり。すなはち難波崎なり。古圖に見えたり。さらば難波地名に據れる御名なるへし。この天皇山城國によしある事見えず。難波の方なるへし。大兄は借字なる事もとよ

りなり。これをオヒ子と訓みて取けるは非なり。去來は詳ならず。これも地名にてもあらんか。穗別は大別なるへし。○住吉仲皇子。記に墨江之中津王とあり。住吉は地名。此皇子の住みまじり地なるへし。この皇子の事履中紀に見えたり。○雄朝津間稚子宿禰天皇。御名義。朝津間は大和國葛上郡の地名なり。この事下に云ふ。雄は借字美稱なり。小長谷小筑波などの小に同じ。稚子も稱辭。武烈紀に思兼能和俱吾。繼體紀に體那能倭俱吾などあり。又萬葉に見えたり。宿禰の義も已に前に詳に云り。この皇子は大和に坐しよにやありけん。○日向。日を本に日に作る。今正せり。○大草香皇子。大は美稱。草香は地名。河内國河内郡にあり。名高き所なり。記云。波多毗能大郎子亦名大日下王とあり。○幡梭皇女。又云。波多毗能若郎女。亦名長日比賣命。亦名若日下部命とあり。幡梭地名か未詳。雄略紀に。草香幡梭皇女爲皇后。更名橘姬。とあり。されど此皇女には紛らはしき事あり。下に委く云り。さて記云。凡此大雀天皇之御子等并六柱。男王五柱女王一柱。とあり。此と同じ。

四年丙子

四年春二月己未朔甲子。詔群臣曰。朕登高臺以遠望之。烟氣不起於域中。以爲百姓既貧而家無炊者。朕聞古聖王之世。人人誦詠德之音。家家有康哉之歌。今朕臨億兆於茲三年。頌音不聆。炊烟轉疎。

即知五穀不登百姓窮乏也。封畿之內。尙有不給者。况乎畿外諸國耶。

甲子。六日なり。○高臺。記には登高山とあり。○康哉之歌。集解云。原脫之字。據壺井本補。とあり。信友校本にもあり。今もそれに従へり。○不給。給をツクと云は。日用の物を續くる義なり。俗に人を見つぐ。或は物をつゞくるなど云ふも。みな供給の意なり。朝廷に貢るものを。御給と云も。此に同じ。○况乎。集解。古本に據て乎を於とせり。

三月己丑朔己酉。詔曰。自今之後。至于三載。悉除課役。息百姓之苦。是日始之。黼衣鞋履。不弊盡不更爲也。溫飯煖羹。不酸餒不易也。削心約志。以從事乎無爲。是以宮垣崩而不造。茅茨壞以不葺。風雨入隙。而沾衣被。星辰漏壞而露床蓐。是後風雨順時。五穀豐穰。三稔之間。百姓富寬。頌德既滿。炊烟亦繁。

己酉。二十一日なり。○自今之後。竟宴歌集に引るには。之を以とせり。○息の上。同書に以字あり。

○黼衣。周禮王位設黼衣とあり。オホムンは大御衣にて。天子の御服なり。○不弊。本に弊を幣に誤る。今古寫本ともに據て改め正せり。○不更爲。集解に。更字古本無。爲私記攙入と刪去とあり。さもあるへし。○酸餒。通證に須倍留生酸味而損敗也と云り。損敗はいかゝあらん。ヘルは活語なるへし。或人云。スヘリクサラスと訓れど。此假字定まらず。和名抄に冷伴を比伊須由禮流と注せり。此注混らば。しく聞ゆれど。老報とおなし活用なれば。姑クイタサラスと訓へしと云へれど。此もいかとあるへき。○炊烟亦繁。記云。於是天皇登高山。見四方之國。詔之。於國中。烟不發。國皆貧窮。故自今至三年。悉除人民之課役。是以大殿破壞。悉雖雨漏。都勿脩理。以憾受其漏雨。遷避于不漏處。後見國中。於國滿烟。故爲人民富。今科課役。是以百姓之榮。不苦役使。故稱其御世。謂聖帝也。とあり。延喜六年竟宴歌。藤原時平。たかどのにのほりて見ればあめのした。よもにけふりて今とみぬる。天慶六年藤原朝臣師尹。大さくさすめらか世より立つ烟。あまのひつきにもえまさりけり。

七年己卯

七年夏四月辛未朔。天皇居臺上。而遠望之。烟氣多起。是日語皇后曰。朕既富矣。豈有愁乎。皇后對語。何謂富焉。天皇曰。烟氣滿國。百姓自富歟。皇后且言。宮垣壞而不得修。殿屋破之。衣被露。何謂富乎。天皇曰。其天之立君。是爲百姓。然則君以百姓爲本。是以古聖王者。一

人飢寒。顧之責身。今百姓貧之。則朕貧也。百姓富之。則朕富也。未之有。百姓富之君貧矣。

烟氣多起。烟氣の國中に滿るを見て。歎ひ給ふこと。此後にも萬葉集に。舒明天皇登香具山望國之時御製歌に。天香具山。騰立。國見乎爲者。國原波。烟立龍。海原波。加高目立多都。恰何國會。蜻島。八間跡能國者。などあり。○豈有愁乎。竟宴本には更無愁焉とあり。○露。本の訓は誤れり。薩摩本にツユニシホ、ルナリと訓るよろし。シホ、ルは沾ふさまなり。萬葉集に袖毛志保々爾なきしどもはゆ。源氏物語に。しほくともつそなかる。などもあり。今俗にシホクと云はるは。この轉語なり。○天之立君是爲百姓云々。此語本荀子及び尙書等に出たり。此御世頃は。かゝる語とも既く人心に浸入て。今天皇もかくは宜ひ出給ふなるへし。されど此語のさまをつらく按に。民の爲に君を立るなどは。異國のさたなり。かゝる語とも。後世に及びて。人主の戒として云るはさもあるへし。道の大本に於ては。大義に害なことも云かたし。

秋八月己巳朔丁丑。爲大兄去來穗別皇子。定壬生部。亦爲皇后。定葛

城部。九月。諸國悉請之曰。課役並免。既經三年。因此以宮殿朽壞。府庫已空。今黔首富饒。而不拾遺。是以里無饑寡。家有餘儲。若當此時。非貢稅調。以修理宮室者。懼之其獲罪于天乎。然猶忍之不聽矣。

丁丑。九日なり。○定壬生部。記云。爲太子伊邪本和氣命之御名代。定壬生部とあり。皇極紀に。乳部此云美文とあり。然るに本訓にニフとあり。倭名抄にも爾布と訓り。美と爾と通音。言義は御産部にて。皇子等産生せる時。産殿に仕奉る諸部をいふなり。神代紀に所謂。乳母湯母及飯嚼湯坐の諸部。記の玉垣宮段に。大湯坐若湯坐等の類。また皇極紀に上宮乳部之民など云る。みなこれなり。乳部とは生子を養育するには。乳母を主とするより起れる名なり。定とは御産部の名を負しめたる民戸を定めて。御名を永く世に傳へむとの意にて。いはゆる御名代これなり。和名抄諸國郷名に。多く壬生の名あるは。みな御子等の御名代の後に存れるなり。天孫本紀に。尾張。尻網根命。品太天皇御世。勅尻網連曰。汝自腹所産十三皇子等。汝率養日足奉耶。時連爲大歡喜之。己子稚彥連。外妹毛良姫二人。定壬生部。同紀に。尻網根命妹。金田屋野姫命。此命嫁。甥品臨眞若王。生三女王。則高城入姫命。女仲姫命。女弟姫命。此三命。豐田天皇尊爲后妃。誕生十三皇子云々。品太天皇御世。尾治連姓云々。などあり。さて此皇子の爲に。此年壬生部を定とあれども。履中紀によれば。大鶴鵜天皇三十一年春正月立爲

皇太子。時年十五。とある文による時は。此時いまた生れまます。十五は二十五の誤ならむと云る説あり。今定めかたし。なほ本紀に云へし。○定葛城部。記云。爲大后石之日賣命之御名代。定葛城部。とあり。葛城は皇后の本郷なり。下の御歌に見えたり。釋紀私記。師說凡定御名代部。或取御名。或取所居之地名。とあるか如く。地名を取て名けたるなり。○不捨の上に。恐くは路字脱たるならむか。○里無饑。倭名抄人倫部。饑夫。釋名云。無妻曰饑。和名也毛乎。箋註云。廣本毛作無。按類聚名義抄及撮壤集。引此並作也毛乎。作無恐非。靈異記。饑訓乎乃古夜母。又有謂饑夫爲也毛米者。見伊勢物語。宇治拾遺物語。蓋後世轉也。或曰也毛乎也毛米。屋守男屋守女之義。謂獨居守家也。倭名抄又云。寡婦。釋名云。無夫曰寡。和名夜毛女。箋註。廣本毛作無。按類聚名義抄及撮壤集引此。並作也毛女。仁德紀。寡婦。顯宗紀。並訓也毛女。也毛女又見竹取物語。或曰也萬米。見榮華物語日蔭卷。とあり。○稅調。通證に知加良力田之意とあるか如く。民の力を以てつくれるものを。奉貢れる義なるへし。さて傍訓に大力とある。大は租調を褒て云辭なるへし。持統紀また令などに大稅とある。大の義は此とは聊異なり。調の事は既に云り。さて稅調賦役令に。凡調物及地租雜稅。皆明寫。輸物數。とありて。稅と調とは別なれど。引合せては。ミツキと訓へし。○忍之不聽は。聽に忍はせたまはぬ義なり。

十年冬十月。甫科課役。以構造宮室。於是百姓之不領。而扶老携幼。

十年壬午

運材負簣。不問日夜。竭力爭作。是以未經幾時。而宮室悉成。故於今稱聖帝也。

不領。本にウマカサレテと訓るは誤なり。薩摩本にウナカサレスシテと訓るよろし。宇那賀之と云ふ辭。紀中催驅をよめり。令する意なるへし。孝德紀領。欽明紀郡令郡領などある。これらも告令の義を以書しものなるへし。○負簣。釋紀に簣を漬に作れり。一本には。簣とありと云へり。和名抄器皿部に。竊。漢語抄云。阿自賀。今案又用簣字。見史記。箋注云。按竊盛米穀。以注斛中者。如今俗以下呼斗桶者。注斛。彼以竹造。此以木造。不同耳。漢語抄訓阿自賀者。織草爲器。以盛土者。則用簣字爲允。源君合爲簣。爲一條。非是。本訓コ。和名抄同部に。籠竹器也古。神代紀萬葉集同訓。とあるものなり。或人云。簣。論語文選和玉篇新韻集等に。アシカと訓り。綱代篇なれど。舊讀に從ふ。運歩色葉抄易林木節用集等に。此簣をモツコとよめり。持論なりと云り。○稱聖帝也。記云。後見國中。於國滿烟。故爲人民富。今科課役。是以百姓之榮。不苦役使。故稱其御世。謂聖帝也。又同記序云。望烟而撫黎元。於今傳聖帝。ともあり。記傳云。聖を比士理と訓は。字に就て作れる訓なり。天皇を贊まつりて聖と稱ふは。此御世に始まれり。これ漢國の例にならへるなり。萬葉一。橿原乃。日知之御世從。續紀十。聖君止坐而賢臣供奉。天下平久。十五。飛鳥淨御原宮爾。大八洲所知志。聖乃天皇命

などあり。

十一年夏四月戊寅朔甲午。詔群臣曰。今朕視是國者。郊澤曠遠。而田圃少乏。且河水橫逝。以流末不駛。聊逢霖雨。海潮逆上。而巷里乘船。道路亦溼。故群臣共視之。決橫源而通海。塞逆流以全田宅。

甲午は十六日なり。○是國は。難波を指て詔ふなり。○郊澤曠遠は。高津宮地より。北方北長柄本庄郷に至るまで。低く濕へる地を云ふ。○河水横逝。横を古訓にヨコシマニと訓れど。横のみにあらず。ほじきまゝになかるゝ義なり。○不駛。字書に駛與快同とあり。不駛は不疾なり。○横源は。小寺清先云。源疑流と云り。さも有へし。上代に淀川大和川の末。汎く濫に流て。田宅も少く。水害の多かりしなり。

冬十月。掘宮北之郊原。引南水。以入西海。因以號其水曰掘江。又將防北河之滂。以築茨田堤。是時有兩處之築。而乃壞之難塞。時天皇

夢。有神誨之曰。武藏人強頸。河内人茨田。連衫子。祭於河伯。必獲塞。則竟一人而得之。因以禱于河神。爰強頸泣悲之。沒水而死。乃其堤成焉。唯衫子取全匏兩箇。臨于難塞水。乃取兩箇。投於水中。請之曰。河神崇之。以吾爲幣。是以今吾來也。必欲得我者。沈是匏。而不合泛。則吾知真神。親入水中。若不得沈匏者。自知僞神。何徒亡吾身。於是飄風忽起。引匏沒水。匏轉浪上。而不沈。則滂々汎以遠流。是以衫子雖不死。而其堤且成也。是因衫子之幹。其身非亡耳。故時人號其兩處曰強頸斷間衫子斷間也。是歲新羅人朝貢。則勞於是役。

宮北之郊原は。難波の東北小橋村の邊なるへし。○引南水。通證に。寺島氏曰。和州河州之流末也。と云るか如く。上古は河内川大和川の流末。横さまに南方に流入て。霖雨に逢へは海潮逆さまに上り。

攝津河内の田圃を害ふこと最多くありしなり。故に東より掘て西海に通じ。南方の水を導き入れしなり。○堀江。これ即ち難波堀江にして。高峯以下の歌に多くよめり今上町と天満との間にある。大阪大河是なり。帝王編年記云。今山崎河通し海是堀江也。と云れしは聊か違へり。山崎川は蓋淀川なり。圖説云。堀江はもと南水を導かんか爲に堀どころなり。されども山城川の水もまたわかれて。此に入て流るゝなり。されど本山崎川を通さんために堀れるにはあらずと云り。山城川すなはち山崎川なり。寺島氏説に。堀江川也。今稱堀江者。元祿年間所開也。と云れしはよろし。さて關原記中に。行基大僧令堀開於難波之江。而造船津。設法化人。とあるは。これより後に修復なせしをりの事を記しなるべし。○將防北河之湧。北河即山城川なり。湧本にコカと訓るは誤れり。古本にコミと訓り。この事既に云へり。湧。字書に溜雨也。淹也。とあり。○茨田堤。和名抄河内國茨田郡。萬年茨田郷これなり。この郡は西北の邊淀川に傍たれば。其水の溢を防かむ料の堤なり。河内志に。今伊加賀村。太間村。池田村邊。故堤蹟僅殘云。とあり。姓氏錄茨田宿禰條に。彦八井耳命之後宮呂母能古。仁德天皇御代造茨田堤。とあり。或人云。茨田。土人は入聲にマタと呼されり。堤は大和川に添ひ。河内國志紀。澁川。茨田の三郡を北に流れ。茨田郡土井村に至り。澁川に落合り。續紀十八に。倭人茨田等堤。往々決壊。とある倭人は。澁川郡の地名にて。萬葉二十に河内國倭人郷と見え。三代實錄に。河内攝津兩國相爭倭人堤。とあれば。茨田に續きたる堤なり。(中略)右に流末は土井村なりと云るは。類史三十三に。停。止河内國供御堤外。赤江堤内。赤江二處一定。竹門江。濱治。澁江。大治。江三處。とある。竹門江は。土井村の古名にて。大治は澁川郡大江村。赤江は茨田郡赤井村。濱治は同郡濱村を云り。河内志に記せり。此赤江は。同國交野郡殿風川に傍たる地名にて。餘は茨田堤に據たる地名ともなり。かくくしく引出つる故は。此堤を淀川堤なりと云。或は式に見えたる堤根神社の地なりと云て。眞蹟をしらざる故にもしつ。かく決壊しけりしゆ。派て大阪在山城の東に流せしは。續紀三十九に。和氣朝臣清原曾。河内攝津兩國之界。堀川築堤。自荒陵南。導河内川。西通於海。とある荒陵は。天王寺の西南にある茶臼山にて。此時より二流に分流せしを。いつとなく古流涸て。新流溢れ。水害多かれは。元祿十七年の春。和泉國堺の北に通し。永水祖を止たり。是を新大和川と云。今

城東に平野川。堀川とて。少。小川あり。○兩處之築而。下にみゆ。築は下文に所謂斷間なり。築は其斷間の築くべき處を云ふ。信友は築而二字は。疑は斷間の誤寫ならんと云り。○茨田連。姓氏錄右京皇別。茨田連。多朝臣同祖。神八井耳命男。彦八井耳命之後。又山城皇別にも出河内茨田宿禰。彦八井耳命之後。宮呂母能古云々。前などあり。天武紀十三年十二月。茨田連賜姓曰宿禰。氏人は。繼體紀茨田連小望。文武紀。從七位下茨田足島賜姓連。聖武紀。外從五位下茨田弓束。同姓從八位上牧野賜宿禰。清和紀。右近衛將曹茨田連真類。小右紀。三條帝時左近衛將監茨田重方あり。○河伯。皇極紀にも見えたり。倭名抄天地部に。河伯神。兼名施云。河伯一名水伯。河神也。和名加波乃加美。とあり。按に川神神代紀に出てここに云へり。然るに此河伯は。眞の神にはあらず。川に住る蚊の類。假に神に託して祟をなせるものなり。西陽雜俎。河伯人而乘兩船。一曰冰夷。又博物志にも見えたり。○獲塞。政事要略に引るに。獲を擁とあり。○没水而死。攝津志曰。長柄河一名中津川。淀河第二支。自長柄村西流。經三川口。小島堀。今里野等。至傳法村。分三流。諸嶼。達于海。上古水道唯一川。橫流不一。仁德天皇十一年。疏導堀江。延曆中通三國川。然猶泛濫不已。疏柴島北故水道。漏洩水勢于三國川。名曰中津川。今二重堤即此。後淡名柄川。塞此水路。童謠曰。攝津國能中津河原衰。潮岐加禰豆。土持蛾持兼豆云々。名柄川一名中津川。此其緣也。とあり。通證云。今按。名柄橋人柱之事。繪。茨田人口。置。起于茲。○全匏。下文訓同じ。倭名抄術藝部に。拍浮。文選注云。拍浮。拍打也。今案。俗云於布須。是也。箋註云。所引文。原書無載。按世説任誕篇。畢茂世云。一手持蟹螯。一手持酒榼。拍浮酒池中。便

足_レ丁_ニ一生。疑源君誤引之。按仁德紀。全匏於不之比佐古。謂_レ可_ニ抱以拍浮_一之匏也。新撰字鏡。泝字訓_ニ於與支_一。蓋於布須。於與久。本是同語而。活用轉者耳。今俗所謂水泳是也。とあり。○爲幣。仲哀紀に出。○不合泛。信友校本に合を令に作れり。○瀟々。説文瀟々大水貌。とあれど。通證に引る一本。また應永本北野本などに。瀟々とある方宜しかるへし。説文に瀟々水疾聲とあれば。訓義にも叶へり。○汎以遠流。汎本に沈とあり。今通證引一本。また集解に據_ニ壺井本_一改。とあるに據れり。汎浮貌とあり。訓にウキヲトリと訓るにも叶へり。考には汎を衍と爲り。或人は然の誤ならんと云り。○其堤且成。政事要略に引るに。且を亦に作れり。重胤云。下の六十七年の處に。吉備中國川島川派の大虬か。毒を吐て路人を令_レ苦たるを。吉備縣守か。全匏を水に投して。さて虬を斬し事あり。水族を御むるには。全匏を水に投げ入る事。其妖を避くる禁厭と所見たり。これ水族の者の匏を畏る_レ故ある事ならん。と云り。また云く。或説に。杉子本より匏の水に沈むへからさるを知て。言るにはあらず。鎮火祭詞に據るに。水神匏を以て功を成すことを知れるか故に。もし眞の神ならば。浮沈とも唯神の心のまゝにそあるへき。若偽神ならば。え沈めしと心に誓ひて。此言を作せるは。神の眞偽を試みむとてなり。杉子まことによく。神代の古實を知るものなりと云り。さらば誓約の義なるへし。此説まことにさも有へし。○強頸斷間。攝津志に。東生郡絶間池。在_ニ千林村_一。今尙稱_ニ一絶間_一。古來屬_ニ河州美田郡池_一。今乾固。とあり。○杉子斷間。河内志に。美田郡太間村とあり。○勞於是役。記云。役_ニ秦人_一作_ニ

美田異とあり。此と異なり。

十二年甲申

十二年秋七月辛未朔癸酉。高麗國貢_ニ鐵盾_一。鐵盾_ニ鐵的_一。八月庚子朔己酉。饗_ニ高麗客_一於朝。是日集_ニ群臣及百寮_一。令_レ射_ニ高麗所獻之鐵盾_一。铁的_ニ盾的_一。諸人不得_レ通_ニ的_一。唯的_ニ臣祖盾人宿禰_一。射_ニ鐵的_一。通焉。時高麗客等見之。畏_ニ其射之_一。勝巧_ニ共起以拜朝_一。明日美_ニ盾人宿禰_一。而賜_ニ名曰_一的_ニ戶田宿禰_一。同日小泊瀬造祖宿禰臣。賜_ニ名曰_一賢遺_ニ賢遺_一。賢遺。此云_ニ左河之能富里_一。臣_ニ也_一。冬十月。堀_ニ大溝_一於山背栗隈縣。以_ニ潤田_一。是以其百姓每豐年也。

癸酉。三日なり。○鐵盾鐵的は。皇國には未だなかりし物と見えて。高麗國より奉獻て。かつは皇國の伎倆をも窺奉らむ。おほけなき意より傲れるものなりかし。さるは當時彼國は。第十五代乙弗_王と云か二十五年に當れるか。其子斯由_{原王}。此御世の十九年に立ち。其子丘夫_{小歌林王}。同五十九年に立ち。其子伊連_{故國廣王}。七十二年に立ち。其子談德_{廣王}。この八十年_{辰王}に立てり。これ彼國の好太王とて。今存れる碑銘に據るに。此王のや_レ前つ方より。甚しき威勢ありて。新羅百濟も皆此國に靡きしさまなり。

されはこの乙弗か頃より。ひそかに皇國の動靜をも窺ひまつる心ありて。かの應神天皇御世に既に高麗王致し合すへし。今かゝる鐵盾鐵的などをは献りしならん。よくく此前後の時勢を思亘して考へし。なほか) 碑銘をも。前後に引るを見て考へき事なりかし。○己酉。十日なり。○令射。孝徳紀訓同。記傳云。紀中射を伊久布とも。伊久比須とも訓るは。射は的を射の業を謂なれば。被射の義にて。的をも伊久波と云にや。また伊久波は。本よりの古名にて。射は的射と云事にもあるへしと云り。字鏡に。的人姓由久波とあり。伊由通音なり。○不得通的。本に通をト、ホスと訓るは誤なり。薩摩本にイトホスと訓り。さて本朝月令竟宴歌集に引るには。射字に作れり。○的臣。應神紀十六年の下に見えたり。○通焉。應永本薩摩本。通の上に而字あり。○畏。竟宴本に見に作れり。○賜名。竟宴本に引に。名を姓に作れり。○盾人宿禰は。襲津彦の子なるへきよし既に云り。此人は應神十六年紀に戸田宿禰とあれば。的も盾人も此時賜はりたるにや。○的戸田宿禰。十七年の處には。戸を砥に作れり。記傳云。此人初よりの名盾人にて。この時に戸田と賜へる如くあるは誤ならむか。初名戸田にて。この時に盾人とは賜へるなるへし。鐵の盾をも共に射通せるに因て。賜へる名とこそ聞えられ。と云れしは。さもあるへし。天慶六年竟宴歌。源朝臣仲宣。久魯賀禰能。麻度遠度保世流。伊佐美爾蘇。奈鳥多麻波利豆。與爾都多幣計留。○小泊瀬造。記云。神八井耳命者。小長谷造祖也。とあり。小泊瀬は。大泊瀬に對たる武烈天皇御名なり。記云。天皇无太子。故為御子代。定小長谷部。とあり。この紀には。

置小泊瀬舍人。とあり。神八井耳命の御裔にして。小長谷部と爲れるものなり。天武紀十二年九月。小泊瀬造賜姓曰連。とあり。さて宿禰は名にて。臣は戸なり。此も此時に賜へる戸なるへし。されど疑はしきよしあり。次に云。○賢遺臣。集解云。臣下原有也字。古本無。按蓋此人沈淪不著。至此有建功之事。故賜名曰賢遺也。十七年紀與的臣使新羅。問關貢之事。とあり。名のさまを思ふに。さることありけるなるへし。通證にも。以上下文考之。名義則蓋有輝名外國垂功後世と云り。かくて思ふに。臣は戸にはあらて。使主ならむか。使主は外國に使用する人に云稱なり。此氏は。造より後に連を賜へるなれば。此人のみ臣の戸になるへきにあらず。なほよく考へし。○栗隈縣。又推古紀に見えたり。日本後紀に遊獵栗前野。續後紀に遊獵栗隈山。などもあり。倭名抄山城國久世郡栗隈久里久末。清正集能宜集などには。くりこま山とあり。山城志に。大溝古跡。長池町古堤尙存。とあり。類聚解に。今大久保村有栗隈大神社とあり。古はいと廣き地名なり。○潤田。次にも引三石河水而潤。神功紀に。引三離河水。欲潤神田。などあり。今も田に水ツクと云り。落標も水脈潤申なるへし。○其百姓每豊年也。其字應永本になし。也を之に作る。

西 十三年乙

十三年秋九月。始立茨田屯倉。因定春米部。冬十月。造和珥池。是月築

横野堤。

茨田屯倉。茨田は上に出。記云。役秦人作茨田堤及茨田三宅。とあり。宣化紀元年五月。加運河内國茨田郡屯倉之穀。○因定春米部。因定とは。茨田屯倉の米を春て。朝廷に貢する部を定め玉ふなるへし。國島下郡春米寺。と云事見えたり。國島記上。石川沙彌者云々。住攝津。さて春米は。古書の訓にツキメと訓り。春女の義なるへし。ツキ。フキヨ子。などよめるは。古書に見あたらず。但。さるは上古米を春くは。多くは女の所爲としたること。萬葉集催馬樂等の歌にあまた見えたり。この事神代紀春女の下に云へり。職員令。主税寮頭一人。掌倉廩出納。諸國田租。春米。謂知諸國春米之數。但納。大炊寮之日。主計寮計納也。碾磑事。とあり。天武紀に春米連あり。大寶二年。筑前國島郡川邊里戶籍。搗米蘇代賣。男搗米大國。女搗米部古婆賣等名見えたり。後は姓ともなれるなり。○和珥池。推古紀に。二十一年十月。作掖上池。畝傍池。和珥池。とあり。和珥池は。大和國添上郡池田村にあり。今光臺寺池と云ふ。此に云へるは河内志に。石川郡和爾池。在喜志村。廣九百畝。とあり。推古紀なるとは同じからすと云り。されと上古に。河内國に和珥地名ものに見えず。唯池の名に係れるのみか。○築横野堤。式河内國澁川郡横野神社。河内志に。横野神社在大池舊作。邑名。村西。今稱印色宮。横野堤即此。又此郡卑下。今猶海潮到溝渠。土亦鹹鹵。とあり。萬葉十。紫之。根延横野之春野云々。續古今

集。霜枯の横野の堤風冷て。入しほとほく千鳥なくなり。

十四年丙戌

十四年冬十一月。爲橋於猪甘津。即號其處曰小橋也。是歲。作大道。置於京中。自南門直指之。至丹比邑。又堀大溝於感玖。乃引石河水。而潤上鈴鹿。下鈴鹿。上豊浦。下豊浦。四處郊原以墾之。得四萬餘頃之田。故其處百姓寬饒之。無凶年之患。

爲橋於猪甘津。攝津國東生郡。今猪飼野村小橋村近くてあり。猪飼野村は。大阪城の東南に當れり。其西に小橋村あり。猪飼野に今鶴橋と云るありて。平野川に亘せり。古圖にこれを猪飼橋と云り。記に堀小橋江とある。即猪飼村小橋村の間なり。按に上古大和川の水流。猪飼小橋邊に汎濫せり。故其川道を通して。北の方堀江に導けるなり。さて記に。堀江の事を載して。橋を爲る事を載せず。この紀には。橋を爲りし事を載して。堀江の事を載せざるは。互に其傳を漏せるなり。蓋此時江を堀り橋を其津に造りしなり。橋を其江に造れるか故に。小橋江とは云なり。攝津志同郡小橋村あり。土人フハセと云。記云。又作丸邇池依網池。又堀難波之堀江而通海。又堀小橋江。又定墨江之津。○作大道。通證に。以南面爲正位。故置此官道。今廢。とあり。○京中。孝德紀京師訓同じ。和名抄職官部。京職美佐止豆加佐。とあり。

美佐止は御里なり。持統紀にミヤサトと訓るは誤なるへし。○南門は。南大門なり。孝德紀に朱雀門と云り。後に平城平安の南門も皆同じ。○直指之至丹比邑。倭名抄河内國丹比郡太知比。今丹南丹北二郡となれり。さて此道は。上古圖説に。延喜式神名帳河内國丹比神社。今丹南郡に屬て。丹治井と稱する地あり。これ高津宮より直道なり。上本町より南方。東高津村中を通し。天王寺東門を経て平野に至り。狭山街道に達せり。今なほ其道存れり。とあり。○威玖は。倭名抄河内國石川郡紺口。神名帳威古神社。今龍泉村にあり。又威古佐備神社。今甘南備村にあり。姓氏錄河内國皇別に。紺口縣主。志紀縣主同祖。神八井耳命之後也。とあり。又大和諸蕃に。薦口造と云もあり。これも一地名か。さて或説に。この大溝を河内郡恩智溝即此と云へれど。信かたし。地勢懸隔たりたればなり。○乃引石河水。乃は右の大溝より。石河水を引なり。此川は河内志に。安宿郡石川。自古市郡流。經志紀郡界。至片山。經伯太神社西。因曰伯太川。流至大縣界。與大和川合。又古市郡惠我川。一名石川。自石川郡流至古市。曰惠我川。經碓井。連安宿志紀兩郡界。などあり。これらいつれも石川なれども。こゝに云るは。同志云。又石川郡石川。西條東條。二水合大友村。經一須賀。曰石川。流入古市郡。とある。それにて。通説にも。石川郡有石川一名。石川。流入古市郡。とあるこれなり。上に云る川とも。末にては一なれども。大溝を威玖に掘て。そこより引入るゝとあるにて。右に云る流なること知られたり。○鈴鹿。通説云。未詳。屬何郡。高市皇子兒鈴鹿王。見續日本紀。とあり。次に云ふ。○豊浦。又云。倭名抄河内郡豊浦。とあるは。甚く地理遠

へり。地のさまに依て考るに。古市郡あたりにて求むべきか如くなれと然らず。まづ此時の事を載せて。住吉神代記に。難波高津宮御宇天皇誨。大神詔宣。以大鳥守令堀紺口溝。同水流。開聖上鈴鹿下鈴鹿上豊浦下豊浦四處郊原四萬頃之田。既成農田膏油。故其地百姓作喰。有寬饒之賀。無凶年之患。是大神本願也。石川針魚河水。引溉大神御田。緣此也。針魚川。通此河。今不經爲往來。とあるを見れば。此時の開墾は。全く住吉大神の御田を作玉はむ料に。天皇に誨奉りて。かくは爲さしめ玉ひしこと知られたり。さて鈴鹿と云地名。他書には見えねど。大神に寄奉る山河の四至を。同記に載したる中に。西限河内泉上鈴鹿下鈴鹿雄濱日禰野公田宮處。志努田公田。三輪田里道。とある文に依れば。和泉國郡に副へる地なることは。明らかか如し。なほよく其地にて尋ぬへし。○四萬餘頃之田。本に頃を項に作る。今正せり。頃は唐令に畝百爲頃とあり。紀中田を度るに。頃或は町字を用れども。みな其時の人の心々に書る文字にて。當昔頃町などの稱ありしにはあらず。訓に付て云へし。天武紀。土左國田苑五十餘萬頃。持統紀。伊國阿提郡那野二萬頃云々。まづ上古に。田地の廣狹を度りて志呂といふ。代字を填たり。代とは其用に供る物實の義にて。御戸代苗代などの代これなり。田に代と云は。其佃種へきたために墾開し土地を云稱なり。政事要略云。令前租法。熟田五十代。租稻一束五把。以大方六尺爲步。步內得米一升。此大升也。二百五十步爲五十代。とあり。此名目古くは播磨風土記に。鹽代鹽田二十千代。姓氏錄に輕地三十代地。上宮法王帝説に。播磨國楯保郡佐勢地五十萬代。采女竹良鄉碑銘に。形浦山地四千代など。なほあれと省きつ。また歌に。十代田五百

代小田など。よめる代もこれなり。抑上古は。高麗尺の方六尺を一步とし。五歩を一代とし。五代二十
五歩の地は。即ち大寶和銅の三十六歩にあたり。五十代二百五十歩は。一段三百六十歩にあたり。五
百代二千五百歩は。一町三千六百歩にあたる。此名は蓋上古に起り。近世に至るまで猶其稱を存せり。
或は音を以て代と呼ぶ。田令集解に據るに。高麗尺即ち令の大尺にして。曲尺の一尺一寸七分三厘六
毫に當れり。これ其大畧なり。なほ委しき事は。孝徳紀大化二年條に云り。

十六年戊子

十六年秋七月戊寅朔。天皇以宮人桑田玖賀媛。示近習舍人等曰。
朕欲愛是婦女。苦皇后之妬不能合。以經多年。何徒棄其盛年。
乎。即歌曰。瀾能曾虛赴。於瀾能鳥苦咩鳥。多例椰始儺播務。於是播磨國
造祖速待。獨進之歌曰。瀾箇始報。破利摩波椰摩智。以播區娜輸。伽之古
俱等望。阿例椰始儺破務。

宮人は。職員令義解云。婦人仕官者之總號也。とあり。さて其職員は。内侍司。藏司。書司。藥司。兵司。關
司。殿司。掃司。水司。膳司。酒司。縫司の十二司を。宮人職員とせり。これら皆職掌あり。令に見ゆ。○

桑田玖賀媛。和名抄丹波國桑田郡久和桑田これなり。玖賀未詳。記水垣宮段に。日子坐王遣旦波國。
令殺玖賀耳之御笠。と云事あれども。これも詳ならず。さて此人は。此國より貢りし女也。職員令
に。凡諸氏別貢女。皆限年三十以下十三以上。雖非氏女。欲自進仕者。謂氏別貢一人之外。別欲進仕也。其貢采女
者。郡少領以上姉妹。及女形容端正者。皆申中務省奏聞。とあり。令聞書に。女の十三以上。三十已下
の宮仕すへき物を奉るを云なり。と云れたるか如し。○舍人は。左右に親近する者を云。武烈紀に近
侍舍人。顯宗紀に左右舍人などあり。記紀中を檢するに。天皇及皇子等の使ひ玉ふ者の稱にて。言義
は殿侍の義なりと云り。故紀中帳内。官者。兵衛などをよめり。さて雄略紀に大舍人あり。令に左右大
舍人寮。内舍人あり。東宮に舍人監ありて。其下に舍人六百人とあり。別に刀禰と云るありて。なほ雄略
紀大舍人
の下に委しく云るこ
とあり見合すへし。これは右とは異にて。奉公する者の總稱なり。名義もこれは伴之部なるへし。○苦
皇后之妬。記云。大后石之日賣命。甚多嫉妬。故天皇所使之妾者。不得臨宮中。言立者。足母阿賀迦邇
嫉妬。などあり。なほ其他にも見えたり。○棄其盛年。類史に棄を妨に作れり。○即歌曰。類史に。
仍以歌問之曰とあり。○瀾能曾虛赴は。水底經なり。臣の枕詞なり。○於瀾能鳥苦咩鳥。臣之讓女を
なり。記雄略御歌に。美那曾々久。淤美能衰登賣。とあり。美那曾々久は。水底の義なり。上句よりの續は。水底經大身
之魚の意にて。その大身を臣に云かけて轉したるなり。下經魚と云事にて。續けさまこと同じ。これを或人は。
海之魚と係る枕詞なりと云り。それやすらかに聞えたれど。さらば宇瀾能魚とこそ云へけれ。尙按

に。於瀨能鳥は。大身之魚の方なるへし。記清寧段御歌に。意布袁余志。斯毘都久阿麻余。とありて。鮪を大魚と云れば。大身の魚とも云けらし。今鮪の品類を大魚と稱へり。然れば大身の魚とは。古昔鮪を指て云ける名と見るへし。○多例都始難播務。誰將養にて。妻として其一身を養はむとなり。守部云。此御旬能妻とせんとは詔はすして。養はむとしも。○播磨國造は。國造本紀に。針間國造。志賀高穴穗朝御ふは。永く撫育の料を賜はむの。御座坐か故なるへしと云り。世。以稻背入彦命孫伊許自別命。定賜國造とあり。この氏の事既に景行紀に云へり。速待はもしくは。伊許自別の子或は弟なるへし。又本紀に。播磨佐伯直阿俄能胡下に出つ。○瀨能鳥始報は。播磨地名にて。喚潮の義なり。私記に。三日之潮。其流急速。故將速待之。播磨風土記。飾磨郡伊和里條に。大汝命之子。火明命。心行甚強。是以父神患之。欲通棄之。乃到因達神山。遣其子汲水。未還以前。即發船。通去。於是火明命。汲水還來。見船發去。即大瞋怨。仍起風波。追迫其船。於是父神之船。不能進行。遂被打破云々。大汝神謂妻督都比賣。曰。爲通惡子。返遇風波。被太辛苦哉。所以號曰。喚潮とあり。これにて地名なること明らけし。伊簡瀨能鳥音通へり。○破利摩波都摩智。播磨速待なり。○以播磨椰輪。巖令崩なり。椰は椰の誤。巖石自嶺下。潤之時。人何不懼。故將言。悚恐之發語。とあり。萬葉十四。可麻久良乃。美胡之能佐吉能。伊波久奴乃云々。相模風土記云。鎌倉郡見越崎。毎有速浪崩石。人名號伊曾布利。謂振石也云々。この風土記。入江島所著。久保乃寸佐備。中卷。笑神師云。相模風土記曰云々。とあり。土佐日記。いそふりのよする磯にて年月を。いつともわかぬ雪のみそふる。萬葉二十。大王の命かじこみ。伊蘇爾布

理。宇乃波良和多流。父母をおきて。○加之古俱等望。雖可畏なり。○阿例都始難破務。吾將養なり。守部曰。一首の意は。天皇の娶むと所念看て。既に宮姫の列に加へさせ賜ふ嬢子を妻にせんは。令石崩はかり畏れれど。おのれ播磨速待。はやくより大御座を安め奉らむと待つれば。命の隨養ひ侍らむとなりと云り。

即日以玖賀媛賜速待。明日之夕速待詣于玖賀媛之家。而玖賀媛不和。乃強近帷内。時玖賀媛曰。妾之寡婦以終年。何能爲君之妻乎。於是天皇聞之。欲遂速待之志。以玖賀媛副速待。送遣於桑田。則玖賀媛發病死于道中。故於今有玖賀媛之墓也。

詣于玖賀媛之家。通證に。先就婦家者古風也。詳見履中紀。とある如く。古は夫は婦の家に住みたりしなり。故今速待も。玖賀媛を天皇より賜はりしかは。其家に就て娶むと爲しなり。○不和。類史に和を知に作る。されど本の儘にてあるへし。○帷内。木に帷を惟に作るは誤なり。今正せり。○妾之。集解に之を據古本一刪去とあれど。すへて紀中かゝる處に之字を置く例なり。無きは却て非事なり。○送遣。遣字本高校本になし。集解にも爲傍訓撰入一刪とあれど。ありても妨げなし。○發病。薩摩

十七年己丑

本及類史に病發と爲り。○玖賀媛之墓。未だ詳ならず。

十七年。新羅不朝貢。秋九月。遣的臣祖砥田宿禰。小泊瀬造祖賢遺臣。而問闕貢之事。於是新羅人懼之。乃貢獻調絹一千四百六十疋。及種々雜物并八十艘。

賢遺臣は。この時造の尸なりしか。韓國へ御使として罷到りしより。使主とは稱しけん。これを臣と書れたるものならんとの考は。既に云り。○種々を。クサハヒと訓るは。其種ともの多きさまを云辭なるへし。波比は辭なり。○八十艘の事は。既に云つ。神功紀に新羅王常以八十船而調貢とある處に既に云へりき。

二十二年甲午

二十二年春正月。天皇語皇后曰。納八田皇女將爲妃。時皇后不聽。爰天皇歌以乞於皇后曰。于磨臂苦能。多菟屢虛等太氏。于磋由豆流。多由磨菟餓務珥。奈羅陪氏毛餓望。皇后答歌曰。虛呂望虛曾。赴多弊茂。

豫者。磋由廼虛烏。那羅陪務者瀾破。箇辭古者呂箇茂。

不聽。通證に。今云字奈豆久。蓋項衝也。謂二點頭とあり。ウナツルサスは。項衝宥さすの義と云り。○于磨臂苦能。貴人之なり。○多菟屢虛等太氏は。建辭立なり。辭立は體言なり。言を建ると云の義にあらず。萬葉十八。人祖乃立流辭立。人子者。祖名不絶。大君爾。麻都呂布物等。伊比都雅流。十八。世人能。多都流許等太氏。續紀第三詔。此食國天下乎。撫賜比。慈賜事者。辭立不在云々。解云。辭は借字にて事の意なるべし。第七詔十五詔にもみゆ。記仁德段に。言立者足母阿賀迦爾嫉妬。伊勢物語に。正月なればことたつとて。などあり。平常に異りて殊なることをするをいふなり。○于磋由豆流。儲弦なり。神功紀にみゆ。○多由磨菟餓務珥。斷間將續なり。釋紀には由を曳に作れり。○奈羅陪氏毛餓望。並而毛欲得なり。餓望は欲辭なり。通證云。一首意。言天子爲廣嗣。故立妃嬪。猶物部者。蓋欲其接續無間斷也。とあり。又守部云。貴人の言立して云からは。汝を見棄ることはせし。たとへは弓絃の斷たる時。儲弦を以て其斷間を繼如く。汝の居玉はぬほこの。絶間繼のみの事なれば。いかて二人並へてよかことなり。と云り。兩説いつれか可ならむ。○虛呂望虛曾。衣こそなり。○赴多弊茂豫者。二重も善きなり。契冲云。上に虚曾と云ひ。下に豫者と承るは。天智紀にもあり。萬葉集にも多し。古今集以後には見えすと云り。この事は今はたれも知れずは。委しくは云はず。さて上

の衣は。夜床の衣にて。夜床の襲の衣と云ものは。二重かさねて着るも善からめの意なり。○瑳由廬
盧鳥。真夜床をなり。瑳と眞と通へり。本の傍書及中臣本釋紀には。由を用に作れり。○那羅陪務者
瀾波。將並君はなり。○箇辭古者呂箇茂。可畏哉なり。呂は助辭なり。記萬葉等の歌にあまたあり。一
首の意は。衣こそ二重襲て着もよからめ。二妻床を並へて寐むと詔ふ君は。つらくおそろしき御心そ
となり。

天皇又歌曰。於辭氏屢。那珥破能瑳耆能。那羅弭波莽。那羅陪務苦虛層。
曾能古破阿利鷄梅。皇后答歌曰。那菟務始能。警務始能虛呂望。赴多弊
耆氏。箇區瀾夜儂利波。阿珥豫區望阿羅儒。天皇又歌曰。阿佐豆磨能。避
箇能鳥瑳箇鳥。箇多那耆珥。瀾致喻區茂能茂。多愚警氏序豫枳。皇后遂
謂不聽。故默之亦不答言。

於辭氏屢。押照なり。萬葉集に押照。忍照。臨照等の字を用たり。難波と續く意は。久老云。押照和庭
とかふる發語なり。今も船人の言に。庭よき海を。ひかるとも照とも云り。と云り。さる言なるべし。

押は惣といふことなり。萬葉二十。櫻花。伊麻佐可里奈里。難波乃海。於之豆流宮爾。伎許之賣須奈倍。
これは於之豆流と云を以。難波の事として作るなり。なほ集中青丹吉と云ふ發語を以。平城の事とし
て。あをによし國內云々とよめるに同じ。○那珥破能瑳耆能。難波之碇之なり。○那羅弭破莽。並濱
なり。通證に蓋地名とあるか如く。難波の濱の舊名なるへし。○那羅陪務苦虛層。將並とこそなり。
昔は登豆の意なり。○曾能古破阿利鷄梅は。其子者將珥在なり。其子とは八田皇女を指すなり。通證
に。言天生此淑女。爲下與皇后並在上也。と云り。守部云。阿利鷄梅とは。彼御位を譲り給ひし。菟
道太子の御遺言の時より納へきを。今既に身のさだ過るまで納されば。速並ふへきものなるにど。彼
皇女の恨てあらむか心くるし。と詔ふなりと云り。○那菟務始能。夏虫之なり。○警務始能虛呂望。
火虫衣也。久老云。夏虫はこゝは蠶を云。和名抄。蠶奈都古。晚蠶也。又蠶比々流。前内老蠶也。按蠶の
眉にこもれるをさなぎと云。其蝶になれるを比々流と云。又比流とも云。警務始は即比流虫なるへし。
さて衣二重は。さなきのこもる蠶と。比々流の脱と。二重なるをいふなるへしと云り。
て蠶を指玉ふにあらざるか。即三代集中に。飛蠶をも蠶をも。夏虫とよみたる同例なり。さて和名抄に。蠶蠶化。飛虫一也。安利比
々留とある。此比々流と合るに。蠶をも飛虫と云しなるへし。經。未作。蠶を以てなり。比々流と云も。經。未のち。子をひりつくる故に云名
と聞ゆ。なほよく考へしと云り。按に此説はいかゞあらん。糸を經ると。子をひり付ると。兩方に云へきよしなし。一方にこそとくへけれ。
又或人云。ヒムシノ衣は。飛蠶之衣にて。飛蠶とは夏夜燭に飛來て。火を消虫を云。以上學衣と云はん爲の序なり。學はシラフと云ものに
て。毛の如細故に介無之と云。和名抄に蠶を當。式に蠶麻をよめり。和名抄に學。麻屬。白而細者也。和名加真無之。と注せり。此蠶麻にて織た
るを。むしの衣と云り。夫木集十に。たなはたにけふやかすらん野へこと。亂れおるてふむしの衣は。とありて。促織の業に寄たる歌な

り。肥上巻に牟斯夫須麻とあるも。善妻なるを。暖かなる金と云る説は。萬葉に善妻と書る借字に泥みたる説なり。諸説婚婦の袖ふるを引出で。燭燦の翼の美麗なるに譬たと云るも。俗説にて云に足らず。燭燦は淡黒の小虫にて。更に美なることなきは。誰も見ても知れり。と云り

○赴多弊者氏。二重著而なり。前歌を承て云ふ。或人云。上代は泉麻などにて。専衣服を製りけんを。それを二重着るとは。俗に衣物を着飾ると云如く。侈かましき意として。八田皇女の上に擬玉へり。

と云り。○箇區瀾夜儀利波。團八人者なり。箇胡瀾を箇區瀾と云ふ。萬葉集にもあまた見えたり。さて團みとは團遶するもの多きを云。○阿珥豫區望阿羅儒は。豈非善なり。此豈は尋常云とは聊登にして。豈善からめや。善くも非すと。反復して云古言意なり。守部云。阿珥は阿々と云阿の歎息と。何と云言と一に重れる詞なれば。俗に何として。など云何の如し。と云り。萬葉。八百日往。淡之沙毛。吾戀二。豈不益歎。奥島守など。みなこの意なり。一首の意。衣こそ二重を襲ぬるも善れ。しか衣二重を襲ぬるか上に。又團遶するもの八人を並へたらむには。あまりこちたくわつらはしく。豈よき事あらんや。必ずよからじとの意なり。守部云。ひつましく組寐るには。襲の衣一重着て。ぬるこそしたしけれ。事改めて。繭の衣を二重かさねて。煩はしく團みつ。夜床寝するか。何のよき事ならむ。となり。是も二重着てと云に。二重をよそへ給へる上に准へて心得へし。と云り。聊むつかしき説言の様なり。考へし。○阿佐豆腐能。朝妻之なり。朝妻山は葛上郡朝妻村の上方にありと云り。天武紀に朝嬌。本紀また姓氏錄に朝津間とあり。これ皇后の本郷なり。○避箇能鳥瓊箇鳥。朝妻山路。曰比介小坂。と云り。守部云。皇后御本郷葛城長江に。行かよひ玉ふ道の間に在て。恒に越煩ひ玉ふ坂ときこえたり。と云り。○箇多那

者珥は。片泣になり。片とは獨なり。萬葉集に片思を獨念と書り。允恭紀歌に。箇多儼企貳。和餓儼句苑摩。とあり。○瀾致噓區茂能茂は。道行者もなり。○多愚譬氏序豫枳。偶而を善なり。一首の意は。道行人。峻しき山坂を踰んに。必伴を得てこそ。旅の情を慰さまめ。今皇后も皇女と相語給は。其意慰さみ給はひとの意なり。守部云。后のをりく本郷へ通ひ給ふにも。彼朝妻の比介小坂の。峻しき坂路を苦しみて。たゞ獨片泣に泣つまいまさんよりは。假令道行人にても。道連ありて。偶ひたらひこそよからめ。其如くにて。八田皇女と相副てもし玉は。不樂時悲しきをりの。かたらひ朋に宜らんをとなり。と云り。これも一説なり。

日本書紀通釋卷之四十

飯田武郷謹撰

仁德天皇
三十年
壬寅

三十年秋九月乙卯朔乙丑。皇后遊行紀國。到熊野岬。即取其處之御網葉。葉。此云。而還。於是日天皇伺皇后不在。而娶八田皇女。納於宮中。時皇后到難波濟。聞天皇合八田皇女。而大恨之。則其所採御網葉。投於海而不著岸。故時人號散葉之海。曰葉濟也。

乙丑。十一日なり。○紀國。集解本萬葉所引本。詞林采葉に引る等に。紀下伊字あり。補ふへし。○熊野岬。牟婁郡なり。既出。○御網葉。記云。太后爲將豐樂而。於採御網柏。幸行木國。とありて。此冬新嘗の設に採に幸行せるなり。造酒司式。大嘗祭供奉料。三津野柏二十把。日八長女柏四十八把。日十大神宮儀式帳六月祭條。儂畢人別直會酒采女二人侍。御角柏盛人別給。九月祭條同じ。又大神宮式外宮儀式帳に見ゆ。御網三津野御角みな同じ。柏葉に三岐。鋒ありて尖れる故に。三角義をとりて名けたる歟。今神宮にて物を盛るをば。トタラの葉と云ひて。幅二寸二三分。長四寸三四分。其狀三角なる物にあらずと。或人云へり。袖中抄に。三葉柏の義と爲すもまた近し。豊

明に柏を用ふことは。記應神段に。聞看豐明之日。於髮長比賣。令握大御酒柏。賜其太子。仁德段に。將爲豐樂之時。太后自取大御酒柏。賜諸氏々之女等。などあり。貞觀儀式大嘗會儀。及大嘗祭式等に見えたり。柏に酒を受けて飲事は。上古の禮事にして。豐明には必其儀あり。萬葉十九。皇祖神之。遠御代三世波。射布折。酒飲等伊布會。此保實我之波。催馬樂美濃山歌。美乃也萬爾。之々爾於比多留。太萬加之波。止與乃安可利爾。安不加多乃之左。などあり。柏は本一種の樹名にあらず。飲食に用る葉を云ふ。故に此葉を訓て簡始婆と云なり。○於是日。萬葉集に引けるに日字無し。こゝは恐くは行なるへし。○聞天皇合八田皇女。記云。所驅使於水取司。吉備國兒島之仕丁。是退己國。於難波之大渡。遇所後倉人女之船。乃語云。天王者。皆婚八田若郎女。而晝夜戲遊。若太后不聞看此事乎。靜遊幸行。爾其倉人女聞此語言。即追近之。白之狀具如仕丁之言。○葉濟。景行紀に柏濟に作る。上古圖說に。濟は高津海北。難波入江の前の地を云。今此地方に大和田。郷名あり。大濟の名の存れるか。難波渡に今名ありて海なしと云り。記云。太后大恨怒。載其船之御網柏者。悉投棄於海。故號其地。謂御津前也。とあり。圖說に。御津前は。今西天滿より西方の海を謂ふ。葉濟と名異なれども。地は同じかるへし。難波御津。仁賢紀に見え。難波三津之浦。齊明紀にみゆ。古昔難波の船多く此津より發せしこと。萬葉歌に見えたり。又大伴御津とも云。次に出づる大津と同處なりと云り。御と云ひ大と云ふ。共に美稱の自ら地名と成れるなりとあり。

爰天皇不知皇后忿不着岸。親幸大津。待皇后之船。而歌曰。那珥波譬苔。須儒赴泥苔羅齊。許辭那豆瀾。曾能赴尼苔羅齊。於朋瀾赴泥苔禮。時皇后不泊于大津。更引之泝江。自山背迴而向倭。明日天皇遣舍人鳥山。令還皇后。乃歌之曰。夜莽之呂珥。伊辭鷄苔利夜莽。伊辭鷄之鷄。阿餓茂赴兔摩珥。伊辭枳阿波牟伽茂。

親幸の上。祕閣本に故時の二字あり。○那珥波譬苔。難波人なり。○須儒赴泥苔羅齊。鈴船執なり。執とは綱手を執て引を云。私記に鈴舟以鈴飾船也。とあるか如く。上古の舫舟と見えたり。また驛路鈴を懸たる船をも。鈴舟と云る事あり。通證に。或曰鈴船也。行平歌云々。くほのすさひに云。鈴舟の事宗祇云。鈴舟といふ事は。源氏都より淀川の舟にめされて。須磨のうらに下り給ひけるに。驛路の鈴をふねにたてけるなり。鈴舟をよせくる音におとろきて。すまの上野にきくす鳴なり。とあり。今按に。源氏須磨の巻に鈴舟の事なし。また此歌は。千五百番歌合。難部千四百五十五番左願昭歌也。上の句よする音にやさわくらむと有。判者慈圓和尚にて。何の判詞もなし。鈴舟の事は小倉問答に云。鈴舟とは鷹

をつかふ時。鳥などへ鳥をやらじとて。舟に鈴をたて、沖を漕するなりと云々。此説にて顯昭の歌もよく聞ゆるなり。歌林樸楸第二十八云。鈴舟は公家御ありきの時。驛路の鈴を持給ふなり。行平須磨へ下向の時。すゝ舟をよせくるなみに驚て。下是は行平の歌とせられたるか。貞徳も宗祇の説に付ながら。源氏になき事なれば。行平と改て又誤られたり。つひに日本紀通證などにも。此説を載て誤を傳ふなるへし。抑源氏除名せられて。須磨に赴給ひ。行平ことにあたりて須磨に移らる。共に驛鈴を所持せらるへき理なし。驛鈴は數定り有て。これを給は。めいほくある事なり云々。是は太古の飭舟にて別の事なるへし。驛鈴の事は始て孝徳紀に見えたれば。仁徳帝よりは遙に後の事なりと云り。通證の誤を正したる説なれば。かく長々引出たるなり。武徳云。○許辭那豆彌。腰煩なり。記景行段歌。阿佐志怒波良。許辭那豆牟。萬葉十三。夏草乎。腰爾莫積。十九に落雪乎。腰爾奈都美豆云々。腰に至るまで水に没て御舟を引なり。那豆牟とは。すへて速々と行やられす。滞り煩ふなり。○曾能赴尼昔羅齊。其船執らせなり。○於朋瀾赴泥昔禮。大御船執なり。守部云。一首の意は。難波人に。速く其鈴船の綱を執てひけ。腰まで水に入漬りて。その返らむとする船を引とよめよ。やよ大御船の綱手をとりて。岸に引よせよ。なり。御心いらちて詔ふ時の御詞ともそ。萬葉十三。忍照難波の碕に。引のほるあけのそは舟。そは舟に綱とりつけ。ひこつらひありなみすれと。いひつらひありなみすれと。ありなみ得すそ言れにし。わきも。とあるは戀の歌ながら。此御時の状を思ひて。作れる序歌なるべし。信に此時のありさま。

此萬葉の歌にて。目に見ゆるやうにそある。と云れたり。○泝江。記云。泝於堀江。隨河而上。幸山代。とあり。○向倭。倭に行玉はむとするなり。未だ倭國に入立ませるにはあらず。○鳥山。守部云。此使の名を鳥山と云るは。恆に御使を足速に仕へける故に。然る名に負へりしなり。此度も其俊足を撰みて。此使を任玉ひしにそある。と云り。○夜莽之呂珥。伊辭鷄吉利夜莽。於山背。及鳥山なり。伊は發語なり。及は追及なり。雄畧歌に。伊志柯羅阿羅磨志。柯彼能矩盧古磨。萬葉二。追及武。道之限回爾。などあり。○伊辭鷄之鷄。伊及及なり。記に伊斯那伊斯那とあり。○阿餓茂赴兔摩理。我思妻に。記に阿賀波斯豆摩邇とあり。我愛妻なり。○伊辭枳阿波牟伽茂。將及遇。歎もなり。守部云。一首の意は。速く急きて。山城國の内にて追及へよ。鳥山。大和の本郷へ到りなは。歸りにくとなりぬへし。いかて道の間に伊及々々。今は船も遠く行過ぬへければ。よく追付あへむや。心もどなしとなり。と云り。伽茂を。道に欲得の意と。したるは。ひかことなり。又云。此御歌記には。天皇聞看大后自山代。上幸而。使舍人名謂鳥山。人上送御歌。曰。とて。次の二首を隔て下に出たり。然れども贈り給ひし御歌にはあらず。例の入所を認れるなりと云へり。さることなるへし。

皇后不還猶行之。至山背河。而歌曰。兔藝泥赴。椰莽之呂餓波鳥。箇破

能朋利。澆餓能朋例磨。箇波區莽珥。多知瑳箇踰屢。毛毛多羅儒。椰素麼能紀波。於朋耆瀾呂箇茂。即越那羅山。望葛城。歌之曰。菟藝泥赴。椰莽之呂餓波烏。瀾椰能朋利。和餓能朋例麼。阿烏珥豫辭。儼羅烏輸疑。烏陀氏。夜莽苔烏輸疑。和餓瀾餓朋辭區珥波。箇豆羅紀多伽瀾椰。和藝弊能阿多利。更還山背。興宮室於箇城岡南。而居之。

皇后不還猶行之云々。守部云。皇后不還は。還る御心なくての意なり。烏山か追及て申せとももの意にはあらず。さて至山背河とあれと。此はいまた其日のほととの事にて。淀河にての御歌なるよし。歌の條に云へし。と云り。○山背河。又云。山城風土記云。賀茂建角身命云々。至山城岡田之賀茂。隨山代河。下坐葛野河與賀茂河。所會至坐。と云り。依之淀より上にて。木津川と同流なり。今の木津川は古の泉川なり。されど其は上の相樂郡の邊にての名にして。山代河と云は。其下の綴喜郡久世郡などを経る間の名とそおほしき。と云り。○歌曰。記云。即不入坐宮。而引避其御船。泝於堀江。而。上幸山代。此時歌曰。とあり。堀江は難波堀江にして。即大坂大河なること既に云り。○兔藝泥赴。

記傳云。繼苗生なり。那閉を切て泥と云。繼苗とは山の樹を伐取たる跡に。又繼て樹を生し立む料に。植る苗を云。生は其苗を豫て蒔生し設け置く地なり。さて山の樹の繼苗を生する地を。山代と云なるへしと云へる。さることなり。萬葉古義云。但し繼苗と云言。他に見えたる例なければ。なほ臆度の難は通れかたからんか。されは一説には備へおくへし。必あたれりとは云かたし。故今余も試に云へし。つフギキはフギと約れり。續とは續き連れるよしなり。木根は祝詞古今集などにもある木根にて。たゞ木のことなり。生は原と云ふに同じ。さて山代とは。代は苗代網代の代にて。樹林の邊ありて。一藤取園みたるを云言なり。されは連續きたる木原の山代とは云にや。其を山代と云は。なほ繼苗を苗代といふか如し。古は村を伐るを山と云ふ。故に其苗を植る地を山代と云なり。萬葉集に山代を開木代と書く。これ其義なり。按に代とはすへて。其場所と領知おける所を云。苗代網代もこれなり。萬葉に開木代と書るも。山は木を伐りひらく場所なればなり。萬葉十三に次嶺經山背道とあるは。もとより借字なり。と云り。○椰莽之呂餓波烏は。山城川を云なり。○箇破能朋利。川上なり。江に泝のほりて。山城川へとのほるなり。○澆餓能朋例磨。我上者なり。○箇波區莽珥。河隈になり。河隈とは河の曲り隠れる所を云。○多知瑳箇踰屢。立榮ゆるなり。○毛毛多羅儒。百不足なり。八十の發語。○椰素麼能紀波。八十葉樹にて。一種の樹を指すに非ず。枝葉の繁茂せる樹をいふなり。通證には八楓稜也。入者謂多也。といひ。この樹の事は。神武紀の御歌解に委しく云り。守部は箭楓稜木の義としたり。この樹漢名鬼前とも云るに據られたるなり。なほよく考へし。○於朋耆瀾呂箇茂。大君歎なり。呂は助語なり。一首の意。守部云。嫉きまゝに背き來て。山城川へと川上りに。吾上りつゝ見れば。いと戀まざる心より。堤の隈に立榮ゆる箭楓稜木も。大君歎と見ゆるよとなり。是眞實の人情にて。嫉きはかりに其君

をおほす御心より。心いられにふと背き來玉へども。ありしより勝に戀しき増りて。御面影の御目のあたりを。立離れぬ御心持にて。かくは詔ひしなり。若今世の人ならましかは。かゝる時からは。惜けなる事いひなましを。古の人情はかくこそ有けめ。彼伊弉册尊いたく忿坐ける時にも。愛我那勢命爲如此者。とやうに詔ひしを始め。凡中古の末までの書に。夫婦離別の後も其人を惡さまに云なせる事。をさく見えず。况や君臣の間をや。是も皇國の美事にそなへつへき一そかじと云り。記の御歌にては。五句以下聊異なればこゝに擧ぐ。都藝泥布。夜麻志呂賀波袁。迦波能煩理。和賀能煩禮婆。迦波能倍通。淤斐陀豆流。佐斯夫袁。佐斯夫能紀。斯賀斯多通。淤斐陀豆流。波毘呂由都麻都婆岐。斯賀波那能。豆理伊麻斯。芝賀波能。比呂理伊麻須波。淤富岐美呂迦母。とあり。大意は右に同じ。○即越那羅山望葛城。記云。即自山代廻到。坐那良山口。歌曰。とあり。那羅山は山城相樂郡より。大和國添上郡奈良を越ゆく道にて。所謂奈良坂なり。記に山口と云は。奈良の方より上る山口なり。○瀨都能朋利は。宮上なり。難波宮を過て沂上るなり。賀茂翁は。瀨都は水脈なり。瀨都を又瀨與とも云と云り。守部云。今按に此宮は難波宮にもあらず。筒城宮にもあらず。十句目の箇豆羅紀多伽瀨都の。瀨都といふ地名を指て詔ひたるなり。其は此皇后の御本郷なるからに。平日本家に幸すに。高宮の高を省きて。宮のみ詔ひ馴たる故にそある。常に云ふ事は自然に省る事。今世にて尾張熱田宮宿をも。たゞ宮とのみいひ。下野國宇都宮宿をも。たゞ宮とのみ云。近江の高宮をも。其あたりにては。たゞ宮とのみ云か

如しと云り。いかゞあらむ。○和能能朋例摩。我上ればなり。○阿鳥瑯豫辭。青丹よしなり。豫は呼出言。辭は助辭。眞菅よし玉藻よしなどの類にて。此は那羅と言む枕詞なり。袖中鈔に。昔奈良坂に青土あり。取て畫家の丹に用どあり。按に青土は眉を畫く料なり。和珉坂に出つ。記の應神天皇の御歌に見えたり。和邇坂は奈良山に近し。奈良にも良品を出しならん。賦役令。青土一合五勺。令集解云。青土者。石取。其中也。所用尙如。彩色。自能登國。進也。なとも見えたり。また守部説に。青は軽く見へし。たゞ土を平均と係れるを。五言の句に爲んとて添たる語なり。其は天地玄黃と云やうに。土は赤き白きもあるなれど。此大地の色を打まかせて云時は。青きによりたる故に。軽く添たるなり。かく見る時は。萬葉五に阿乎爾與斯。久奴知許等其等。美世摩斯母乃乎。とよみたるも。土より國と係たるなれば。疑もあらぬにやと云り。なほ考へし。○離羅鳥輪疑は。過奈良なり。○鳥陀氏。小橋なり。私記曰。師説小橋也。言倭國之山如立小橋也。とあり。堀氏藏寫本に。小字なし。記應神御歌に宇斯呂傳波。袁陀氏呂迦母。これ小橋の例なり。さて記には此句袁陀氏夜麻とあり。守部云。今本鳥陀氏との多苑。師説小橋立也。倭國之山如立小橋也。とあるに。按て補ひつと云れど。さる本あることなし。從ひかたし。神武紀に青山四周。また日本武尊御歌に。阿鳥伽枳夜摩許莽例屢。夜摩若之千漏破試。とあるこれなり。○夜莽若鳥輪疑。倭を過なり。古昔倭國と稱するは。今の大和一國を分割して。或は倭國といひ。或は葛城國と云て。共に其國造を定め賜へること。首卷又神武紀に云り。今こゝに夜莽若と指せるものも。又今の一國を云にあらず。城下郡なる大和郷を指せるにもあらず。なほ泛く上古に呼ぶところの名稱を斥せるなり。守部か。此は高市郡輕の明宮地を指たまへるなるへし。古くは倭國の内にも。皇都を指て。取分夜莽若

と云る例多かり。と云れ。さて過とは記傳に。其地を過往くにはあらず。吾が見かほし國者。那羅また倭を過
 たる。これもあしからず。さて過とは記傳に。其地を過往くにはあらず。吾が見かほし國者。那羅また倭を過
 て往くへき葛城の義にて。阿烏珥豫辭以下の四句は。區珥波の下に移して味ふへし。と云れたるか如
 し。○和鉄瀾餓朋辭區珥波。吾欲見國者なり。顯宗紀に。野麻登陸備。彌我保指母能波。萬葉にもあま
 た見えたり。○箇豆羅紀多伽瀾椰。葛城高宮なり。和名抄大和國葛上郡高宮多加美也。釋紀に引る土
 左風土記に。高賀茂社を。高野天皇寶字八年。從五位上高賀茂朝臣田守等奏而。奉迎鎮於葛城山東下
 高宮岡上。と云事見えたり。○和藝弊能阿多利。吾家之邊なり。萬葉集にもみえたり。さて吾家とは
 皇后の本郷を云。さてかく詔ふは。皇后天皇を背きて。難波宮をすき。山城川を沂り。進みて歸るへ
 き所なく。ひたふるに本郷に返らまくおもほして。奈良を越え。遙に葛城を望みて。かくは述べたまふ
 なり。守部云。此御歌の意。前文の望葛城とあるに依ときは。山背河より高宮へと。宮上りに吾か
 上り來て。此奈良坂より見わたせば。吾行見まほしき本郷は。また此處より奈良地を過。倭を過きて。
 遙か彼方なる葛城の高宮なること云意と聞ゆるやうなり。又下の武烈段なる影媛の歌。萬葉十三にも。
 此體の歌二三首あるを合せ考るに。何れも事の切なる時。道の勞を云る。上代の一體と見えたり。其
 等と合するに。今此御歌もたゞ見わたし玉ふのみにはあらず。と云れたる。さる事なるへし。○更還
 山背。皇后本郷に歸らんとおもほしよかとも。義に於て不可。依て更に自那羅山背に引かへし給ふ
 なり。○興宮室於筒城岡南而居之。記云。如此歌而。還暫入坐筒木韓人名奴理能美之家也。とあり。筒

城は和名抄山城國綴喜郡豆々岐。綴喜郷豆々木。今普賢寺庄に十村あり。此古の綴喜郡なりと云り。繼
 體紀五年十月。遷都山背筒城。萬葉十。空見津。倭國。青丹吉寧樂山越而。山代之。管木之原。とあり。奴
 里能美は。韓人の歸化して其地に住めるものなり。姓氏錄左京諸蕃。調連。水海連同祖。百濟國努理使。主
 之後也。譽田天皇應神御世歸化云々。又民首。調曰佐。伊部造等。みな其裔なり。蓋奴理能美。宮室を己
 家の傍に構造りて。假令皇后を坐せまつりしなり。

冬十月甲申朔。遣的臣祖口持臣。喚皇后。爰口持臣至筒城
 宮。雖謁皇后而默而不答。時口持臣沾雪雨。以經日夜。伏于皇后
 殿前而不避。於是口持臣之妹國依媛。仕于皇后。適是時。侍皇后之
 側。見其兄沾雨。而流涕之歌曰。椰莽辭呂能。菟菟紀能瀾椰珥。茂能莽
 烏輪。和餓齊烏瀾例麼。那瀾多愚摩辭茂。時皇后謂國依媛曰。何爾泣
 之。對言。今伏庭請謁者。妾兄也。沾雨不避。猶伏將謁。是以泣悲耳。
 時皇后謂之曰。告汝兄。令速還。吾遂不返焉。口持臣則返之。復奏于天

皇。

遺的臣祖云々。記云。續遺九運臣口子。歌曰。美母呂能。曾能多迦紀那流。意富章古賀波良。意富章古賀波良。阿流。岐毛牟加布。許々。呂袁陀迦。阿比波母波受阿良牟。又歌曰。都藝泥布。夜麻志呂賣能。許久波母知。宇知斯波富泥。泥志漏能。斯漏多陀牟岐。麻迦受那婆許會。斯良受登母伊波米。とあり。此紀には此二首の御歌なし。さて鳥山を遣じも。此紀にては九月の事なり。記とは別時なるへし。○一云。和珥臣祖口子。これ記と同じ。さて口持といひ口子と云るは。守部云。右の大御歌を口授し玉ふまゝに。口に持て御許にまゐりし故に。名に負たるを。後に其名を以語り傳たるなり。と云り。○默之。本に默を點に誤れり。今正せり。小寺本には點に作る。さる本他に見あたらす。○雪雨。集解に雨雪に改めたり。十月の朔ころ。雪はいかゝあらん。記傳には雪は零の誤なるべしと云り。○伏于皇后殿前而不避。記に上の歌のつゞきに。口子臣白。此御歌之時。大雨。爾不避其雨。參伏前。殿戸一者。違出。後戸。參伏後。殿戸一者。違出。前戸。爾匍匐進赴。跪于庭中。一時。水潦至腰。其臣服著。紅紐。青摺衣。故水潦拂。紅紐。青皆變。紅色。とあり。○國依媛仕于皇后云々。記云。爾口子臣之妹口日賣。仕奉。大后。故是口日賣歌曰。とあり。右の守部説に據ていはく。國依媛は本よりの名にて。口日賣は口子臣と一義の名なるへし。○椰莽辭呂能。山背之なり。○菟々紀能淵椰珥。筒城宮になり。○茂能莽鳥輪。

物申なり。次に出たる請謁の義なり。萬葉十六。石麻呂爾。吾物申云々。古今集に。打渡す遠方人に物申すわれ。これらは意聊輕し。○和饑齊鳥淵例麼。見吾兄一者なり。記には阿賀勢能岐美波とあり。○那彌多愚摩辭茂。涙萌しもなり。萬葉三に。與妹來之。敏馬能崎乎。還左爾。獨而見者。涕具末之毛。記傳云。契冲云。涙久牟。葦の角具牟など云類は。萌す意なりと云り。具牟を具麻志と云類は。直に指。着ては云すして。其狀を緩やかに云辭なり。○口持臣則返。本に臣字なし。今考本に據る。○復奏。北野本に奏を命に作れり。

十一月甲寅朔庚申。天皇浮江。幸山背。時桑枝。水而流之。天皇視。桑枝。歌之曰。兔怒磋破赴。以破能臂謎餓。飫朋呂伽珥。枳許磋怒。于羅愚破能紀。豫屢麻志枳。箇破能區莽愚莽。豫呂朋臂喻玖伽茂。于羅愚破能紀。

庚申。七日なり。○浮江。堀江より淀川に浜坐るなり。○泓水。泓本に江に誤れり。今薩摩本釋紀等に依て改む。○兔怒磋破赴。緒石多延か。岩にかゝれる枕詞なり。又佐は助語か。古緒石をツナともツタとも云たれはなり。萬六に石綱とあるも。契冲か石緒石なりと云るを思合すへし。守部は。薦差延なり。差を磋とのみ云は。狹經月と云も差經月の意。高部左渡と云も。差渡を云るが如し。さて

後に索綱出來て。こなたは蔓名の綱に轉れるにそあると云り。○以破能臂謎餓。磐之媛之なり。○飯
 朋呂伽珥。本に朋を明に誤る。今正せり。守部云。大等かにて。平らかにと云むか如し。諸鈔わろし。
 萬葉二。天數凡津子之。相日。於保爾見敷者。今叙悔。此初二句のつゞき。又四句の於保も。此の飯朋
 呂伽と。本は同言ながら。凡の意に用たり。又六に。大夫之。去跡云道會。凡可爾。念而行勿。二十。
 安多良之伎。吉用伎會乃名會。於煩呂加爾。已許呂於母比豆云々。とよめる。跡かにの意に用たり。そも
 同言にして。如此大らかの意にも。凡會の意にも。跡かの意にも云はいかにと云に。譬は物によ
 りて。あまり勵しきに過たりと思ふかたより。おほろかにせよ。おほにせよと云時。大らかにせよと
 云意になるなり。又心して。きはやかになれかと思ふ方より云ときは。凡そにすなと云意になるな
 り。また此事は。慎みて怠らせしとおもふ方より云ときは。疎かにすなと云意になるなり。此は皇后
 のあまり烈しくすけなく。物し給へるに對ひて詔へる處なれば。穩しく大らかにもきこさぬよとの意
 になれるなり。諸注此意を辨へずして。萬葉と一に説るは。なか／＼に人惑せなりと云へり。然るへ
 し。○枳許瑳怒。不聽なり。大らかに詔はぬと云ふか如し。枳許瑳怒は敬語なり。記此段八田若郎女
 御歌に。意富岐美斯。與斯登岐許佐婆。萬葉二十。和我勢故之。可久志伎許散婆。十三。莫寢等。母寸巨
 勢友。などあり。○于羅愚破能紀。末桑之木にて。枝の事なり。契冲云。末を字良と云へは。則此桑
 木末枝なりと云り。按に。表の心は右の如し。さて其末桑に裏強を兼たるなり。愚破と許破と通へり。

皇后天皇の御言を聞召し入れす。心裏強にまし坐を。下に含みてのたまへるものごきこえたり。心強
 は。竹取物語に心強きものにてなともあり。今俗に情強と云る是なり。○豫屬麻志枳。不可寄の意
 なり。思寄らすと云か如し。○箇破能區并愚莽は。河之隈々なり。○豫呂朋譬喻玖伽茂は。徒倚行哉
 なり。徒倚神代紀に見ゆ。○于羅愚破能紀。前の如し。一首の意は。磐之媛かあまりゆるしなく。心
 強くて。かはかりの事を。大らかにものし玉はぬかな。其心強に言通へる。末桑の枝の流れゆく如く。
 我も思ひよるましき河の隈々を。徒倚ひ行かなとなり。久老か。御身のさまを。桑のよろほひ流
 れゆくに。譬へさせ給ふなり。と云るはよろし。

明日乘輿詣于筒城宮。喚皇后。皇后不肯參見。時天皇歌曰。菟藝泥
 赴。椰摩之呂謎能。許久波茂知。于智辭於朋泥。佐和佐和珥。儼俄伊弊劑
 虛曾。于知和多須。那餓波曳儼須。企以利摩韋區例。

不肯參見。本に肯字脱せり。今北野本中臣本薩摩本。及私記に據て補ふ。○天皇歌曰。記云。天皇御下
 立其大后所。坐殿戶。歌曰。○椰摩之呂謎能。山背女之なり。萬葉に大和女河内女などある類なり。○
 許玖波茂知。木鐙持なり。和名抄調度部。兼名苑云。整字亦作鐙。和名久波。一名鐙。○儼俄伊弊劑
 以。整字亦作鐙。和名抄調度部。兼名苑云。整字亦作鐙。和名久波。一名鐙。○儼俄伊弊劑
 爲。久波。一者誤。と云り。鐙も又須機なるよし。同書に云り。説文曰。鐙大鐙也。和名同上。口誤なるよし。これも案注に委し。

鐵を用ずして作れるを木鏝と云が。今もあるものなり。○于智辭於朋泥は。打大根なり。打とは鏝を以て地を掘るなり。畠を作るを畠打と云これなり。其さま地を打つ如くなればなり。於朋泥は。和名抄爾雅集注云。菑根正白而可食之。和名於保根。俗用大根二字。○佐和佐和珥。清々になり。私記に左和夜加爾也と云り。大根は色も味も。其清潔なるか故なり。さてそれを喧擾く意に轉し云るなり。佐和佐和とおなじ。記の神代に。口大之尾翼鱸。佐和々々邇控依騰而云々。此喧擾く意なり。萬葉四に疾左調。十四に左惠々々。み皇后の嫉妬み言して。喧擾き玉へるに喩へたるなり。○饑餓伊弊劑虛會。汝之言爲こそなり。虛會は辭なり。伊弊劑虛會は。言爲れはこそその意。婆を省くは古歌の常なり。○于知和多須は。打渡なり。見渡すと云に同じ。萬葉四。打渡。竹田原。古今集に打渡。遠方人。など皆同じ。○那餓波曳饑須。記傳云。那は耶誤なり。記に夜賀波延那須とあり。如彌木榮なり。式祝詞に伊加志夜具波江如久云々の夜具波江と同じ。樹木の彌生に茂榮ゆるなり。林といひ波延と云も榮の意なり。遠江國にて今孫枝の生茂るを。耶基波曳と云へり。一首の意は。天皇道の程にて見そなはしたる樹木の茂榮を以。齒簿供奉の人等の。盛大なる行程ともに譬へさせ玉へるなり。守部の説は。次に擊く。○企以利摩章區例。來入參來なり。萬葉に安禮婆麻爲許牟とあり。守部云。如此詔ふは。はじめの鳥山より。次は此度の行幸まで。追々に參り來る人の繁事を譬へさせ玉ふなり。一首の意は。道すから見し山城女の。小鍬以て打て掘し。大根の清潔なるか如く。是まで序なり。喧擾しく嫉妬み言せればこそ。彼見わたす道に。生繁る耶餓波曳

の如く。追々に人も朕も繁く參來れ。それに心つよく見え玉はぬよご。恨せ玉ふよじなりと云り。

亦歌曰。菟藝泥赴。夜莽之呂謎能。許玖波茂知。于智辭於朋泥。泥土漏能。辭漏多娜武枳。摩箇儒鷄麼虛會。辭羅儒等茂伊波梅。時皇后令奏言。陛下納八田皇女爲妃。其不欲副皇女而爲后。遂不奉見。乃車駕還宮。天皇於是恨皇后大忿。而猶有戀思。

亦歌曰。記に此御歌を以。先是九邇口子臣を遣す時に。唱ふる御歌と爲り。此と異り。○泥土漏能。本に漏を滿に誤。今改む。根白之なり。菑根之白きを云るなり。下句を起す。○辭漏多娜武枳。白腕なり。記の沼河比賣歌に。多久豆怒能。斯路伎多陀牟伎。○摩箇儒鷄麼虛會。不經者こそなり。鷄麼は鷄羅麼なり。良を省くは古言例なり。皇后の手を枕て寝ることあらさらはなり。○辭羅儒等茂伊波梅。不知とも將言なり。不知とはなほ不聽と云か如し。一首の意は。今までに汝の手を纏て寝しことの無くはこそ。然つれなく不聽とも詔はめ。既に年來夫婦の睦みをなしたる中なれば。縦や聊かの恨ますとも。今更然はあるまじき物をと詔ふなり。○車駕還宮。宮を本にトツミヤと訓るは非なり。登津美夜は離宮なり。さて記には順序すこしき異りありて。彼口日賣の歌の次に。於是口子臣。亦其妹口比賣。及奴

三十一年
癸卯

理能美三人議而令奏天皇云。大后幸行所以者。奴理能美之所養虫。一度爲芻虫。一度爲殺。一度爲飛鳥。有變三色之奇虫。看行此虫而入坐耳。更無異心。如此奏時。天皇詔。然者吾思可異。故欲見行。自大宮上幸行。入坐奴理能美之家。時其奴理能美己所養之三種虫。獻於大后。爾天皇御立其大后所坐殿戶。歌曰。都藝泥布。夜麻斯呂賣能。許久波母知。宇知斯意富泥。佐和佐和爾。那賀伊弊制許會。宇知和多須。夜賀波延那須。岐伊理摩章久禮。此天皇與大后所歌之六歌者。志都歌之返歌也。とあり。

三十一年春正月癸丑朔丁卯。立大兄去來穗別尊爲皇太子。

丁卯は十五日なり。○爲皇太子。履中紀に時年十五とあり。そこに云へし。

三十五年
丁未

三十五年夏六月。皇后磐之媛命薨於筒城宮。

三十七年
己酉

三十七年冬十一月甲戌朔乙酉葬皇后於那羅山。

乙酉。十二日なり。○那羅山。諸陵式。平城坂上墓。磐之媛命。在大和國添上郡。兆域東西一町。南北一町。無守戸。令楯列池上陵戸兼守とあり。さて此御墓は起昇寺郷常福寺管内にありて。字比志夜氣山と云り。或説に。枕草子に鶯陵とあるは。この御墓なり。鶯山の頂にありとあるは地たかへり。

三十八年
庚戌

三十八年春正月癸酉朔戊寅。立八田皇女爲皇后。

戊寅は六日なり。○立八田皇女。記云。爲八田若郎女之御名代。定八田部也。天孫本紀に。矢田皇女。難波高津宮御宇天皇立爲皇后。而不生皇子之時。詔侍臣大別連公。爲皇代。后號爲氏。便爲氏。造。改賜矢田部連公姓とあり。八田皇女は。物部連氏の女の出にして。大別連は其弟たるか故に。八田部を掌らしめしなり。九世物部多遲麻連公の子。神物部山無媛。連公。これ皇妃なり。其弟大別連公とあり。又姓氏錄にも見えたり。和名抄攝津國八田部郡八部郷也多部。

秋七月。天皇與皇后居高臺而避暑。時每夜自兔餓野有聞鹿鳴。其聲寥亮而悲之。共起可憐之情。及月盡以鹿鳴不聆。爰天皇語皇后曰。當是夕而鹿不鳴。其何由焉。明日猪名縣佐伯部獻苞苴。天皇令膳夫以問曰。其苞苴何物也。對言。牡鹿也。問之何處鹿也。曰。兔餓野。時天皇以爲。是苞苴者必其鳴鹿也。因謂皇后曰。朕比有懷抱。聞鹿聲而

慰之。今推佐伯部獲鹿之日夜及山野。即當鳴鹿。其人雖不知朕之愛。以適逢獵獲。猶不得已而有恨。故佐伯部不欲近於皇居。乃令有司移鄉于安藝淳田。此今淳田佐伯部之祖也。

兎餓野は。攝津國八田郡なり。已に神功紀に出。思ふに此時天皇々后々もに。攝津國八田郡に坐々て。其處の近きあたりなる。兎餓野の鹿鳴を聞玉ひしなるへし。八田郡は。皇后御名代の地なれば。よしある處なり。また攝津志に。兎餓野。北至天滿北野。南至京橋町平野町。之德名。座座社記。作都下。又名渡邊。とあり。座座社古文書に。元暦元年の寄進狀あり。都下國造常親とあり。これを兎餓野と云ことも。古き地圖などにも見えたり。されどなほ下に引く攝津國風土記によるに。ことなる八田郡の方なり。大宮にて鹿鳴の國。○猪名縣。和名抄攝津國河邊郡爲奈野。また三代實錄にも見えたり。住吉神代記に。爲奈河の名義を。河邊昔居山直阿我奈賀。因號阿我奈賀川。今謂爲奈川。就説とあり。此に因れば川より出たる地名と見えたり。されどこれは聊疑し。攝津志。河邊郡爲奈郷方廢。稻寺村存。又云。猪名寺村。或爲那都比古神社入豐島郡とあり。○佐伯部。景行紀に見ゆ。集解云。按佐伯是日本武尊所俘蝦夷之裔。散在于此。若蝦夷爲人好獵。故其裔爲虞人。又云。播磨與攝津。接界。蓋此則播磨佐伯部之族と云り。○苞苴。訓オホムへは。オホニへの轉訛なり。この事既出。○牡鹿。倭名抄毛群部。陸詞切韻云。鹿賀。集注云。仁德紀同訓。本居氏曰。鹿訓加爲正。萬葉集單用鹿字。者皆宜訓。如今本訓志加。則其獸句皆不調。其宜訓志加。

者。用牡鹿字。則知志加當是謂牡鹿。非牡社。惣稱。後俗亦謂加乃之々。不謂志加乃之々。とあり。○適逢。類史逢を迎とあり。○彌獲。通證云。射得也。附雅。秋獵爲彌。又殺也。とあり。類史に彌を遊に作るは。中々にわろし。○皇居。本に居を後に誤る。薩摩本考本類史。一本等による。本の訓に據ても。后は誤なること知らる。○安藝淳田。和名抄安藝國沼田郡沼田。○淳田佐伯部。又云。安藝國佐伯郡。景行紀。安藝佐伯部之祖。とあるこれなり。

俗曰。昔有一人。往兎餓宿于野中。時一鹿臥傍。將及鷄鳴。牡鹿謂牝鹿曰。吾今夜夢之。白霜多降之。覆我身。是何祥焉。牝鹿答曰。汝之出行。必爲人見射而死。即以白鹽塗其身。如霜素之應也。時宿人心裏異之。未及味爽。有獵人以射牡鹿而殺。是以時人諺曰。鳴牡鹿矣。隨相夢也。

將及雞鳴。本に及を又に誤れり。今薩摩本考本。及通證に據て正せり。○牡鹿。倭名抄毛群部。爾雅乘注云。牡鹿曰。覆音家。牝鹿米賀。集注云。按仁德紀。牡鹿。訓女之加。者恐非古。と云り。○白鹽。倭名抄飲食部。白鹽。陶隱居曰。白鹽人常所食也。阿和之保。とある是なり。○鳴牡鹿矣隨相夢也。釋紀に攝津國風土記を引て曰。雄伴

郡有夢野。父老相傳云。昔者刀我野有牡鹿。其嫡牝鹿居此野。其妾牝鹿居淡路國野島。彼牡鹿屢往野島。與妾相愛無比。既而牡鹿來宿嫡所。明日牡鹿語其嫡云。今夜夢。吾背爾雪零於利止見支。又曰。須々紀草生多利止見支。此夢何祥。其嫡惡。夫復向妾所可往。乃詐相之曰。背上生草者。矢射背上之祥。又雪零者。白鹽塗肉之祥。汝渡淡路野島者。必遇船人。射死海中。謹勿復往。其牡鹿不勝感戀。復渡野島。海中遇逢行船。終爲射死。故名此野曰夢野。俗說云。刀我野爾立留眞牡鹿母。夢相乃麻麻爾。とあり。この文神社考六にも引り。文少異なり。其一二をいはず。嫡牝鹿の嫡を嫡とあり。宿嫡所の嫡も其嫡も同じ。雪を霜に作る。俗説を俗説。麻々爾を麻爾麻爾に作れるなどなり。また下河邊長流か増原林良村夢野下に。津國風土記云とて。假名文にして引きたり。相夢と云事は。夢の相方によりて。善く合はすれば其身の幸となり。また凶く合すれば不幸となる。古よりありし事と見えたり。中古にはもとも多し。漢土にも。南唐近事に圓夢と見えたり。和訓栞に云り。こゝの該は。人はもとよりにて。牡鹿の上にも。夢相と云事あれば。夢相せむわさは。凡にすへからすとの語なり。山家集。夜を寝すねさめにさくそあはれなる。夢野の鹿もかくや鳴らん。夫木集。おのか身に置置ゆめやみえつらむ。心ほそけに鹿うなくなる。又あはせてはいむといふらむうは玉の。ゆめのかのもしかのもろこまになく。

四十年壬子

四十年春三月。納雌鳥皇女。欲爲妃。以準別皇子爲媒。時準別皇子密親娶。而久之不復命。於是天皇不知有夫。而親臨雌鳥皇女之殿。時爲皇女織織女人等歌之曰。比佐加多能。阿梅箇儼麼多。謎廼利餓。於

瑠箇儼麼多。波椰步佐和氣能。彌於須譬鷺泥。

一月。北野本薩摩本及釋紀二月に作る。○準別皇子。應神紀に準總別皇子に作れり。○皇女之殿。和名抄居處部。寢殿。四聲字苑云。寢。福代。方言要目云。與止乃。備注。按伊呂波字類抄。不載。與止乃之訓。垂仁紀。雄略紀。皇女。又兼氏物類抄。とあり。また後撰集。欽明紀。内膳。聖皇記。高葉集。仁德紀。應中紀。室。皇極紀。内膳。與止乃。亦有與止乃。にも見ゆ。○時爲皇女。本に爲を脱せり。今北野本考本及釋紀等に據て補ふ。○比佐箇多能。高葉に久堅久方。續後紀に孤葛などある。みな借字なり。言義は日放方なり。このこと既に神代紀下照姬歌の處に云り。天の發語なるか。後には轉してたゞに天の事にも云り。○阿梅箇儼麼多。天金機なり。私記云。昔飾機以金鏤。取鳴聲織也。とあり。守部云。波多是本緒幅など同意にて。巾ある物を云名なりつれば。布帛の類の總名とはなれるなり。此は箇儼麼多とあれば。服にはあらず。機なるか如し。機字は。俗云飾米のて。うつかひを以てなり。と云り。○謎廼利餓。雌鳥之なり。○於瑠箇儼麼多。織金機なり。記云。女鳥王坐機而織服。とあり。此と異なり。○波椰步佐和氣能。準別之なり。○彌於須譬鷺泥。御襲衣料なり。襲衣は。記景行段に於意須比之彌。著二月經。高葉三。手弱女之。押日取懸。外宮儀式帳。木綿手次前垂懸。天押日蒙。大神宮式裝束東帛意須比八條。度會宮忍比四條。などあり。頭より被りて衣裳を掩ふものにて。後世婦人の被衣のことし。もとは婦人の服なれども。男子も

亦服せしこと。記に八千矛神の。游須比遠母。伊麻陀登加泥婆の御歌あり。面貌を覆ひて。隠れ忍ぶ料の衣なるか故に。今隼別命も。これを服たまへるなり。餓泥は豫て其料に設くる意。物語などに后賀泥塔賀泥など云か如し。一首の意は。守部云。あな畏こ。天皇娶んとおもほして。行幸したまへと。今雌鳥の皇女の。われらに織しめたまへる。此美しき金機は。隼別の忍ひて通はず御襲の料なれば。是にて密に婚たまへるほどを察らせ給へと。よそながら諂へるなり。故後文に。爰天皇知隼別皇子密婚而恨之とあり。さて此歌記には。天皇幸女鳥之所坐云々。於是女鳥王坐機而織服。爾天皇歌曰。賣籽理能。和賀意富岐美能。淤呂須波多。他賀多泥呂迦母。女鳥王答歌曰。多迦由久夜。波夜夫佐和氣能。美淤須比賀泥と。二首の唱和とせり。自如此答へ奉らむことあるへしともおほえす。と云り。

爰天皇知隼別皇子密婚而恨之。然重皇后之言亦敦干支之義而忍之勿罪。俄而隼別皇子枕皇女之膝以臥。乃語之曰。孰捷鷓鴣與隼焉。曰隼捷也。乃皇子曰。是我所先也。天皇聞是言更亦起恨。時隼別皇子之舍人等歌曰。破夜步佐破。阿梅珥能朋利。等弭箇慨梨。伊菟岐餓字倍能。娑并岐等羅佐泥。

干支之義。本に干を子に作るは誤なり。今北野本に據て改む。さて干支とは幹枝の省文なるへし。幹は本幹。支は枝葉の義にて。親族に配當せるなり。また舒明紀に見えたり。○膝。本に膝に誤る。今正せり。○舍人等歌曰。守部云。孰捷鷓鴣與隼とは。鳥名に准へて問玉へる詞なり。此密言を天皇の傳へ問玉へるは。既に事顯れたるなれば。皇子の御身も危かりなんとして。從へる舍人等か。さらは事企てたまへとて。進めよめる歌なり。○破夜步佐破。隼者なり。和名抄。斐務齊切韻云。鶺鴒鷹屬也。隼和名鶺鴒也。大名祝鳩とあり。新撰字鏡に鶺鴒同訓。鶺鴒鶺鴒晨風鳥みな同訓なり。守部云。此鳥鷹の種屬の中にも。殊に猛速きものなれば。名義は速翅の約れるなるへし。萬葉三。鳥總立足柄山爾。とつづけたる枕詞も。飛翅立の約れるなればなり。と云り。○阿梅珥能朋利。登天なり。通證に寄登天位之意とあり。○等弭箇慨梨。弭本に珥に誤る。今正せり。飛翔なり。○伊菟岐餓字倍能。五十槻之上之なり。五百津と繁けく生茂りたる槻木の上なり。萬葉に弓槻ともあり。○娑并岐等羅佐泥。本に娑を婆に誤る。今正せり。捕鶺鴒なり。佐泥は合する辭なり。守部云。一首の意は。隼は空に飛翔りて。繁く高き梢に居む鶺鴒を捕れと云て。今かく事顯れては。吾主君隼別皇子の御身も危からんほとに。威勢を出して大鶺鴒尊を弑せ奉り玉へと。風諫たるなり。と云り。

天皇聞是歌而勃然大怒之曰。朕以私恨不欲失親忍之也。何豊矣

私事將及于社稷。則欲殺隼別皇子。時皇子率雌鳥皇女。欲納伊勢神宮而馳。於是天皇聞隼別皇子逃走。即遣吉備品運部雄鯉。播磨佐伯直阿能胡曰。追之所逮。即殺。爰皇后奏言。雌鳥皇女寔當重罪。然其殺之日。不欲露皇女身。乃因勅雄鯉等。莫取皇女所賚之足玉手玉。

天皇聞是歌云々。記云。此後其夫速總別王到來之時。其妻女鳥王歌曰。比婆理波。阿米迦氣流。多迦由玖夜。波夜夫佐和氣。佐邪岐登良佐泥。天皇聞此歌。即興軍欲殺。とありて。こゝと異なり。○何置。通證に舊讀恐非。當訓登賀米豆。字書疊與疊同。隨緯也。又爭端。魯語。若鮑氏有疊。吾不圖矣。西域記。音釋疊罪也。とあり。されど本にオモヒテと訓るも。義訓なれば悪しからず。○欲納伊勢神宮。按に古の俗。神地に逃れて刑罪を免かれむとせしこと。往々あり。雄略紀三年。廬城部連枳宮。報殺國見。國見逃匿石上神宮。また欽明紀二十三年。或經馬飼首歌依。歌依死。廷尉收縛其子。其母請付祝人。沒作神奴。などあるにて證すへし。今世罪ある人の。寺に身を遁れて僧となり。あるは僧に依り

頼て。罪を謝するなども。其俗の自ら轉れるものなり。通證に此を蓋古之制歟とあるはいかゞ。公に定めたる制にはあるへからず。さて同書に引る。海東諸國記曰。對馬島南北有高山。皆名天神。俗尙神。家々以素饌祭之。山之草木禽獸。人無敢犯者。罪人走入神堂。則亦不敢追捕。とあるは。此の俗を聞傳へて書るものなり。○吉備品運部は。垂仁紀にある譽津部に同じ。吉備なるは。記の開化段に。日子坐王の子。山代之大筒木真若王の子。迦爾米雷王の子。息長日子王者。吉備品運君之祖。國造本紀に。吉備品治國造。志賀高穴穗朝。多遲麻君同祖。若角城命三世孫。大船足尼定賜國造。とあり。栗田寛云。多遲麻君祖は。古事記に據るに。息長日子王の弟。大多牟坂王の後なり。若角城命は。大筒木真若王にて。大船足尼は息長日子王の一名ならむと云り。なほ考へし。倭名抄備後國品治郡あり。靈異記に備後國蘆田郡大山里人品治牧人あり。○播磨佐伯直。十六年播磨國造の下に見ゆ。記云。其將軍山部大桶連云々。とありて。此と異なり。○阿能胡。名義未詳。住吉神代記に。山直阿我奈賀と云ふ人名みゆ。○皇女所賚之足玉手玉。萬葉集十。足玉母。手珠毛由良爾。織旗乎云々。記には女鳥王所纏御手之玉釧とあり。此事次に云。

雄鯉等追之至菟田。迫於素珥山。時隱草中。僅得免。急走而越山。於是

皇子歌曰。破始多氏能。佐餓始枳椰摩茂。和藝毛古等。赴馱利古喻例麼。
椰須武志呂箇茂。爰雄鯽等知免。以急追及于伊勢。蔣代野而殺之。時
雄鯽等探皇女之玉。自裳中得之。乃以二王屍埋于廬杵河邊。而復
命。

素珥山。記に至宇陀之蘇邇とあり。記傳云。宇陀郡東極の山中に。今八村あり。長野村。掛村。小長
尾村。今井村。葛村。伊賀見村。太郎路村。鹽井村といふ。この八村を曾爾谷といへり。古昔の漆部郷に
して。伊賀伊勢堺に近し。素珥より伊勢國一志郡家城村を経て。川口に至る道路なり。此古の大道に
して。川口關と謂る即是なり。と云り。○破始多氏能。梯立之なり。梯立のことは。垂仁紀に神之神
庫隨ニ樹梯とある下に詳なり。○佐餓始枳椰摩茂。峻山ニ峻山ニ峻なり。記に久良波斯夜麻波とあり。記のつ
まきは。倉の梯とつづく枕詞なり。さて倉梯山は十市郡にあり。萬葉集に橋立ニ橋立倉梯山ニ橋立。また橋立倉梯
川ニ橋立。なともよめり。此は梯立の語を以。直に倉梯山と爲たるなり。または橋立の如き峻き山と云ふにもあるへし。字鏡に嵯峨佐加志。前芳。又嵯峨。又誓安など同
し。○和藝毛古等。與吾妹子ニなり。○赴馱利古喻例麼。二人越者なり。○椰須武志呂箇茂。安席哉な
り。一首の意は。梯立を俗に梯子を掛てと云んか如し。登るか如くに登えたる。倉梯山の峻しき路も。妹を携へて。

二人諸どもに登れば。安き席に居るか如し。更に峻しともおほえすと云り。記云。爾速總別王女鳥王。
共逃退而騰于倉梯山。於是速總別王歌曰。波斯多豆能。久良波斯夜麻波。佐賀志美登。伊波迦伎伽泥豆。
和賀豆登良須母。又歌曰。波斯多豆能。久良波斯夜麻波。佐賀斯那杵。伊毛登能煩禮婆。佐賀斯玖母阿良受
とありて。聊歌句異なり。○蔣代野。何郡に在とも詳ならず。履中紀に倭蔣代屯倉あり。これも詳な
らず。集解に。按三重郡國見山麓有菰野。蓋此。或曰。倭名抄飯野郡漕代古以之呂。蓋蔣代之轉語。など
云るは。甚く地理たかへり。○殺之。記云。自其地逃亡。到宇陀之蘇邇。時。御軍追到而殺也。とあり。
此と異なり。○探皇女之玉云々。記に將軍山都大楯連。取其女鳥王所纏御手之玉劍。與己妻。○埋
于廬杵河邊。雄略紀三年に。誘率武彥於廬城河とあり。通證云。疑今家城河屬壹志郡。壹志郡與
陀郡相界。上文所謂素珥亦不遠。河有勝景。名湍門淵。與河口關隣。とあり。記傳云。家城川は雲出
川の上流なり。川を隔て南北家城村あり。河口は其東北にあり。家城村の邊に窟あり。夫婦窟と云。
これ二王の墓なるへし。窟上に家ありと云り。通證にまた云く。禮日本聖武紀曰。到伊勢國一志郡河口領宮。謂之關宮。也。河口蓋廬杵河之河口也。今有河口村。黒色有御城馬場。的場。算所。御
衣田等名。なともあり。

皇后令問雄鯽等曰。見皇女之玉乎。對言不見也。是歲當新嘗之月。

以宴會日。賜酒於内外命婦等。於是近江山君稚守山妻與采女磐坂媛二女之手有纏良珠。皇后見其珠。既似雌鳥皇女之珠。則疑之命有司。問其玉所得之由。對言。佐伯直阿餓能胡之妻玉也。仍推鞠阿餓能胡。對曰。誅皇女之日探而取之。即將殺阿餓能胡。於是阿餓能胡乃獻己之私地。請免死。故納其地。赦死罪。是以號其地曰玉代。

當新嘗之月以宴會日云々。重胤云。上世より十一月は新嘗之月と定めりしか故に。新嘗之月と云なり。宴會日は。豊明節會の事を云るにて。新嘗の卯日に在る其翌辰日なり。記明宮殿に。聞看豊明之日。於三髮長比賣。令握大御酒柏。賜其太子。とあるは。紀に據に。十三年云々。是以天皇。宴于後宮之日。始喚三髮長媛云々。とあれば。其年の新嘗之月に在し事なるへし。と云り。なほ上の三十年御綱葉の下に云りしことども考合すへし。○内外命婦は。職員令に。女王内外命婦。義解。謂婦人帶五位以上。曰内命婦。五位以下妻曰外命婦。とあり。されど此御世に。内外命婦等の稱ありしにはあらず。記に大后自取大御酒柏。賜諸氏々之女等。とあるは。其時のさまなり。さて中務式に。宮人訓比賣刀禰と

あり。刀禰は官人の稱にて女刀禰なり。刀禰の事は既に十六年下に云り。○近江山君。未詳。雄略紀に近江狹々城山君あり。これなるへし。狹々城山君は大彥命の後なり。孝元紀にみゆ。性氏雄大和皇別。味内宿禰之後也。和泉皇別。山公。理仁天皇。皇子五十日足離別命之後也。なども見たり。記には山部大楯連の事と爲り。山部連詳ならねど。顯宗紀に。狹々城山君有罪。充陵戸兼守山。削除籍帳。隸山部連。とあるはよし有けなり。なほ考へし。稚守山は。山君に據れる名なるへし。○采女。始めて史に見えたれど。此に始まれるには非ず。倭姫命世記に。崇神天皇の御世。皇太神宮采女あり。采女は御饌の事に仕奉るものにて。項に領巾を嬰けるか故に。嬰女と云ふ。履中紀に倭直の采女を買れる事あり。雄略紀に百濟國より采女を買れる事も見ゆ。孝德紀に凡采女者。貢郡少領以上姉妹。及子女形容端正者云々。令に采女正。掌檢採女事とあり。また後宮職員令にも見ゆ。此らは後の定めなれども。上古に采女を買れりし大概をは押して知へし。○磐坂媛。磐坂は地名。大和城上郡に磐坂村あり。下に見ゆ。○之妻玉。集解之妻を倒反せり。さて本に玉を玉に誤れり。今正せり。○推鞠。訓のカウカへは。カムカへの音便なり。但し此語正字に書りしものを見ず。源氏桐壺に。かんかへさせ給ふ。落標にかんかへ申たりし。薄雲にかんかへ文などあり。また行幸にかうかへどもあり。言義詳ならず。勅書の字音なりと云。こゝに推鞠を訓るも。罪を問ふ事を。古くカウカへどもカウカへども云り。同じ語なるへし。其例は拾遺集雜下に。かしら白き翁の侍りけるを。めしかむかへんとし侍にける云々。枕草紙三二。いみしう腹たちしかりて。かむかへて。同一。えせ物

の従者かにかふる。宇治拾遺八十にかむかへられつるありさま。うつは後。源氏綱角舟等なり。此の訓も右等には。これをかうかへとあり。此の訓も右等に據て。カムカヘトフと訓ひへし。○探而取之。記云。召其夫大楯連。以詔之。其王等因无禮。而退賜。是者無異事耳。夫之奴乎。所纏己君之御手。玉釧。於膚。熅剝持來。即與己妻。とあり。和名抄調度部服玩具。釧。内典云。在指上者。名之曰環。在臂上者。名之爲釧。比知萬岐。是即久志呂也。萬葉に釧着。拆釧。繁釧。玉釧等の語あり。上古の釧に。玉或は鈴を着るか故に。玉釧の名あるなり。○玉代。代を互と訓るは。萬葉集に直字を訓ると同じ。これらの事は既に云り。玉代は大和國葛上郡に玉手丘あり。河内國安宿郡に玉手山玉手村あり。此なるは何れの地なるにか未詳。

四十二年
癸丑

四十一年春三月。遣紀角宿禰於百濟。始分國郡。壇場具錄。郷土所出。是時百濟王之族酒君无禮。由是紀角宿禰詞責百濟王。百濟王懼之。以鐵鎖縛酒君。附襲津彥而進上。爰酒君來之。則逃匿于石川錦織首許呂斯之家。則欺之曰。天皇既赦臣罪。故寄汝而活焉。久之天皇遂赦其罪。

具錄郷土所出。史をして事物を録さしめ玉ふ事の見えたる。これをはしめとす。さて百濟國の事をさへ。かく具に録さしむとなれば。皇國の國郡壇場などの事は。既く記さしめ玉ひしこと云もさらなり。たゞ其事の史に見えぬのみなり。○百濟王之族。本に族を孫に作れり。今秘閣本薩摩本中臣本ト部本等に據て改む。○酒君の父祖。考ふる所なし。姓氏錄右京諸蕃刑部。和泉百濟君。六人部連等。皆出自百濟國酒王之後也。とあり。○百濟王。按に應神紀二十五年に。久爾辛立爲王とありて。此後。紀に代立を載せず。何れの王の時と云事知かたし。東國通鑑に據れば。今年近肖古王八年なり。近肖古王は久爾辛王よりも六世前の王なり。○鐵鎖。北野本に鎖を録とあり。和名抄調度部。鷹犬具。鉤久佐利。犬鎖也。美注。靈異記云。彼犬吠狀。又刑罰具。錄唐韻云。鎖。日本紀私記云。鐵鎖也。又止良布。又保太須。錄訓。加奈保太志。龜龜紀訓。加奈久佐利。金錄又見。著聞集。按都賀利連鎖之謂。萬葉集。比毛能能能。修部我利安比。又細。兒爾。伊都我里座者。是也。舞人撰考有。都賀利組。今俗茶入盛有。須加利。又以。錄造。亦謂。之須加利。並。都賀利。也。都賀利。都賀利。同。とあり。○附襲津彥は。附紀角宿禰とあるべきところなり。または此時襲津彥も共。附襲津彥也。○來之。本に之字なし。今秘閣本薩摩本中臣本に據る。○石川錦織首許呂斯。倭名抄河内國石川郡錦部郡爾之古里。姓氏錄山城神別。錦織首。神饒速日命十二世孫。物部目大連之後也。とあり。氏は欽明紀錦部首大石。推古紀錦織首久曾。舒明紀錦織首赤猪あり。さて天武紀十年四月錦織造小分賜姓曰連。十二年九月錦織造賜姓曰連。稱德紀。河内錦部郡人錦部毗登石次。同姓大島等。並賜連とある毗登は首なれば。なほ此氏なり。後に宿禰を賜はりしものと見えて。類聚符宣鈔に。醍

嗣帝時に左大史錦部宿禰春蔭。因融帝時に主稅助錦部宿禰茂明あり。氏族志に。東大寺古文書。天平中有錦部直禰。西宮記。延喜中有石少史錦部民首良助。其族並不詳。とあり。諸書に錦部村主。錦部連あり。皆異姓なり。さて此人は住吉神代記に。大神宜。我田我山潔淨水。錦織石川針名川余里令引漑。以三榑黒木能齋祀。吾有觀觀。時如斯齋詔宣。亦山預石川錦織許呂志奉仕山名。所在號曰三兄山。天野。横山。錦織。石川。葛城。音穗。高向。華山。二山上等。葛木山元。高尾張也。また羽白鷲誅伏地熊取。云。日晚御宿賜地日口。云。依有横中山。故横山。云。在横嶺。故横嶺。云。嶺東方頭杖立在二處。石川錦織許呂志。忍海刀自等。爭論水別故。俗謂杖立。爲論義。云々。などある文に據は。錦織許呂志は住吉大神に奉仕する神主の一人にて。所領の地をも。あまた所持ち居る人なりけり。さて許呂斯は。何なる由の名ならむ詳ならず。○活生。活の調をワタラヒと云事。物語文ともにあまた見えたり。

四十二年秋九月庚子朔。依網屯倉阿弭古捕異鳥。獻於天皇。曰。臣每張網捕鳥。未嘗得是鳥之類。故奇而獻之。天皇召酒君示鳥。曰。是何鳥矣。酒君對言。此鳥之類多在百濟。得馴而能從人。亦捷飛之掠諸鳥。百濟俗號此鳥曰俱知。是今時。鷹也。

四十二年
乙卯

依網屯倉阿弭古。皇極紀河内依網屯倉。倭名抄丹比郡依羅與佐美。三宅三也介。神功紀依網吾彦男垂見などあるに據るに。依網屯倉は氏。阿弭古は尸にて。此は名を脱せるなり。さて依網は。おもふに此時網を張り鷹を捕し功を以て。此稱を賜へるならん。神功紀なるは。追稱を以て記せるものなるへし。記の開化天皇々子。建豐波豆羅和氣王を。依網之阿弭古等之祖とあると。神功紀とを併せ見るべし。さてこの屯倉を。西宮記及竟宴和歌集等に土倉に作りて。延喜六年竟宴歌には。得土倉阿弭古。紀朝臣有世。網はれる阿弭古にあひてあちきなく。四年の間解る由なし。とよめり。これは屯を土と古く誤れる本に據て。よみ誤れるなり。○張網捕鳥。通證に。依網之名所起也。萬葉集云。多胡能禰爾。與西都奈波倍氏。意同。とあり。さる言なるへし。神代紀下の歌に。阿彌播利和拖爾。妹盧豫爾。豫爾豫利據爾。とあるも。魚網なれと義はおなし。○俱知。倭名抄羽族部。鷲。蔭切切約云。鷲。多鷹鷲總名也。日本紀私記云。俱知。兩字急讀。風。百濟俗。號。俱知也。通證に。今按今朝鮮語云。末伊。天慶六年竟宴歌。安美乃字知丹。加々利波志女之。久知與利裳。者那知加弊佐奴。那氣岐萬佐禮里。俊頼歌。雉子なく須多野に君か俱知居て。あそひますらひいさ往て見む。とあり。○鷹。倭名抄羽族部。鷹廣雅云。一歲名之黃鷹。和賀二歲名之撫鷹。加太加三歲名之青鷹白鷹。漢語抄云。大鷹於保太加。兄鷹。今案俗說。鷹廣雅云。之。大鷹也。○鷹。雌鷹。皆名之。其大鷹。不。青白。大者皆名。於保太加。小者皆名。勢字。漢語抄用。兄鷹二字。爲。名。所出未詳。五十五字。邪波水同。而下有俗說。鷹廣雅云。之。兄鷹。雌鷹。謂。之。大鷹也。十五字。上。善保。依。古本。校。按。伊。波。字。勢。抄。不。載。之。其。大。鷹。之。訓。又。按。西。國。雜。記。云。凡。鷹。鳥。雄。小。雌。大。密。鳥。皆。雄。大。雌。小。故。雌。鷹。名。曰。大。鷹。也。其。雄。鷹。謂。之。兄。鷹。者。妹。兄。之。兄。弟。也。下。條。兄。鷹。亦。是。雌。鷹。然。則。兄。鷹。兄。鷹。並。非。漢。語。也。其。基。公。唯。野。物。語。以。兄。弟。之。兄。解。之。若。井。白。石。以。世。字。爲。轉。語。並。非。今。俗。呼。鷹。呼。大。鷹。即。大。鷹。之。義。神。鷹。呼。小。音。

讀。蓋誤會兄靈訓。世と云へり。字。爲。小字音也。

乃授酒君令養馴。未幾時而得馴。酒君則以韋縉著其足。以小鈴著其尾。居腕上。獻于天皇。是日幸百舌鳥野而遊獵。時雌雉多起。乃放鷹令捕。忽獲數十雉。是月甫定鷹甘部。故時人號其養鷹之處曰鷹甘邑也。

韋縉。仁賢紀に熟皮調カハフシ。倭名抄調度部。細工具。韋唐韵云。韋平之。柔皮也。鷹犬具。擊。唐韵云。擊。今按一字兩訓。在。擊。所。以。綴。擊。狗。也。箋注云。仁德紀。阿之乎。新撰。とあり。○小鈴著其尾。萬葉十九。白。阿之乎。在大成豆奈。字體。太加乃足乎。今呼。阿乎。○百舌鳥野。記に毛受とあり。和泉國大鳥郡なり。六十七年の下に塗之。小鈴毛由良爾。安波勢也里。○鷹甘部。職員詳なり。○數十雉。本に十を子に誤れり。今北野本中臣本薩摩本及竟宴歌本に依る。○鷹甘部。職員令。兵部省管主鷹司。正一人。佑一人。令史一人。鷹戸。とあり。神龜三年八月。定鷹戸十戸。古記及釋云。鷹養戸十七戸。倭河内津。右經。年毎丁役。爲品部。免調役。などあり。○鷹甘邑。攝津國住吉郡鷹合村是なり。攝津志に。住吉郡鷹飼部第宅古蹟在鷹合村。又有鷹甘部墓。今稱平塚。とあり。さて通證

五十年壬戌

に引る和泉國風土記曰。日根郡鳥取郷有鷹飼村。往昔大嶋鶴。天皇與酒公。成放鷹之遊。勅取雉子之所也。鳥取郷縁也。とある。これは地理も違ひて。甚覺束なき説なり。和泉志にも見えねは。きはめて後のものなるへし。さてまた伊賀風土記に。伊賀郡不盡見嶽。多出群鷲群鷹。酒君非此處。號謂鷹見之神也。とある。これも後のものなれど。據あることか考へし。さて雲に甘字を作るは。紀中に鷹甘。記には此字を用ゐるは。いかなるにか詳ならねど。記傳に。甜を字書に音甘。餌也とあれば。此字の偏を省ける。のか。されど古書には。前梅など。字義に依らず。別に用ならへるも多ければ。此も其類にもあらむと云り。

五十年春三月壬辰朔丙申。河内人奏言。於茨田堤。雁産之。即日遣使令視。曰既實也。天皇於是歌以問武内宿禰。曰多莽者破屢。宇知能阿曾。儼虛曾破。豫能等保臂等。儼虛曾波。區珥能那餓臂等。阿耆豆辭莽。椰莽等能區珥珥。箇利古武等。儼波企箇輸椰。武内宿禰答歌曰。夜輸瀾始之。和我於朋枳瀾波。于陪儼于陪儼。和例烏斗波輸儼。阿企菟辭摩。椰莽等能俱珥珥。箇利古武等。和例破枳箇儒。

丙申は五日なり。○茨田堤。已に出。記云。天皇爲將。豐樂。而幸行日女島之時。於其島。雁生卵。

とあり。日女鳥は攝津國西成郡にあり。經鳥は古國に據に。九條鳥の南に並ひたる鳥にて。今世に助鳥と云也。のあたりにあたりたりとも。また或説に。今神鳥と云處なりとも云へり。此と異なり。○雁産之。雁本に鷹に作る。今釋紀其餘の本ともに從て訂せり。雁和名抄に。毛詩鴻鴈篇注云。大曰鴻。小曰鴈。和名加利。名義は此鳥の音聲より出たり。○多莽者破屨。字知能阿會。本に知能を誤て倒反せり。今訂せり。さて此二句既に神功紀に出。○健盧會破。汝こそは也。虛會も破も助辭なり。○豫能等保臂等。世の遠人なり。記には此句なし。○區珥能那餓臂等。國之長人なり。この大臣公卿補任に。景行帝九年己卯生。按これは景行紀三年の文に據て。定めたるものと見ゆ。仁德天皇七十八年庚寅薨。歷三事六帝。爲三時名臣。壽三百十二歲。不知所終。とあるを始めて。諸書に異同ありて。詳ならずといへとも。景行御世に生れ賜ひしこと明なれば。此時は二百數十歳なるへければ。まことに世に匹なく遠長き人なりけり。○阿者豆辭莽。秋津洲なり。古語に千五百之長五百秋之水穗國と云に就ての稱辭なり。されは既く神代紀に。廼生大日本豊秋津洲とあり。是神代より稻を美稱て。皇祖神尊號にも。あまた稱て申すはとなりければ。其所治國をも。秋津島水穗國と稱へつるか。日本と云ふ大名へも冠らせて。秋津島倭とはいひつづけしなり。なほこれらのこと。上にも既に云りき。記には此句蘇良美都とあり。○椰莽等能區珥々。於日本國なり。こゝは皇國の總名なり。○簡利古武等。雁子産となり。○健波企箇輪椰。汝者聞哉なり。企久を延て企箇輪と云例なり。記に岐久夜とあり。聞は聞知やと云事なり。○夜輪彌始之。安知なり。西行撰集抄に。清涼紫宸の間に。也須牟志給ふとある。ヤスシシは安みしの音便なり。漢籍の訓にはいと多き辭なり。これなり。安くま

し〜て天下を看す義なり。始は知なり。之は助辭なり。知を始とのみ云ること。日雙斯と申す御名も。日並知の義なると同じ。これを安見し玉ふ。義と云る説は非也。○和我於朋枳瀾波。我大君者なり。記には此二句多迦比迦流。比能美古とあり。○于陪健于陪健。諾な諾なり。萬葉十三に。諾々名。母者不知。諾々。父者不知。とあり。健は辭なり。この健は。歎く意もありて。げに諾なりと。心の内に深く思ふ辭なり。神武紀に。諾此云三字每那利とあるを。一本には利字なし。こゝと同じ。さて此は前歌の。世遠人世人とあるを承て云なり。○和例鳥斗波輪健。問子我なり。鳥は爾と云るに同じ。問を斗波輪と云も古語なり。健は是も辭なり。記には字倍志許會。斗比多麻閉。麻許會運。斗比多麻閉とあり。麻許會運は眞こそなり。意はまことにこそと云るに同じ。○和例破枳箇儒。我者不聞なり。記には伊麻陀岐加受とあり。さて一首の意。前の天皇の御なるは。内の吾兄よ。汝こそは遠長く存へて。世にも國にも稀なる人なるか。此日本國にも。雁の卵産むと云こと。汝は聞知やとなり。さて答歌は。天皇此事を吾に問賜ふこそ。現にことわりに侍れ。詔はする如く。世の遠長き人は吾にこそ侍れ。然れとも此日本の國にして。雁の卵産むと云事は。此給になり侍まで。吾も未だ承らぬ事に侍りと云るなり。かくて記に右の歌に續て。如此白而。被給御琴而歌曰。那賀美古夜。都毘邏斯良牟登。加理波古牟良斯。此者本岐歌之片歌也とあり。こゝに本岐歌とあるに依て考ふるに。この雁の子産める事を祥瑞として。本岐たるにて。この句の意をとかば。われは國中の長壽の者なれと。未此事を承らす。然れとも今汝王。天下を治め給ふ時に當りて。かゝる稀有き事あるは。この祥瑞を。汝王の知

しめさんとして。雁は卵産けらしと。祝壽て答へ申せるなり。終の遂には。今まで顯はれさりし祥瑞を。汝王の御世に至りて。知しめさんとしての意にて。遂に加理古牟良斯とやうにつけて心得へし。さて此御世頃に。漢風の祥瑞の事など云をは。いかうとも思ふへけれと。此頃は既に漢籍の意世に行はれて。かゝる事をも云出たりしは。孝徳天皇白雉元年の詔に。我日本國。譽田天皇之世。白鳥樓宮。大鷦鷯帝之世。龍馬西見。と云事も見えたるは。既に祥瑞の事をも云しことしるへし。かつ今天皇の雁の卵産たりしを。さはかり事々しく問給ふも。尋常の事にはあらて。世に祥瑞をなと人の云はやしたりしことを。武内宿禰に問合せ給ひしものときこえたり。つらく時世のありさまを考へて思ふへきことなりかし。

五十二年
乙丑

五十二年。新羅不朝貢。夏五月。遣上毛野君祖竹葉瀨。令問其闕貢。是道路之間獲白鹿。乃還之獻于天皇。更改日而行。俄且重遣竹葉瀨之弟田道。則詔之曰。若新羅距者。舉兵擊之。仍授精兵。新羅起兵而距之。爰新羅人日日挑戰。田道固塞而不出。時新羅軍卒一人有放于

營外。則掠俘之。因問消息。對曰。有強力者曰百衝。輕捷猛幹。每爲軍右前鋒。故伺之擊左則敗也。時新羅空左備右。於是田道連精騎擊其左。新羅軍潰之。因縱兵乘之。殺數百人。即虜四邑之人民以歸焉。

新羅不朝貢。この時の新羅王は詳ならず。三國史記に據れば。新羅第十七世奈勿王が十年にあたりて。其前年九の事を。同書に奈勿九年夏四月。倭兵大至。王聞之恐不可敵。遣草偶人數千。衣衣持兵。列立吐含山下。伏勇士一千於斧峴東原。倭人恃乘直進。伏發擊其不意。倭人大敗走。追擊殺之幾盡。と云事あるは。聊似よりたり。されど彼の史とは。年月の甚き違ひもあれば。たしかにはさためかたし。此倭兵とあるは。かの西國疆土に住る者のしわざなるへし。○上毛野君祖竹葉瀨。姓氏錄左京皇別。上毛野朝臣。下毛野朝臣同祖。豊城入彦命五世孫。多奇波世君之後也。又住吉朝臣。池原朝臣。桑原臣。川合公。高長首。みな此人の後なり。又河内。止美連。尋來津公同祖。豊城入彦命之後也。四世孫荒田別命男。田道公被遣百濟云々。とあり。次文に竹葉瀨之弟田道とあり。此に據れば荒田別の子なること明らかし。○獲白鹿。かゝる大事の御使の間に。一獸を得たりとて。途より還れるは。これも上に云る祥瑞を得たるを悦びて。故らに天皇に献りしものなり。白鹿は延喜治部式にも。白鹿仁獸也。色如霜雪。右上瑞。とあれば。必當時にもいひ

さわきしなるへし。白雉五年の沙門等か言にも。高麗國にて白鹿の
徐行するを見て。白鹿等を作りし事を記せり。○田道。姓氏録なる上文に續て。田道公被
遣三百濟國。娶三止美邑吳女。生三男持君。三世孫熊次新羅等。欽明天皇御世參來。新羅男吉雄。依レ居賜三姓
止美連。日本紀漏レとあり。○塞。倭名抄天地部に。野王塞。塞。和名
曾古險要之處。所以隔三内外一也。云々
欽明紀天智紀同訓。野明紀
天智紀。欽明紀。並同訓。本居翁云。曾古與三曾伎一音通。山之曾伎。野之曾伎等之類並同。謂三遠隔至極之地一。
とあり。言義は右の如くなれど。城塞は夷地などに接近して。遠隔れは。自ら其名と成れるものな
り。○百衝は。新羅人の名とも通えす。これは此者の猛幹にして。百戰にも撓まず。敵軍を衝破るよ
り。當時此方の人。さる字を負せしものなるへし。○潰之。仁賢紀に散亡をアカレニクと訓り。こ
ゝと同じ。退散する事を阿賀禮と云るは。源氏に女御の御あかれ。又あかしの御あかれなどあり。○
乘之。訓モムテ未詳。字書に乗猶レ登也進也とあるに依るに。スムムテと云假字の誤寫にはあらしか。
またセメテを。セムア
と誤れるにもあるへし。雄略紀には所乗を。シノカレテ又セマレナマシともよめり。セマレは所迫なるへし。さて
これをモマレナマシと。なほ考へし。

五十五年
丁卯

五十五年。蝦夷叛之。遣田道令擊。則為蝦夷所敗。以死于伊寺水門。時有從者。取得田道之手纏。與其妻。乃抱手纏而縊死。時人聞之流涕。

矣。是後蝦夷亦襲之。略人民。因以掘田道墓。則有大蛇發。瞋目自墓出。以咋蝦夷。悉被蛇毒。而多死亡。唯一二人得免耳。故時人云。田道雖既亡。遂報讐。何死人之無知耶。

伊寺水門。未詳。通説に。上總國夷瀨郡と
爲たるは。甚くたかへり。いにし享和元年春。陸奥國牡鹿郡石巻蚶田村より。靈蚶田道公墳
とありたる石碑を。掘出せる事あり。石巻古の伊寺水門と云事しられたり。備千陸か歌集うけらか花
にもこの事をよめり。と云
れど。右の墳は全く後人の偽造と云事。後に知れて。今は誰も諾なふ者もなしと云り。按に墳こそは
偽造なるへけれど。牡鹿郡は桃生郡に隣りて。古昔夷地の界にてはありけらし。石巻も兩郡の堺にて。
海邊へ突出たる湊なれば。此伊寺水門ならんも知かたし。石巻を古は伊寺とも云しより。さる偽造の
ありしものと爲たらむには。考の妨にはならざるへし。されどなほよく考ふへし。○手纏。倭名抄術藝
部。射鞣。説文云。鞣。射臂脊也。和名多未岐。
一云小手也。三代實錄に。貞觀十二年正月十三日勅に。壹岐島胃。并手纏
二百具。など見えたり。さてまた萬葉十五に。和多都美能。多麻伎能多麻乎。とある下の古義に。海神の
手纏の珠なり。古事記に。伊邪那伎大神の。阿波岐原にて禊祓賜ふ時。於三投棄左御手之手纏一。所成神云
々。靈異記に比丘環一。解一一玉一授之云々。字鏡に劍太萬支。又久自利。また和名抄に。鏡。由比
萬岐唐韵云。

銀指環也。環玉環也。また内典云。在指上者。名之曰環。在臂上者。名之爲釧。比知萬枝などあるも。この類なるへし。本居氏はこの多麻伎乃玉を。仁德紀の田道之手纏。また三代實録に手纏二百具。和名抄射藝具に轉マキなどある物と一として解れて。上代には常に著る物なりしを。射藝具とのみなれるは後の事なり。と云れど。なほ常に飾に著る手纏と。射藝具なるとは。もとより同名異物なり。その所由は和名抄にも。銀釧などは服玩具に載。轉は射藝具に載たるをや。と云れたり。さることなり。さて又通記事紀所謂通記日尊手實亦同物と云る。○大日本史に。是歲大臣武内宿禰薨。注に。是歲以下據水鏡公卿補任皇これと稱と同物にて。射の具なるへし。○因幡風土記には。此年三月薨とあり。さて宿禰の年壽の年代略記。帝王編年記曰。七十八年薨とあり。因幡風土記には。此年三月薨とあり。さて宿禰の年壽の事は既に云り。其後國高良神社。祭神は玉垂命。左は八幡大神。右は住吉大神とす。玉垂命即武内宿禰なりと云。宿禰は仁德天皇五十五年九月帝都を辭し。居を茲に卜すと云。同七十八年某月薨す。壽三百十餘才。應中天皇元年。社を此地に創立し。玉垂宮と號す。高良大明神是なり。と云る説によらば。七十八年の事なり。帝王編年記に同じ。

五十八年
庚午

五十八年夏五月。當荒陵松林之南道。忽生兩歷木。挾路而未合。冬十月。吳國。高麗國。並朝貢。

荒陵松林。東生郡天王寺村にあり。前皇廟陵記云。天王寺舊記云。四天王寺在難波荒陵村。故俗號荒陵寺。西南有荒陵。相傳仁德天皇築之。以爲陵處。其後以爲此地不可。更石津原。以定陵處。大山陵是

也。此陵空荒。故名荒陵。俗云茶白山。推古紀元年。是歲始造。四天王寺於難波荒陵。とあり。攝津志に。荒陵有二。一在天王寺村。俗呼茶磨山。仁德天皇五十八年云々。此文即此。一在岡村。元和初年上將軍陣于此。故今稱御勝山。一在國分村。俗訛呼聖武帝陵。とあり。○挾路而未合。通記云。延喜式云。合生連理木者仁木也。後漢明帝紀。永平十七年。樹枝內附。注内附謂木連理也。前書終軍曰。衆枝內附。是無外也。唐書百官志。嘉禾芝草木連理爲下瑞也。とあり。これも上に云る祥瑞として記したるなり。○吳國。此歲東晉廢帝の大和五年に當る。さて此國のこと。此時朝貢せしことも。雄略紀に取戎慨言の説を出して云ふへし。

六十年壬
申

六十年冬十月。差白鳥陵守等充役丁。時天皇臨于役所。爰陵守目杵。忽化白鹿以走。於是天皇詔之曰。是陵自本空。故欲除其陵守。而甫差役丁。今視是。惟者甚懼之。無動陵守者。則且授土師連等。

白鳥陵は。景行紀に出て。伊勢大和河内と三處にあり。されは上件三陵の中に。何の御陵の陵守と云事。詳ならぬに似たれど。白鳥陵守と有て。其處の陵となきを思ふに。三陵の守者等なるへしと。平田翁は云れたれど。矢野玄道云。此は此大宮近き邊なる。ければ。通記に。河内國古市郡の々せるに

從て有へくや。と云れたり。さる事なるへし。○陵守。延喜式に陵戸あり。守戸あり。陵戸は陵地に附たる戸。守戸は差點して陵を守る戸なり。持統紀。五年先皇陵戸。諸陵式。凡山陵者。置三陵戸五烟令守之。有功臣墓者。置三墓戸三烟。其非三陵墓戸。差點令守者。先取三近陵墓戸充之。凡陵戸及守戸計帳者。寮差三專當人。注レ名申レ省。分三遣本郷。與三國司。共相知勘造。其戸籍亦差三遣專當官人。勘造。などあり。○役丁は。古本にツカヘノヨホロとも訓り。雄略紀に直丁をもしかめより。丁ヨホロと云は。民の役使はる者云名なり。中昔に夫と云。今世に人足と云。かくて其つかはる品によりて。某丁と云稱あり。與保呂の名義は。下文に關字を訓ると訓義同じ。和名抄。關曲脚中也。和名與保呂とあり。なほ與保呂の事は。次の六十五年の下に云。戸令云。男二十一爲レ丁。六十一爲レ老。老殘爲三次丁。凡正丁歳役十日。次丁二人。同一正丁云々。男年二十一至三六十二云正丁。六十一至六十五云次丁。十七至三十一云中男とあり。さて丁に役丁。荷丁。軍丁。丁匠。運丁。仕丁等の名あり。賦役令に詳かなり。丁は萬葉集に乎乃古と訓り。正字通に民丁釋名丁壯也とあり。なほ役丁に沿革ありし事など。孝德紀に云り。○目杵は。丁の名なり。義詳ならず。式但馬國城崎郡穴目杵神社あり。○無動陵守。無動をマナウコカスコトと訓るは。勿をマナと訓るなり。此例紀中の訓に往々あり。舒明紀勿字をしかよめり。これは他書には絶て見當らぬ詞なれど。古語なるへし。通鑑に引る風俗上野歌に。玉藻波末。爾那刈曾とあるは誤あるへし。こゝとは語のさま異なり。マナは真勿なるへし。強て禁する所に云り。さて下は必そと云はずして。コトと言止めたり。心附へし。○授土師連等は。釋紀に土師連者。自垂仁天皇御宇

主三陵戸故授レ之。とある其義にて。土師連の屬民として。もこの陵戸と爲たまへりしなり。

六十二年
甲戌

六十二年夏五月。遠江國司表上言。有大樹。自大井河流之。停于河曲。其大十圍。本一以末兩。時遣倭直吾子籠。令造船。而自南海運之。將來于難波津。以充御船也。

遠江。登保都阿布美と訓へし。倭名抄に止保太阿不三とよめるは。後に離れるなり。枕草紙にもしかあり。此國古昔淡海あり。今荒井渡ありて。大海につけり。近淡海に對へる名にて。京畿を去ることの遠近を以名けたるなり。○國司。始て此に見えたり。されど後に云へる國守と云ものは異にて。司をミコトモチと訓る。御命持の義なり。神功新編。宰。應神紀に海人宰など云る。みな同じ。其時々天皇の御命を承り持て。其國の政を執る司人なり。其は國造の治否をも見せしめ。また大嘗會の料など收めしめ給ふ。臨時の役にもよさし使はして。其國に暫く留り居れるもありければ。推古紀には。國司國造と並へ稱することもありしなり。其始置は詳ならず。蒲生氏か職官志に。古者王人使於國。是號爲三國司。臨時宰官也。如三播磨國司伊與部小楯。是清寧向三嘗祭。遣而求供物之使也。職固與三國造自別。故十七憲法。以三國司國造並稱是也。此及雄略紀任那國司等類。與後世每レ國必置レ守之制。異とあり。○大井河。倭名抄駿河國蘆原郡大井是なり。今も名高き大河なり。

事跡考云。駿河國大堰河。爲遠江駿河之境。時々每逢風雨。淵瀬不定。渡則石嚙足。遠江國後風土記に。茶原郡東限大猪川とあるも是なり。○令造船。倭名抄茶原郡船木布奈木。神名式同郡大楠神社。神名帳考證に船名とありこれら必此船によしあるへし。神代紀に。杉及檉樟此兩樹者。可_レ以爲_二浮寶_一とあり。さて此木本一_レ以末_二兩とあるに據に。此船も兩岐船なるへし。古昔は二岐船多かりしと見えて。記の垂仁天皇段に。在於尾張之相津。二侯楳作_二二侯小舟_一而持上來。以浮_二倭之市師池輕池_一と云事見え。また次の履中紀に。天皇泛_二兩枝船_一磐余市磯池。與_二皇妃_一分乘而遊宴。などもあればなり。但しこれらは。遊宴などに乘玉へるにて。漕運に用ゐしにはあらざるへし。記なるは。二侯小舟とさへあれば。大きにはあらで。たゞ希有らしく興あるさまに。作りしものなることしるへし。

是歲。額田大中彥皇子獵于鬪鷄。時皇子自山上望之。瞻野中有物。其形如廬。仍遣使者令視。還來之曰窟也。因喚鬪鷄稻置大山主。問之曰。在其野中者何窟矣。啓之曰。冰室也。皇子曰。其藏如何。亦奚用焉。曰。掘土丈餘。以草蓋其上。敦敷茅荻。取冰以置其上。既經夏月而不_レ洋。其用之。即當熱月漬水酒以用也。皇子則將來其冰獻于御所。

天皇歡之。自是以後。每當季冬必藏冰。至春分始散冰也。

鬪鷄。和名抄大和國山邊郡都介。式同郡都那山口神社。大和志に。鬪鷄野。額田甲岡二村。一名禁野とあり。元慶六年勅大和國山邊郡都介野。制_レ拂_二禽鳥_一。靈龜元年開大和國都那山之道。○鬪鷄稻置。允恭紀に鬪鷄國造。貶_二其姓_一謂_二稻置_一と云こと見えたるは。此時なほ國造なり。稻置は國造とあるへし。さて記に。神八井耳命都那直之祖とあれど。同異は詳ならず。○在其野中。本に在を有に作る。今改め訂せり。○冰室。大和志に。都介冰室在山田村。隣村福住神社。有_二冰室神祠_一とあり。堀川院百首仲實。都介の野に大山主かをさめたる。冰室そいまも絶せさりける。主水式。大和國山邊郡都介。冰室一所。江次第云。冰室。山城國德岡。大和國都介。河内國更占。近江國龍華。丹波國神吉。壻囊抄云。後世二十七字冰室。山城十七字。大和四字。丹波六字也。○奚用。秘閣本に用を由に作れり。○掘土丈餘。本に土丈を上文に誤る。今訂せり。○茅荻。倭名抄茅和名智。荻和名乎木。爾雅云。草聚生曰_レ薄。新撰萬葉集に。花薄波奈須々木とあり。通證に今按荻與_レ薄同_レ名。猶_二荳與_レ草_一。共訓_二加夜_一。蓋通別之異也。枕草紙云。撫兒之須々伎爾成多流。今俗稱_二積藁_一爲_二須々伎_一。皆謂_レ薄也。又古語並_二稱乎伎須々伎_一。蓋大小之異耳。故荻兼_二二名_一也。とあり。なほ茅荻の事。神代紀神功紀にも云おけり。○用之。本に用を由に作れ

り。今集解本考本に據て改む。○水酒は。水或は酒なり。○藏氷。三代實錄に藏氷厚薄。又藏氷様に作れり。これは宮内省にて。舊年の藏氷の厚薄を奏して。今年の吉凶を占ふより。氷様と云なり。年中行事歌合判云。ひのためしと申は。去年の氷ををさめて。所々のためしを。今日の節會のついで云正月一日の節會なり。に。奏聞するなり。厚さ薄さいかほどの寸法に侍るなど。こまかに奏して。その例とて近比は。石瓦などを奉るにて。氷池とは水を氷らかすいけなり。延喜式にもひいけのまつりなどのせて侍り。氷のおほくゐるは。聖代のしるしなり。こほりのぬは。凶年のしるしにて侍れは。氷御所とて大法など行はるゝにや。今年もよくこほりて。めてたきよしのためしを奉るなり。ためしとはすんほうほらひのふんにて侍なり。仁徳天皇の御宇。額田大中彥命はしめてこほりを奉らせ給ふ。そのうち季冬ことに。これををさめて。くにくに氷室をおかれしなりとあり。○至春分始散氷。主水式。凡供御氷者。起四月一日。盡九月三十日。とあり。古昔には春分に至りて。氷を散ちしものか。周禮天官に。凌人共氷。秋刷氷室。冬藏春啓夏類氷。とあり。春啓と云本文によりて。春分に散ちしものか詳ならず。

六十五年
丁丑

六十五年。飛驒國有二人曰宿儺。其爲人壹體有兩面。面各相背。

頂合無項。各有手足。其有膝而無臑踵。力多以輕捷。左右佩劍。四手並用弓矢。是以不隨皇命。掠畧人民爲樂。於是遣和珥臣祖難波根子武振熊而誅之。

飛驒國。名義詳ならず。通證に。大野郡蜂谷庄。出羽平村。有洞窟。土人傳云。宿儺之所住也。と云り。○壹體有兩面。百練鈔。二條天皇永萬元年。近衛河原有異兒。胸以上二人體也。頭二手四。令諸道勅申例。と云ふ事あり。漢土にも似たる者ありて。通證に引れたり。○其有膝。其は衍なるへし。膝を本に膝に誤れり。今訂して引り。○臑踵。倭名抄形體部。臑太素經云。臑。曲脚中也。臑。榮花物語月夜卷日。臑。榮花物語月夜卷日。臑。榮花物語月夜卷日。○難波根子武振熊。通證に。根子當連讀。詳見神功紀。とあり。本の訓は。大日本史云。關東俗呼。とあり。○難波根子武振熊。通證に。根子當連讀。詳見神功紀。とあり。よからず。大日本史云。武振熊。自忍熊之亂。至是。其間相距一百七十年。似非一人。然古事記擊忍熊王時。亦書難波根子武振熊。實一人也。と云れたる。もとよりさることなり。然るに集解に。爲其子若孫。稱難波根子。以地名増號。と云るは甚しき非なり。

○日本書紀通釋卷之四十

六十七年冬十月庚辰朔甲申。幸河内石津原。以定陵地。丁酉始築陵。是日有鹿。忽起野中。走之入役民之中而仆死。時異其忽死。以探其。其即百舌鳥自耳出之飛去。因視耳中。悉咋割剝。故號其處曰百舌鳥耳原者。其是之緣也。

甲申。五日なり。○石津原。倭名抄和泉國大鳥郡石津以之郡。式同郡石津太社神社。在下石津村和泉志。大鳥郡上石津。下石津。市。以上三村石津郷。とあり。何れも御陵に近し。又云。同郡高田。一屬邑赤畑。夕雲開。金口。土師。二屬邑梅。二屬邑百濟。東。西。高田。已下九村。舊土師郷。今呼毛受莊。とあり。いつれも御陵の東南にあり。されど御陵は毛受莊内にあらず。大鳥社流記と云ものに。此記は疑わしきものなれど石津者。孝德天皇造伊岐宮之日。其石從讚岐國運置此津。仍名伊岐宮。在河内國古市郡白鳥陵上。とあり。○定陵地。これ所謂壽藏なり。はじめて見えたり。前田夏繁か壽藏の説あり云く。人の世にある程より。墓所造りおくことは。遠きもろこし人のしいてたるわさにて。皇國のふりにはあらざるを。かしこの國の書どもわたり来てより。後に彼れにならひて。稀には造營むことの創りけん。先ものに見えたるは。聖德太子傳曆の。推古天皇二十六年戊寅冬十二月の條に。太子命駕科長墓所。覽造墓者。直入

墓内。四望謂左右曰。此處必斷。彼處必切。欲令應絕子孫之後。とあるかはしめにて。此は豫め其墓所築き造らせらるる程の事と知られたり。此事四天王寺傳子傳。また書紀皇極卷元年十二月の條に。是歲蘇我大臣蝦夷。立己祖廟於葛城高宮云々。また盡發舉國之民。並百八十部曲。豫造雙墓。今來。一日大陵。爲大臣墓。一日小陵。爲入鹿臣墓。望死之後勿使勞人云々。と見えたるは。世々の天皇の山陵に擬へて。いかめしくこそ造りけめ。此後壽藏のことはらくものに見えず。さて後の事ながら。清原元輔か山莊のうちに。みつから墓所造りて。そこにてよめる歌。拾遺集雜上に載せり。そは神明寺のほとりに。無常所まうけて侍りけるか。いとおもしろく侍りければ。といふ端詞にて。をしからぬ命や更にのひぬらん。をばりの烟じむるのへにて。と見えたる無常所は。全壽藏のことになんありける。此歌の家集の端詞には。山里に侍りし頃。人々とふらはんとて。まうて来て。物なといひ侍りしにと有り。これに據れば。無常所は山莊のうちに營みたるより。其山莊にてよめる歌なれば。家集には。細かに云はぬなりけり。さはれ歌はむねと無常所によめる趣きなれば。拾遺集には其意しらひして。端詞かけるなるへし。今熟ら考ふるに。蘇我蝦夷の多くの民どもを役たさせて。墓所造りたるは。天津日繼をさへ。侵し奪ひたてまつらむ。おのが權勢の餘りに。物じたる逆わさなれば。かにかくに輪ふに足らず。太子傳曆に記せる一條は。徒然草にも見えて。こよなき御心おきてと。畏みてはあれど。此は太子の御子孫いくはしらまじりたるか。悉皆入鹿に弑され玉ひて。とみに御後の絶え果

にたるを潤飾たる。後人のさかしらることならん。墓所のめぐりを断ち断たさるによりて。子孫の繼きもし絶もする道理あらんやは。いと拙き妄説なるは。いと著くこそ有けれ。中略元輔の造れるは。山莊のしつかにをかしき處をしめて。營みたれば。有るか中によしあることちす。都て壽藏は。もろこし人の創めたる事なから。傳曆の如く。むげに佛道にかたよれる。書紀に見えたる僧上の類などは。をさしあらず。皆世にゆるされたる。すくれ人みやひ人などの。思ひよれることなりけり。その初とおほしきは。後漢趙岐。列傳第 五十四建安六年卒。先自爲壽藏。壽藏謂 塚也。傳壽者。取其久遠之意也。圖季札。子産。晏嬰。叔向。四像。居賓位。又自書其像。居主位。皆爲讚頌。とあるより。唐に到りては。姚勗。韓昶。盧昭隣。李適など。みな豫めよしある處に。墓所營みて。みつから墓誌をも作り。常にそこに往かよひて。遊びもしたりとおほし。あるかなかに司空圖は。壽藏つくりて。親しき友たちうち集へて。酒のみ遊びしたること見えたり。以上の事は。唐書また後漢書などにもあり。又東坡詩集のうち。に。長夜室といふこと見ゆ。これも壽藏のひとつの名稱なるへし。こなたに元輔の無常所まうけたる山莊に。友たちの來かよひたるも同じさまにて。をかしよう覺ゆ。さて此後も壽藏造りたる人は。多からめど。然るへき人のせさりしにや。絶て其事きこえずなりぬるに。近く元祿三年に。水戸の西山公自ら碑銘つくりて。瑞龍山に建玉へること。桃源遺事に見えたるぞ。誰も知ることなりける。とありて。また因云。生前墓どころを營むことは。漢土の風の遷れるなりといひ。其創始は聖德太子に起れるか如くに云へど。仁德帝の百舌鳥野耳原の山陵は。帝の親しく地を定め玉ひ。造らせ玉ひし者に

て。壽藏とさへものに記しつれば。是をこそ壽藏の始めとは記すへきなれ。と云ふ人あらむ。なれども此は漢土の風にならばせ玉へるにはあらて。畏き帝の御心より出たる一種殊なる御あらまし事の。盛典として見るへき事なれば。後世の壽藏の例には引くへくもあらず。と云れたれど。此天皇の造らせ玉へるも。當時のさまを思ふに。なほ漢土の風にならばせ玉へるものなるへくおほゆるは。いかゞあらん。なほ後の人よく考へし。○丁酉。十八日なり。○起野中。類史戊本。起を起に作れり。○役民。本に民を氏に作れり。今類史に據て改め訂せり。○百舌鳥。倭名抄羽族部。鷓鴣名苑云。鷓一名鷓。漢語抄云。一云。鷓伯勞也。日本紀私記云。百舌鳥。漢注云。按禮記月令云。仲夏之月鷓始鳴。反舌無聲。注云。鷓伯勞也。伯勞毛受。反舌百舌鳥。是鷓與百舌鳥不同明矣。漢語抄以鷓爲毛受。日本書紀以百舌鳥爲毛受者。其說不同也。源君混爲一非是。とあり。なほ箋注に詳なり。○咋割。集解に。割類聚國史無。傍訓據入。として削れり。○號其處云々。此文に據れば。耳原即石津原内なり。○耳原。記に毛受之耳上原とあり。記傳云。耳の下なる上字は。耳を上聲に讀へしとの注なり。耳原は美々波良か美々能波良か。決めかたし。攝津國島下郡にも。今耳原村と云あり。と云り。

是歲。於吉備中國川島河派。有大虬令苦人。時路人觸其處而行。必被其毒。以多死亡。於是笠臣祖縣守爲人勇悍而強力。臨派淵。以

三全瓠。投水曰。汝屢吐毒令苦路人。余殺汝虬。汝沈是瓠。則余避之。不能沈者。仍斬汝身。時水虬化鹿。以引入瓠。瓠不沈。即舉劍入水斬虬。更求虬之黨類。乃諸虬族滿淵底之岫穴。悉斬之。河水變血。故號其水曰縣守淵也。

吉備中國。備中始て見えたり。此後安閑紀三年備後國見え。欽明紀十七年備前國見えたり。かく三國にわかれても。雄略紀七年二十三年。また欽明紀舒明紀に。吉備と書り。さらには三國にわかれしは。なほ後の事かと思ふに。既に前中後の名目見えたるは。本文のまゝに心得て。さて其後吉備と書きしは。大凡に書しものとすへし。さて大化改新の時。國司郡司を置れし時は。さたかに三國なることは。いふに及はされど。其後も天武紀元年に。吉備國司當麻公廣島とあるは。疑はしきやうなれど。これは三國を併せて領したるものにて。同紀吉備大宰。吉備德領。と云に同じとすへきなり。○川島河。本に島を鳴に誤る。今薩摩本考本並證等に據て改む。應神紀に吉備國川島縣とあり。備中窪屋郡にあり。○大虬。倭名抄。蛟。説文云。蛟。美都知。日本紀私記用。大虬二字。龍之屬也。山海經云。蛟似蛇而四脚。池魚滿二千六百。則蛟來爲之長。○美注云。按以蛟爲美都知。以大虬爲美都知。其說不同。非蛟一名大虬也。又按萬葉集云。虎爾樂。古屋乎。則蛟來爲之長。而青淵出。蛟龍取將。鯨刀毛我。蛟龍即蛟龍之異文。中唐龜龍。釋文本作蛟是也。宜訓。美都知若多都。今本

美は龍蛇の類の稱なり。又龍蛇蛟などの美も此なり。又日讀の巳も此意なるへし。豆は例の之に通ふ辭。知は尊稱と云り。○岫穴。倭名抄。陸詞云。岫。山穴似袖。和名久岐。○縣守。岡山縣地誌云。縣守淵は。窪屋郡酒津村高梁川の分流する所にあり。今は三子淵と云り。蓋三子は岫の訛稱なるへし。とあり。

當此時妖氣稍動。叛者一二始起。於是天皇夙興夜寐。輕賦薄歛。以寬民萌。布德施惠。以振困窮。弔死問疾。以養孤孀。是以政令流行。天下太平。二十餘年無事矣。

當此時は。上文を承たるか如くなれど。しからし。たゞ天皇の晩年。この六十七年頃を。大凡にさして云るものなり。○夙興夜寐云々。通證に。以下至政令流行。淮南子脩務訓文。とあり。かゝる時に當りて。天皇の徳を脩め給ひし事を形容して。漢文を假たるまでの事なり。かの元年の文と同じさまな

り。○萌。考本に庶とあれども。漢書楚元王傳に。民萌。又劉向傳にもあり。師古曰。萌與_レ氓同。無知之貌。とあれは。本のまゝにてよろし。即淮南子には。氓に作れり。○以振。本に以を心とあるは誤なり。傍書に以とあるに據る。北野本中臣本にも。以とあり。淮南子にもしかあり。

八十七年
己亥

八十七年春正月戊子朔癸卯。天皇崩。冬十月癸未朔己丑。葬于百舌鳥野陵。

癸卯。十六日なり。○天皇崩。記云。天皇御年捌拾參歲。丁卯年八月十五日崩也。とあり。丁卯は天皇の五十五年。允恭天皇の十六年にあたれり。此紀と甚く異なり。大日本史云。本書享年缺。水鏡皇代記皇年代略記神皇正統記。並曰一百一十歲。據_レ之推_レ之。則帝以_レ應神帝二十一年一_レ生也。然本書載。帝與_レ平群木菟同日而生。而木菟使_レ百濟。見_レ應神帝二年紀。帝悅_レ髮長媛。見_レ二十二年紀。諸書之說其誤可_レ知。故不_レ取。とあり。記傳云。書紀の紀年トレタテに依て云ば。應神卷十三年に。髮長媛を感給ひし事あれば。其時既に成人賜ひけむ。然らば崩坐しはとは。百三十歳にも多くあまり給ふべきなり。帝王編年記には一百一十歳とせるせり。竟宴の歌に。煙なきやとを思ひし皇こそ。八十年あまり。國しらしけれ。とあり。これは御在位の年数をよめるなり。○己丑。七日なり。○百舌鳥野陵。記云。御陵在_レ毛受之耳原也。諸陵式。百舌耳原中陵。難波高津宮御宇仁德天皇。在_レ和泉國大鳥郡。兆

城東西八町。南北八町。陵戸五烟。とあり。中陵とは。城南にも北にも陵ある故に云なり。和泉志に。在_レ軸松村東。今號_レ大山陵。兆城方圍八町。城外四畔有_レ七家。曰長家。俗云_レ武内宿禰。曰長山家。俗云_レ王仁。曰狐山。曰寺山。曰土籠山。曰平塚山。曰圓山。

日本書紀卷第十一終

終字北野本中臣本になし

日本書紀通釋卷之四十一

飯田武鄉謹撰

日本書紀卷第十二

去來穗別天皇 履中天皇

瑞齒別天皇 反正天皇

去來穗別天皇 履中天皇

周易上彖傳曰。履剛中正。履帝位而不疚。說苑脩文曰。舜以匹夫。積正合仁。履中行善。而卒以興。とあり。

去來穗別天皇。大鷦鷯天皇太子也。去來。此云伊弉母曰磐之媛命。葛城襲津彦。

履中天皇
紀

女也。大鷦鷯天皇二十一年春正月。立爲皇太子。時年十五。八十七年春正月。大鷦鷯天皇崩。

時年十五。通證に。定壬生部。見仁德七年紀。然則爲二年二十五也。集解に。六年紀崩年七十。然則當八歲。不知孰是。などあり。なほ崩年の下に云へし。さて時年十五四字。本書に細字に作るを。今集解に據て大字に改め書せり。

皇太子自諒闇出之。未即尊位之間。以羽田矢代宿禰之女黑媛欲爲妃。納采既訖。遣住吉仲皇子而告吉日。時仲皇子冒太子名。以奸黑媛。是夜仲皇子忘手鈴於黑媛之家而歸焉。明日之夜。太子不知仲皇子自奸而到之。乃入室開帳。居於玉床。時床頭有鈴音。太子異之。問黑媛曰。何鈴也。對曰。昨夜之非太子所賣鈴乎。何更問妾。太子

自知 仲皇子冒名以奸黑媛則默之避也。

皇太子。北野本に皇字なし。○自諒闇出之。古本の訓に。ミモノオモヒハテマシテ。またミオモヒハテマシテとよめり。又アサノミノツギマシテ。又ミモノコトハタシマシテとよめり。○羽田矢代宿禰は。武内宿禰子なり。應神紀三年の下に出。下の元年に出たる葦田宿禰とは異なり。其處に云。○納采既訖。納采の訓アトフル。安康紀に聘。武烈紀に聘とあり。また紀中誘字。字鏡詔をも訓り。神代紀に阿黨播磨。雄略紀に與一夜とあるも同語にて。物の熟するを云詞なりと。或人の云るはさることなり。こゝにては結約の義なり。但し言意は未詳。しかるに谷川氏か相問義と爲るは非なり。同訓ながら。下文に喚刺領巾而眺之と訓めるは。アトラへの略にて。垂仁紀神功紀にも見えて。此と同じからず。字鏡にまた詔をアトラへとも訓り。さらば字鏡のアトへは。アトラへの略なるへし。さてこの四字を古訓に。チキ。○告吉日。婚禮に吉日を撰ふこと既に云り。○冒太子名。僧尼令に。私度及冒名相代。義解。謂冒覆也。とあるか如し。通證云。眞徳曰。源氏物語乃浮舟乎。句宮乃兼大將軍。新寄多流。○手鈴。釋紀に以鈴爲飾如手玉也とあり。此相乃事乎。世利。實爾日本紀乃所望云之人爾。と云り。○手鈴。釋紀に以鈴爲飾如手玉也とあり。萬葉十三に眞刺持。小鈴文由良爾。手弱女爾。吾者有友とあり。男女共に鈴を飾と爲たりしなり。○帳。倭名抄に。唐韻云。幌帷帳也。止波利。また帳音長。釋名小帳曰斗。俗云斗帳。又帳屬有几帳之名。

所出未詳。とあり。止波利は戸張の義か。小張曰斗とあるは疑はし。記傳云。そもく和名抄には。惟は加太比良。喜は萬玖。帝は比良波利。惟は阿計波利。惟は萬多良萬久。惟は止波利。惟は俗音長など。くさく／＼擧たれども。そはやく後のことにて。古はさしもあらし。字も漢國にても通用ること常なれば。此の訓も右の字どもには泥ます。たゞ古き名に依て訓へきなり。と云れたり。○玉床は。御坐なり。○昨夜之。集解に之字を衍と爲たるはあらし。通證に荀子を引て。周公曰。我文王之爲子武王之爲弟。成王之爲叔父。文法與此同。と云れたる言なり。

爰仲皇子畏有事。將殺太子。密興兵圍太子宮。時平群木菟宿禰。物部大前宿禰。漢直祖阿知使主。三人啓於太子。太子不信。故三人扶太子。令乘馬而逃之。仲皇子不知太子不在。而焚太子宮。通夜火不滅。

木菟宿禰。應神紀三年に見えて。それより此に至りて一百二十八年なり。○物部大前宿禰。天孫本紀に。宇麻志麻治命十一世孫。物部真掠連公孫。物部大前宿禰連公。冰連等祖。麥入宿禰之子。とあり。○阿

知使主。應神紀二十年に見ゆ。○令乘馬而逃之。記云。本坐難波宮之時。坐大嘗而爲三豐明之時。於大御酒。宇良宜而大御寢也。爾其弟墨江中王。欲取天下。以火著大殿。於是倭漢直盜出而乘御馬。令幸於倭。とあり。難波宮は父天皇の都にて。太子宮もそこに在しなり。○焚太子宮。この時に難波宮をも焚しなるへし。古事談に。遷都以後。始内裏焼。天德四年九月二十三日也。人代以後第三度也。難波宮之時一度。藤原宮之時一度。と云り。按て帝王通年記に。和銅四年是藤原宮火とあり。但し續紀には載せず。れて。故都なるか故に。記し流されたるものなるべし。古事談に云へるは此事なるべし。

太子到河内國埴生坂而醒之。顧望難波。見火光而大驚。則急馳之。自大坂向倭。至于飛鳥山。遇少女於山口。問之曰。此山有人乎。對曰。執兵者多滿山中。宜廻。自當摩徑踰之。太子於是以爲。聆少女言而得免難。則歌之曰。於朋佐箇珥。阿布夜鳥等謎鳥。彌知度沛度。哆駄珥破能邏孺。哆耆摩知鳥能流。

埴生坂。河内名所圖會に。丹南郡野々上村の邊を云と記せり。河内志に。丹南郡羽曳山。在郡東南。山

勢起伏逶迤。連亘石川古市錦部三郡。本郡平尾丘。丹比丘。埴生坂。皆此山脈。とあり。醒と云ふこと上によしなしいかゞと。記傳に云り。○大驚。記云。到于多遲比野。而寤詔。此間者何處。爾阿知直白。墨江中王火着大殿。故率逃於倭。爾天皇歌曰。多遲比怒遲。泥牟登斯理勢婆。多都基母々。母知豆許麻志母能。泥牟登斯理勢婆。到於波遲麻坂。望見難波宮。其火猶炳。爾天皇亦歌曰。波波布邪迦。和賀多知美禮婆。迦藝漏肥能。毛由流伊幣牟良。都麻賀伊幣能阿多理。○自大坂。記に大坂山口とあり。大坂の事は既に云へり。次に飛鳥山口と云るもこれなり。河内石川郡より。大和葛下郡に入る路なり。次に云。○至于飛鳥山。飛鳥山の名義次に云。河内志に古市郡飛鳥山。飛鳥村上方。とある即是なり。大坂と云は。此山越の大名にて。飛鳥山と云は。其大坂を河内の方より上る處の名なり。○遇少女於山口。これまての道の事を。河内國人僧覺峯と云るか書るものに云く。埴生坂といへるは。今野の上といひて。泉州堺より。河内古市へ來る道にして。西は野村。東は野之上までの高き所なり。これをいにしへはにふ坂といひしなり。難波の方能く見ゆる處なり。古市を過ぎ石川をわたり。駒ヶ谷の邊に至る。これより東は次第に山に入る。故駒ヶ谷のほごりを。大坂山口と云ひしなり。大坂と云は。只今山田といへる邊なり。大坂の磯長といふなり。天皇の少女にあひ玉ひし所は。駒ヶ谷を過ぎ。あすかの里との間にて。今稚宮の森といふ邊にて有へし。稚宮の邊より。廻もとりて。駒ヶ谷より北へ向て。當摩徑の谷みちより踏給ふなり。自龍田山。踏といふ文これなり。山田を経て巖屋越より越ゆれば。龍田山

を越といふにかなはず。龍田より遙南へ出るなり。ここに敵の伏兵の中へ行なり。並河氏たゞ當摩と當麻と同じと心得られしならん。古事記に當岐麻道と書れしは。かゝる誤のなきかためなるへし云々。と云れたり。この當岐麻道の説は。下に大澤清臣の論あり。そこ云へし。さて阿須可と云る名義は。記に上幸於倭之時。到大坂山口云々。詔曾婆訶理。今日留此間。而先給大臣位。明日上幸。留其山口。即造假宮。忽爲豐樂。乃於其隼人。賜大臣位云々。斬其隼人之類。乃明日上幸。故號其地。謂近飛鳥。上到于倭。詔之。今日留此間。爲祓禊。而明日參出。將拜神宮。故號其地。謂遠飛鳥也。とあり。名義これより出たり。○當摩徑云々。記云。到幸大坂山口之時。遇一女人。其女人白之。持兵人等。多塞此山。自當岐麻道。廻應越幸。爾天皇歌曰云々。記傳云。和名抄に大和國葛下郡當麻多以末。神名帳に同郡當麻都比古神社。當麻山口神社などあり。當麻寺。世人のよく知れる處なり。さて此道は。河内の石川郡より。大和の葛下郡へ越る山路にして。二上山の南に在て。今世に竹内越と云道なり。かの大坂の道と此道とは。河内の古市郡の飛鳥より別れて。此道は南へ物して。石川郡を経て。葛下郡の竹内と云處に出るなり。と云り。然るに右に引る僧覺峯は。この當岐麻道越を。今云岩屋越なりと云るを。我友大澤清臣か辨に云。本考に當岐麻道は。河内の駒谷より。田邊國分などへゆく道を。今は五十村越といふ。此道古の當岐麻道越なり。日本紀には當摩徑とかけり。並河氏たゞ當摩と當麻と。同じと心得られしならむ。古事記に當岐麻道と書れしは。かゝる誤のなきかためなるへしと云り。河内名所圖繪にも。此五十村越を。當摩徑にあてたるは。此僧の説なるへし。按するに。當麻道は。河内の山田より。大和へこゆる道にて。いま竹内越とよへる是なり。岩屋越は。後世の間道

にて古道にあらす。かつ大和志には。當麻道のありかを載せざるを。本考にたい。さるを日本紀の本條に見えたる。龍田山への地理に叶へむとして。五十村越の山路をしも。當麻道に附會して。當麻と當摩との用字例を論へる。うけ難き事ともなり。凡かゝる事を證さむには。五十村越のみち。古の當麻徑ならは。其微徑を掲ぐへき事なるに。たゞ地理に押當たるのみにて。謂ふ人はあらし。まして古くより名たる當麻邑の。いと遠からぬわたりなるや。抑當麻邑の當昔の區域は。さたかに知るよしなけれども。舊稱は寺號村名に存り。かつ和名抄に載せたる。萬下郡の郷名にも。當麻多以麻と見えたるは。郡中の大名にて古くより一郷なりしこといしるしかれば。今の七八ヶ村。乃至十餘ヶ村にもわたりし。廣さなりしことを押はかるべく。かつ今の當麻近傍の村々は。おほかた其郷中なりし事も。竹内越を當麻道といひしゆるよしも。自ら明らかなるに非すや。はた紀中用字の例を考るに云々。武部云。麻と摩との用字の論。こゝにあまり用なれば今省けり。また大坂道は。本考に。今の山田より竹内へ越る道なり。といへるも違へり。竹内へ越る道は。むかしの當麻道なること。上に云るか如し。大坂道はいま穴蒸越とよへる山路にて。河内の飛鳥あたりより。右にゆけば當麻道にて。左にわかれて。大坂山二上山の北つらを東へこゆれば。やかて大和の穴蒸村にいつ。これいにしへの官道なり。式帳に見えたる大阪山神社も。此所にたゞせ給へり。東北の方に逢坂村といふもあり。これも大坂ならむを。今は逢坂とかきならへり。そも此の事は。古昔にあまた見えたる中にも。萬葉集十に。大坂をわか越くれは二上に。もみち葉なかるしくれふりつと。と見えたるは。目のあたり其地を指示せるか如し。竹内越としては。似もつかぬありさまなるをも思ふへし。さて記に天皇歌曰云々。

故上幸坐三石上神宮と見えたるは。やかて女人の教へ奉れるまゝに。當麻道より廻りて。こゝ幸せりし趣なり。と云れたり。この辨さることなるへし。なほ次に引へし。○於朋佐箇珥。於大坂一なり。○阿布夜鳥等謎鳥。遇や少女をなり。少女爾と云へきを。哀と云こと古此例多し。仁徳紀に。和例鳥斗波輪。我に問。萬葉十五。伊豆良等和禮乎等波婆。伊可爾伊婆牟。などの如し。○瀧知度沛歴。道問者なり。記傳云。此は大坂なれば。道の筋のしらねを問玉ふ意に非し。此山有人乎。對曰云。やとある如く。ゆくさきに敵などあらむことを。おもはして。道の状を問玉ふ意なるへし。○哆駄珥破能還。直には不告なり。直に行へき大坂の道の事を。告らすしてなり。○哆者摩知鳥能流。當麻徑を告なり。守部云。一首の意は。大坂にて遇へる娘子に。道を問たるに。尋常ならは其直道をこそ教ふべきものなるに。殊更に迂遠なる當麻道をしも教へたるは。今そしる。朕に危難を通れしめんとしてなりけり。かのをどめは神女なりけらし。と含玉ふなり。此女人は崇神紀に。大彥命に告たる山代の幣羅坂の少女の類の神女にて。天皇の危難を告に。某神の顯れ坐つるなるへし。と云へり。

則更還之。發當縣兵令從身。自龍田山踰之。時有數十人執兵追來者。太子遠望之曰。其來者誰人也。何步行急之。若賊人乎。因隱山中而待之。近則遣一人問曰。曷人且何處往矣。對曰淡路野鳥之海人也。阿曇

連濱子一云。阿曇連黑友。爲仲皇子令追太子。於是出伏兵圍之。悉捕得。

則更還。少女の言に據て。路を當摩徑の方に引還し給ふなり。○發當縣兵。垂仁紀に發近縣卒一などもありて。古農兵なりしかは。忽にかくは發し給へりしものか。されどこのあたり聊疑はし。前途に兵卒の滿々て。太子を待うたんど。構へしをも知しめさす。已に其地に至らんと爲玉ひし折から。神女の告に據て。危難をも免かれ玉ひしものよ。かく俄に當縣兵を召させ玉ふへき猶豫もあるまじきさまなり。次に云。○自龍田山踰之。龍田山は大和平群郡なり。これは今の龍野越にて。大坂道の北に當れり。この路の事は。神武紀に詳なり。さて少女は。當摩道を教へ奉りしに。自龍田山踰之とある。かくては少女か教を信させ玉ひしにあらすなりていか。御歌にも協ひかたし。紀傳にも。龍田山より踰坐る。按ふに太子は少女か申しし隨に。當摩道より越坐りしか。當縣の兵ともか。追々に太子を慕ひまつりて。集まり來り。其を率て從身せしめたる味方の一將か。龍田山の方より太子の御跡を尋ねて。大和に入りしにあらしか。それを太子と混して。かく傳へたりしなるへし。なほ次に云。○其來者。本に其下に彼字あり。熱田本に无に從て削る。○淡路野島。野島又沼島とも書く。淡路三原郡の東方の海中にあり。日本實測録に。淡路國三原郡沼島。周廻二里六町三十八間。と見えたり。萬葉集の歌にもあまたよめり。

海人の事も萬葉六に。御食國。日之御調等。淡路乃。野島之海子乃云々。などありて。古くより名高し。土佐日記にも。阿波の水門をわたる云々。このみさをわたりぬ。とらうの時ばかりに。奴島といふ處をすきて云々とあり。季時云。沼島淡路の海中にあり。太平記には武島とあり云々と云り。○阿曇連濱子。この氏の海人の宰なること。應神紀にみゆ。濱子は應神紀なる大濱宿禰の子か。○一云黒友。本に黒を里とあり。今秘閣本熱田本與國本北野本等に據て改む。○悉捕得。下にも云りし如く。太子は甚く危急に迫り玉へるさまなるを。時の間に當縣兵を集めてかゝる御勢になり玉へりし。あるまじき事にはあらねど。なほあまり不意きやうなり。次の倭直吾子籠の事も同じ。これらもしくは。味方の一將の爲たる事にはあらしか。記にはすへて此等の事を記すて。太子は當摩徑より直に石上神宮に至りまじきさまに記したり。

當是時。倭直吾子籠素好仲皇子。預知其謀。密聚精兵數百於攬食粟林。爲仲皇子將拒。太子時太子不知。兵塞而出山。行數里。兵衆多塞不得進行。乃遣使者問曰。誰人也。對曰。倭直吾子籠也。便還問使者曰。誰使焉。曰。皇太子之使。時吾子籠憚其軍衆多在。乃謂使者曰。傳聞皇太子有非常之事。將助以備兵待之。然太子疑其心。

欲殺。則吾子籠愕之。獻己妹日之媛。仍請赦死罪。乃免之。其倭直等貢采女。蓋始于此時歟。

倭直吾子籠。仁德紀に見ゆ。○預。類聚國史一本に豫とあり。○攪食粟林。大和志に忍海郡。粟村。元名攪食。又云。忍海郡粟栖郷已廢。存柳原村。即此。とあり。萬葉六。大伴卿在。事樂家。思故卿。歌。指進。乃粟栖乃小野之。芽花。將落時爾之。行而手向六。○行數里。通證に里謂。路程。非。村里之里。と云り。○日之媛。雄略紀に倭采女日媛と同じ人か。また別なるか未詳。○貢采女。此事既に云り。集解に。按孝德天皇二年紀曰。凡采女者。貢郡少領以上姉妹。及子女形容端正者。據此考。此。貴族非。貢采女之制。吾子籠神別貴族。以此謝罪。自降等威也。と云り。

太子便居於石上振神宮。於是瑞齒別皇子知太子不在。尋之追詣。然太子疑弟王之心。而不喚。時瑞齒別皇子令謁曰。僕無黑心。唯愁太子不在。而參赴耳。爰太子傳告弟王曰。我畏仲皇子之逆。獨避至於

此。何且非疑汝耶。其仲皇子在之。獨猶爲我病。遂欲除。故汝寔勿黑心。更返難波。而殺仲皇子。然後乃見焉。瑞齒別皇子啓太子曰。大人何憂之甚也。今仲皇子無道。群臣及百姓共惡怨之。復其門下人皆叛爲賊。獨居之無與誰議。臣雖知其逆。未受太子命之。故獨慷慨之耳。今既被命。豈難於殺仲皇子乎。唯獨懼之。既殺仲皇子。獨且疑臣歟。冀見得忠直者。欲明臣之不欺。太子則副木菟宿禰。而遣焉。

石上振神宮。式山邊郡石上坐布留御魂神社。布瑠村にあり。垂仁紀三十九年に出。○參赴。本に赴を起に誤る。今考本に據て訂せり。○獨猶。熱田本獨字なし。○大人。集解に按人疑子之誤。然則大當レ作太。○不欺の訓。雄略紀に不貞をサタカナラスとあり。貞字の義なり。元正紀詔に佐太加爾牟俱佐加爾とあり。紀中また定を訓み。昔家萬葉に眞をよみ。白氏文集に安定をよめるなど。意は通へども聊か異なり。

爰瑞齒別皇子歎之曰。今太子與仲皇子並兄也。誰從矣。誰乖矣。然亡無道就有道。其誰疑我。則詣于難波。伺仲皇子之消息。仲皇子思太子已逃亡而無備。時有近習隼人曰。刺領巾。瑞齒別皇子陰喚刺領巾。而誂之曰。爲我殺仲皇子。吾必敦報汝。乃脫錦衣禪與之。刺領巾恃其誂言。獨執矛以伺仲皇子入廁。而刺殺。即隸于瑞齒別皇子。於是木菟宿禰啓於瑞齒別皇子曰。刺領巾爲人殺己君。其爲我雖有大功。於己君無慈之甚矣。豈得生乎。乃殺刺領巾。即日向倭也。夜半臻於石上而復命。於是喚弟王以敦寵。仍賜村合屯倉。是日捉阿曇連濱子。

隼人。上に出。記傳云。此は勇猛き者なる故に。皇子等にも各附て。仕奉るかありしなるへし。と云り。天皇にも仕奉りしこと。雄略紀に見えたり。さて此らは彼國より分番のものなるか。またもとよ

り畿内に住るものなるか知かたし。○刺領巾。名義詳ならず。記には曾婆加理とあり。○爲我殺仲皇子。本に仲字なきは脱したるなり。信友校本には中字あり。○衣禪。禪は袴に同じ。古は通はして用たり。下欄の事に
はあらず。天武紀十四年に御衣禪とあり。記には若汝從三吾言者。吾爲三天皇。汝作三大臣。治三天下云々。大臣はオホマヘツキミと訓へし。隼人は
臣姓ならねば。オホオミと訓むは非なり。爾多祿給三其隼人。とあり。錦衣禪は即大臣の衣るべきものなり。○崩。倭名抄崩和名加波夜とあり。名義は傍屋なり。屋の傍に別に建るをいふなり。川屋の義なりとするはあらず。○木菟宿禰啓。記には太子の御言と爲り。○乃殺刺領巾。かくては木菟宿禰か。殺したるさまにも聞えたれと。なほ天皇の殺したまへりしものとすへし。記にはしかあり。さて此時の事を通證に。此與三景行天皇誅三市乾鹿文三同意。文治中藤原泰衡敗走。部將河田二郎斬三其首。獻三源賴朝。以希賞。賴朝責三其不忠。執而戮之。亦有三建德之風。若木菟勸帝誅刺領巾。則上世已有三此比。而可三以爲三萬世之法。とあり。建德の事をも。新唐
書を引て此に云れたり。○喚弟王以敦寵。記云。於是其伊呂弟水齒別命。參赴令謁。爾天皇令詔。吾疑三汝命若與三墨江中王三同心乎。故不三相言。答曰。僕者無三穢邪心。亦不三同三墨江中王。亦令詔。然者今還下而。殺三墨江中王三而上來。彼時吾必相言。故即還三下難波。欺三所三近三習墨江中王三之隼人名曾婆加理云。若汝從三吾言三者。吾爲三天皇。汝作三大臣。治三天下。那何。曾婆訶理答曰。隨三命。爾多祿給其隼人。曰。然者殺三汝王三也。於是曾婆訶理竊伺三己王入三廁。以三矛刺而殺也。故率三曾婆訶理。上三幸於倭之時。到三大阪山口。以爲。曾婆訶理爲三吾雖三有大功。既殺三己君。是不義。然不三棄三其功。可三謂三無信。

既行其信。還惶其情。故雖報其功。滅其正身。是以詔會婆訶理。今日留此間。而先給大臣位。明日
上幸。留其山口。即造假宮。忽爲豐樂。乃於其隼人賜大臣位。百官令拜。隼人歡喜。以爲遂志。爾詔
其隼人。今日與大臣飲。同盡酒。共飲之時。隱而大鏡。盛其進酒。於是王子先飲。隼人後飲。故其隼人飲
時。大鏡覆面。爾取下出置。席下之劍。斬其隼人之頸。乃明日上幸。故號其地。謂近飛鳥也。上到于
倭。詔之。今日留此間。爲被禊。而明日參出。將拜神宮。故號其地。謂遠飛鳥也。故參出石上神宮。
令奏天皇。政既平訖。參上侍之。爾召入而相語也。とありていと詳なり。○村合屯倉。詳ならず。神代
紀に邑井田あり。名義は同じかるへし。

元年春二月壬午朔。皇太子即位於磐余稚櫻宮。

磐余は十市郡なり。既出。稚櫻宮の名義は。三年の處に云。宮趾は大和志に池内村なりと云り。式大
和國城上郡若櫻神社あり。今は十市郡に屬り。此社は十市郡櫻井の邊なる谷村にある。白山權現と云
是なりと云り。今思ふに。櫻井と云處も。もじは若櫻宮號の遺れるには非るにやと。記傳に云り。
世安靈には。此天皇のを。櫻井町大字谷。字西浦。稚櫻神社の近傍の地と云ひ。さて神功皇后のを。さて神功紀に都於磐余とあ
安佐村大字池の内。稚櫻神社所在の地。これ皇居の一局郡なりと云り。これはよくたつねへし。さて神功紀に都於磐余とあ
る下に。是謂若櫻宮とあり。また古語拾遺にも。神功皇后の御世を磐余稚櫻朝。此天皇御世を後磐
余稚櫻宮と云り。この事は既に神功紀に云り。さて帝王編年記に。按二年冬十月都於磐余とあるは。

元年庚子

此とあはす。また大日本史即位の下に。水鏡皇代記年代略記。并日時年六十二。歷代皇紀六十四。帝皇編
年記六十五。諸説紛紜。今不取とあり。

夏四月辛巳朔丁酉。召阿曇連濱子。詔之曰。汝與仲皇子共謀逆。將傾
國家。罪當于死。然垂大恩。而免死科。墨即日黥之。因此時人
曰阿曇目。亦免從濱子野島海人等之罪。役於倭。蔣代屯倉。

丁酉。十七日なり。○科墨即日黥之。本に日を日に誤る。今考本に據て改め訂せり。黥の事。次に伺
部之黥皆未差とあるは。たしかに刑ともおもはれず。雄略紀に。鳥官之禽。爲苑田人狗所嚼死。天
皇黥跡。而爲鳥養部とあるは刑なり。記傳云。黥の刑は上代より有しか。はたこの履中紀に。時
人曰阿曇目とあるを思へは。彼時より始りしにやとも聞ゆるは。いかに有けん。さて此黥を面黥と
も書き。ヒタヒキサムとも。メサクとも云る。面と云額と云目と云る。皆同じことなり。又めさくと
云も。實に目を裂には非ず。目の邊を刻むなり。と云り。或人云。目前。刻也と云り。さて此に墨字を書れしは。通證
に。墨刑五刑之一。見書伊訓。注鑿其額。涅以墨書とも。黥見書呂刑。疏黥面即墨刑也。とも云り。
されど皇朝の刑。墨を入れしこと見えねと。なほ同じさまなるからに。墨字をあてたるならむか。詳

ならず。○阿曇目。目は部の義なるへし。此は濱子一人にはあらずして。其部下の人を。盡く一時歎きしならん。故誰も見て。阿曇の部下の人は。忽それと知らるる故に。かゝる時人の語もありしならむ。これを見林か説に。後世属人曰目。蓋起于此。と云れしはいかゞあらん。但し人を罵りて。めと云りし。ことども。古今著聞集牛祭文。盛衰記などに見えたり。其人をたしかに指つけてはいへき。なほ部の義なるへし。 ○倭蔭代屯倉。何郡に在しにか詳ならず。仁徳紀に。さて其屯倉に役ふも出づ。 人夫の代りに役ひしなるへし。

秋七月己酉朔壬子。立葦田宿禰之女黑媛爲皇妃。妃生磐坂市邊押羽皇子。御馬皇子。青海皇女。一日版。豐皇女。次妃幡梭皇女。生中磯皇女。是年也太歲庚子。

壬子。四日なり。○葦田宿禰。記に萬城之曾都毗古之子。葦田宿禰之女。黒比賣命。とあり。記傳云。諸陵式に。片岡葦田墓。在大和國葛下郡。とある地に因れる名なり。神名帳同郡片岡坐神社もあり。古今集より以來の歌に。片岡の朝原と多くよめるも。此地のことなり。姓氏錄にも。大和國に葦田首と云姓もあり。此人の父曾都毗古の郷も。萬城なれば由縁あり。さて此名の葦田を。或人考に。葉田の誤なり。黒比賣を書紀に羽田矢代宿禰之女とありて。鳥往來羽田之汝妹。ともあればなり。と云る

は中々に誤なり。其故は書紀に。初に以羽田矢代宿禰之女黒媛爲皇妃云々。の事見えたれども。元年の處に至ては。立葦田宿禰之女黒媛爲皇妃云々。と見えたり。羽田矢代宿禰は。曾都毘古の兄なり。其は書紀にも記にも。羽田矢代宿禰とのみありて。羽田宿禰とのみは云る例もなく。又文字も書紀に羽田とのみ書て。葉田と書ることなし。記にも波多八代宿禰と書り。さて黒媛と云は。他にも例多くある名なれば。かの羽田矢代宿禰之女とある黒媛と。皇妃に立給へる黒媛とは。別にもあるへし。又羽田之汝妹と云ることあるなどよりまされて。葦田宿禰の女なるを。羽田矢代宿禰の女とも。傳たるにてもあるへし。何れにまれ。葦田は葉田の誤には非ず。思混へからず。葦田宿禰の名。顯宗卷の細注にも見えたり。顯宗。葦田宿禰と云れたるは信にさる説なり。○爲皇妃。私記に皇妃者羽田子也。とあり。 矢代宿禰之女と云るは誤なること。右に云るか如し。○妃生。本に生字を脱したり。今熱田本秘閣本北野本中臣本考本ともに據て補へり。○磐坂市邊押羽皇子。顯宗紀には磐坂皇子とあり。磐坂は今大和國城上郡磐坂村あり。此なるへしと云り。記には市邊之忍齒王とあり。山城國新喜郡に市野邊村と云あり。又靈異記に。河内市邊井上寺之里と云へることもあり。今河内國志紀郡國府村のあたり。市邊と云もありと云へり。 押羽は下文押磐ともあり。共に借字なり。通證に。古事顯宗記曰。王子御齒者。如三枝一押齒坐也。即此義。押齒倭名抄。齒齒於曾波。蒼頡篇齒重生也。今俗云於佐倍婆。とあり。今ソツバと云も。ソホハの説なり。 ○御馬皇子。萬葉五に馬を美萬と訓めり。大和志添上郡に水間村あり。此地に由あるか。此皇子後に雄略天皇に殺された

まへり。○青海皇女。顯宗紀に忍海飯豐青尊とあり。此御名地名なるへし。其處未考へす。神名式に若
神國大飯郡
青海神社。越後國頸城郡青海神社。和名抄に。同郡青海郡。三河國磐城郡磐城郡などあり。姓氏
録右京神別青海首もあり。或人云。今若狹國青海首島など云處あり。又大飯郡に。飯豐天皇を祀ると云神社もあり。と記傳に云り。
 ○一日飯豐皇女。顯宗紀に忍海飯豐青尊とあり。記には青海郎女。亦名飯豐郎女とあり。此紀の傳に
 ては。一日とあれば一説なり。記傳云。履中紀の傳は。顯宗紀なる飯豐青皇女とは別なる傳なり。然
 るを一日飯豐皇女とある分注は。青海皇女の又名をかくも申すことにはあらず。是は一説を擧げたるに
 て。かの押羽皇子の御子なる飯豐皇女を。履中天皇の御子にて。此青海皇女の事なりとする説もあるよ
 しなり。其一説は即記の傳と同じきなり。と云り。さて飯豐は鳥に由ありて負玉へる御名なるへし。
 和名抄に。張華博物志云。鴝鷓鳥。人截手足爪。棄地。則入其家。拾取之。漢語抄云。以比止與。とあり。
 また式陸奥國白河郡飯豐比賣神社あるにつけて。陸奥風土記に。白川郡飯豐山。此山者豐岡姫命之忌庭
 也。又飯豐青尊。使物部臣奉御幣也。故爲山名。古老曰。昔卷向珠城宮御宇天皇二十七年戊午。秋飢
 饑而人民多亡。故云字惠惠山。後改名云豐田。又云飯豐。又和名抄に陸奥國宇多郡飯豐郷。又式に
 賀美郡飯豐神社。安積郡飯豐和氣神社。これらに據らば。飯豐は地名に據れる御名なるへし。さて顯
 宗紀には。此皇女顯宗仁賢二天皇の御姊と爲り。彼處に云へし。○幡梭皇女は。天皇の異母妹にも同
 名あれども。此はそれにはあらず。應神天皇の皇女に。幡日之若郎女と申かありて。古事記に見えたり。但
し本紀には此皇女を
載せ。即ち其郎女に坐すこと。既に委く上に云り。さて雄略天皇の皇后の。草香幡梭皇后と申すか。即

二年辛丑

二年春正月丙午朔己酉。立瑞齒別皇子。爲儲君。冬十月都於磐余。當
 是時。平群木菟宿禰。蘇賀滿智宿禰。物部伊苕佛大連。圓豆夫羅。大使主。共
 執國事。十一月作磐余池。

天皇の御異母に坐り。此皇女とは別なり。○中磯皇女。安康紀に中帶姫とあり。雄略紀に更名長田大
 娘皇女とあり。始大草香皇子に嫁き給へり。後に安康天皇の皇后に立玉へり。

己酉。四日なり。○平群木菟宿禰。集解云。按是後紀中不見。自應神天皇三年。至此百三十年。とあ
 り。○蘇賀滿智宿禰。石川宿禰の子なり。姓氏錄河内皇別に。蘇何。孝元天皇々子彦太忍信命之後也。
 記云。武内宿禰之子。蘇我石河宿禰。蘇我臣之祖也。とあり。補任に。石川宿禰の子。滿智の子。韓子。とあ
 り。大日本史にも。姓氏錄箭口朝臣條云。宗我石川宿禰四世孫稻目。公卿補任云。稻目。滿智宿禰之曾孫
 也。由是考之。滿智爲石川之子。明矣。と云り。○物部伊苕佛大連。五十琴宿禰の子なり。姓氏錄に
 伊己布都。補任に執政物部伊久佛とあり。天孫本紀に。饒速日命十世孫。物部伊苕佛連公。五十琴宿禰之
 子。此連公。稚櫻柴垣二宮御宇天皇御世。爲大連。奉齋神宮。倭國造祖比香賀君女。玉彦媛爲妻生二
 兒。姊岡爾媛爲妻生二兒。とあり。眞掠。布都久留。目。鍛冶師。並志。と子五人あり。姓氏錄を按する

に。神別に依羅連。巫部連。高橋連等。みな饒速日命十世孫伊己布都大連之後也。とあり。但高橋連條に十四世孫とあるは異なり。○圓大使主。玉田宿禰の子なり。記に都夫良意富美とあり。雄略紀にはノオホハツキ圓大臣。この大臣をオホ。葛城圓大臣。補任に葛城圓使主。武内宿禰曾孫。葛城襲津彥孫。玉田宿禰子。とあり。さて此人は。葛城に往て葛城圓と云へるにて。大使主又使主は。宿禰など云るも同く美稱なり。意富美と云號の例は。明宮段に。九邇之比布禮能意富美と云人あり。紀にはこの人を日觸使主と書り。これを以て意富美も同じき事を知へし。言義は本身なるへし。それを使主と書るは。口語の同じさまに借し字にて。使主は。もと韓國に使用するもの記傳には我人の稱記傳には我人のなりと云り。なること既に云り。阿知使主都加使主の下見る。その使主に大を添て。大使主と書るは。意富美と三言に訓へきためなるへけれど。記傳にも云れたるか如く。さる例もなき事にて誤なるへし。姓氏錄などに。大使主と云名の見えたるも。紛れたるなり。と云れたり。なほ記傳に云れし言とも見るへし。○共執國事。後に置れたる大臣大連などの如く。此四人前つ公として。共に國政を奏しとなり。これを拾芥抄に。執事四人始置之など書せしは。文字に據て云るにて非なり。○磐余池。次文に所謂市磯池なるへし。繼體紀に。都奴登播符。以籓例能伊開能。美繼矢駄府。萬葉集に。百傳。磐余池爾鳴鴨乎。

三年壬寅

三年冬十一月丙寅朔辛未。天皇泛ヲ兩枝船于盤余ヲ市磯池。與ニ皇妃ト各分

乘而遊宴。膳臣余磯獻酒。時櫻花落于御盞。天皇異之。則召物部長眞膽連。詔之曰。是花也非時而來。其何處之花矣。汝自可求。於是長眞膽連。獨尋花。獲于掖上室山而獻之。天皇歡其希有。即爲宮名。故謂磐余稚櫻宮。其此之緣也。是日改長眞膽連之本姓曰稚櫻部。又號膳臣余磯。曰稚櫻部臣。

辛未は六日なり。○兩枝船。兼永本枝を岐に作り。記垂仁段に。二股楳作ニ股小舟ニ而。浮ニ倭之市師池輕池ニ云々。○市磯池。大和志。十市郡市磯池。古蹟在池内村。而石寸掖上山亦隣于此。とあり。但し掖上は葛上郡なり。今廢せり。夫木集。櫻ちる室の山風吹ぬらし。市磯池にあまるしら浪。○膳臣余磯。國造本紀。若狹國造。遠飛鳥朝御代。以膳臣祖佐白米命兒荒磯命。定賜國造。とあり。余磯荒磯同人なり。さて此人は六雁命の裔にて。世々若狹國に住けるか。此氏若狹國に住めりしこと。是は。果行記に委く云り。允恭天皇御世に至りて。更めて國造と稱に定め玉ひしなり。○櫻花落于御盞。通鑑云。維時十一月所謂狂花也。俗謂之歸花。とあり。されど今も十一月には。冬至梅とて咲けるもあれば。狂花にはあらし。但し常の年よりは早かりし

なるへし。○物部長眞膽連。天孫本紀なる物部氏の系に見えず。○掖上室山。大和志云。在室村上方。倭名抄葛上郡牟婁。○稚櫻部造。姓氏錄右京神別。若櫻部造。神饒速日命三世孫。出雲色男命之後。四世孫物部長眞膽連。初去來穗別天皇。泛兩枝船於磐余市磯池云々。長眞膽連。賜姓稚櫻部造。和泉に。若櫻部造。饒速日命七世孫。止知尼大連之後也。履中天皇御世。採櫻花一献之。仍改物部連。賜姓若櫻部造。とあり。○稚櫻部臣。又云。右京皇別。若櫻部朝臣。阿部朝臣同祖。大彥命孫伊波我牟都牟都。通作六。加利命之後也。天武天皇十三年十一月。若櫻部臣賜姓曰朝臣。とあり。記云。亦此御世。於若櫻部臣等。賜姓若櫻部名。記傳云。書紀にもこゝにも名を賜ふとあるは。初賜へる時は。姓にはあらて號なりけむを。子孫相嗣て遂に姓とはなれるなるへし。と云り。さて此稚櫻部と云を。元より領ける國名にも改め負せて。和加佐と稱ふこととなりしにそあるへきと。信友云り。さらは若狹と云は。本よりの名にはあらず。後の稱を始に回して云りしものなるへし。

四年癸卯

四年秋八月辛卯朔戊戌。始之於諸國置國史。記言事達四方志。冬十月堀石上溝。

戊戌。八日なり。○始之。類史百四に始之。二字なし。○國史。史は文書く人の事なり。それを國史と

云り。國々に文人を置くか故なり。通證に。杜預左傳序。諸侯亦各有國史。史周本紀曰。伯陽讀史記。正義。諸國皆有史。以記事。曰史記。玉篇。史掌書之官也。とあり。○言事は。言と事となり。前漢天文志に。左史記言。右史記事。とあり。○達四方志。通證云。志與誌同。記也。杜預左傳序曰。周禮有史官。掌邦國四方之事。達四方之志。とあり。さて達四方志とは。これも左傳注に。國有四表。故言四方とも。達四方之志者。據己國有事。赴告他國。とあるに依れば。國々にて事ある時には。互に相通聞する事のやうなれども。此時の詔は國々の風土を記さしめ玉ふか。専ら本旨にそありけらし。故平田翁も此文を引れて。此は風土記と言はされども。諸國の言と事を記すと有もて。其記せる誌の風土記の體なりけん事知へし。と云れたり。さて其趣を案るに。元明紀に。和銅六年五月。制畿内七道諸國郡鄉名著好字。其郡内所生。銀銅彩色草木禽獸魚蟲等物。具錄色目及土地沃瘠。山川原野名號所由。又古老相傳。舊聞異事。載于史籍。言上。とある史籍のさまを記させたまひしなるへし。さてしか纂め記させ給へる誌を。和銅の時に至りて。注進らせ給ひしものと思はれたり。かくておもへは。推古紀二十八年の下に。錄天皇記及國記とある。國記も風土記の類にて。其はしめは此御世より。續々に記さしめ給ひし書なるへし。○石上溝。大和志に。在石上郡長柄村。今呼布留寺井川とあり。齊明記に。時好興事。廼使水工穿渠。自香山西至石上山。以舟二百隻。載石上山石。順流控引於宮東山。累石爲垣。時人謗曰。狂心渠。と云事あり。これも一なるへし。但しこれには一説あり。